

2013

小山町環境基本計画



静岡県
小山町

■ごあいさつ■



私たちの小山町は、富士山を頂点とした富士外輪状の三國山系、北東方は丹沢山地、東南方は箱根外輪山・足柄山嶺の千メートルを超える山々に囲まれた緑豊かな自然環境と、豊富な湧水、そして田園の広がりから恵みを受け、長い歴史を築いてきました。この自然に恵まれた小山町も、生活の便利さ、物質的な豊かさを優先した生活様式の変化に伴い、様々な環境異変が生じ、早急な取り組みが迫られています。

また、平成 25 年 6 月には、第 37 回世界遺産委員会において、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）の勧告を受け、富士山の世界文化遺産の登録が決まりました。小山町では、構成資産として『富士浅間神社』と『須走登山道』を含む五合目以上の富士山域が登録されました。これは、小山町にとっては名誉

なことであると同時に環境と景観に配慮すべき気運の醸成を図っていくことが重要と考えております。

そして、土地利用との整合性を図りながら美しい郷土、地球を次世代に残していくことは、今を生きる私たちの責務であります。このような環境問題と環境と景観の維持・管理に町民の皆様と取り組むために、「共存・共生」「安全・安心」「循環型社会」「参加と協働」を柱とする取り組みの方向性を示した「小山町環境基本計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、公募委員を含む 15 名の町民の皆様による環境審議会を組織し、素案作成をお願いしました。委員会では、住民・事業者・小中学生等へのアンケート、各種団体との意見交換会、庁内検討会議との話し合い、パブリックコメント、環境イベント等を実施し、より多くの方々のご意見を参考に検討がなされました。

この素案を尊重し、環境審議会からのご意見を踏まえ「小山町環境基本計画」の策定となりました。

良好な環境の保全と創造を実現していくには、町民・事業者・行政の三者が一体となって取り組んでいく必要があります。計画では、地球規模の環境問題を解決するために小山町は何をすればいいのか、町民はどのような暮らしをしたら良いのかなども示されています。町民・事業者・行政が一体となって、今日の難しい環境問題に対して「私たちにできること」を考え、行動していただくようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定に際して、長期にわたり御尽力いただきました小山町環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せくださいました町民・事業者の皆様から心から感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

小山町長 込山正秀

■ 目 次 ■

第1章 小山町環境基本計画の基本的事項.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の役割.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の期間・目標年次.....	3
5. 環境の範囲.....	4
6. 計画策定までの経緯.....	4
第2章 小山町を取りまく環境のすがた.....	5
1. 小山町の特徴づけるもの.....	5
2. 小山町環境の現況.....	7
3. 地球環境に関する状況.....	29
第3章 基本理念がめざす環境のすがた.....	34
1. めざす環境像.....	34
2. めざす環境像の関わり.....	35
3. めざす環境像を実現するための取り組み体系.....	36
第4章 めざす環境像を実現するための取り組み.....	37
1. 豊かな自然と快適な生活空間.....	37
2. きれいな水と空気、安全な生活環境.....	57
3. 循環型の社会.....	64
4. 自ら学び・考え・行動する町民.....	72
第5章 地域別の環境に配慮した取り組み.....	77
1. 小山地域の取り組み.....	78
2. 足柄地域の取り組み.....	80
3. 北郷地域の取り組み.....	82
4. 須走地域の取り組み.....	84
第6章 計画の推進体制と進行管理.....	86
1. 推進体制.....	86
2. 検討評価のしくみ.....	87
3. 進行管理のための手法.....	88
4. 環境に関する情報の提供.....	89

第1章 小山町環境基本計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本計画は、小山町環境基本条例に定める基本理念の実現に向けて、同条例第8条で定める「町長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めなければならない。」の規定に基づき策定するものです。

環境の保全と創造への取り組みが、町、町民、事業者および滞在者等が一体となって計画的に推進されるよう各主体の役割を体系化しました。各主体が相互に連携を図りながらめざす環境像の実現に向けて取り組まれることを期待するものです。

小山町環境基本条例に定める基本理念(第3条抜粋)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健全で豊かな環境の恵みを楽しみ、同時に、良好で快適な環境が将来世代に継承されるよう適切に行わなければならない。

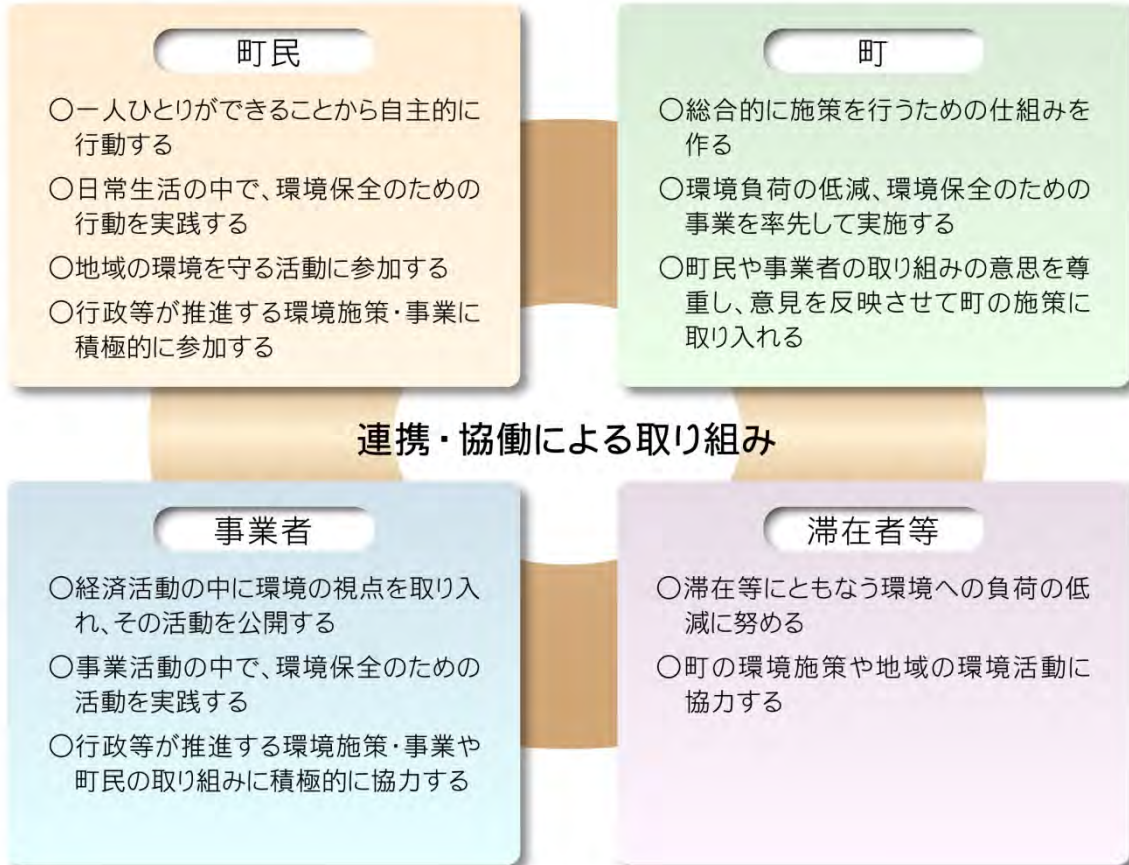
2 環境の保全及び創造は、町、町民、事業者、滞在者等が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた町の特性を踏まえつつ、湧水等の水資源の保全と森林の育成を重要施策とし、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行わなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、全ての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

2. 計画の役割

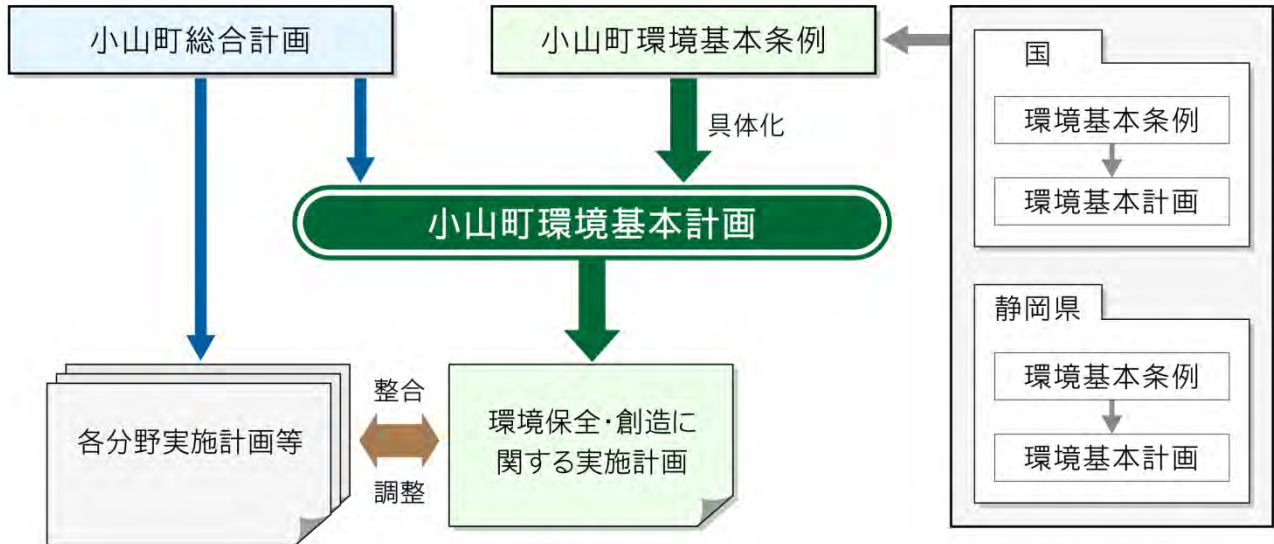
環境を保全し、より良い環境を創造していくためには、町、町民、事業者および滞在者等の理解と協力が何より大切です。各主体の方々には、下記のような役割を担っていただけることを期待しています。そして、各主体が互いに連携し、協働する新たな力が芽生えてくることを願っています。



3. 計画の位置づけ

小山町の総合計画を最上位とする様々な個別計画は、小山町環境基本条例の基本理念を踏まえ実施されることとなります。

本計画は、同条例がめざす小山町の環境を保全し創造するための長期計画として位置づけられます。



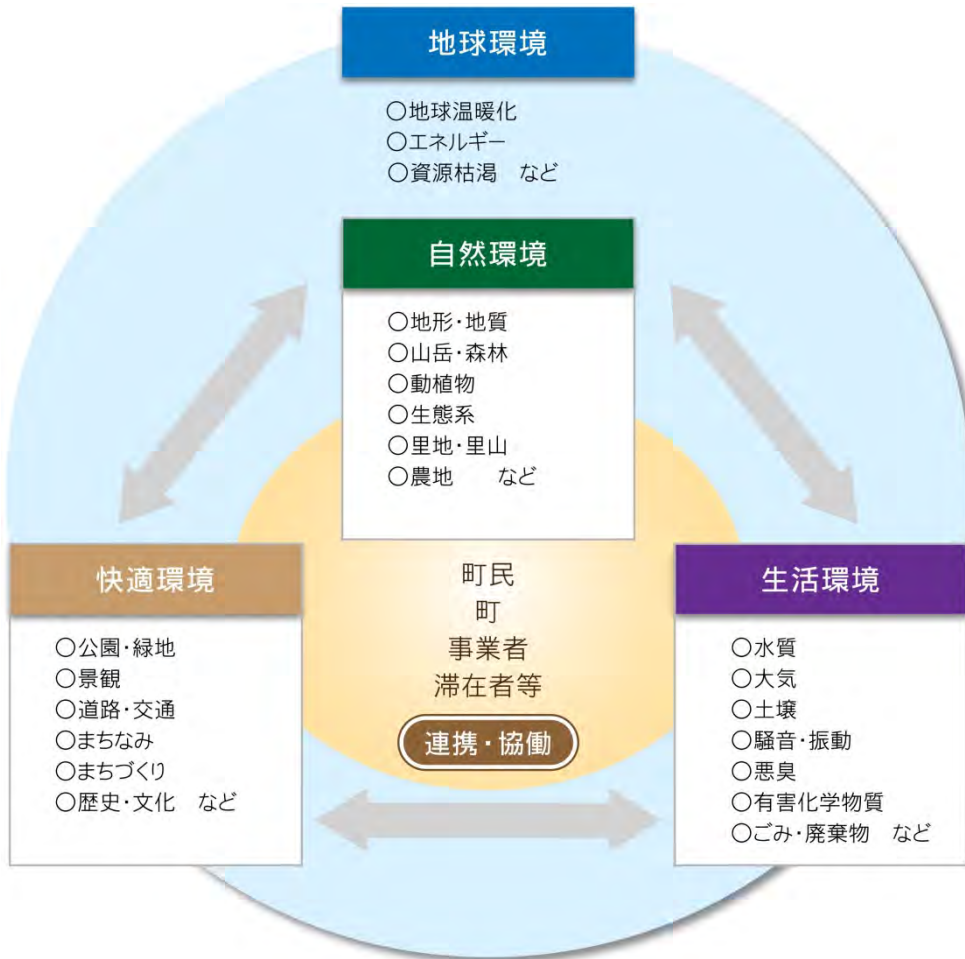
4. 計画の期間・目標年次

本計画の期間は、平成26(2014)年度から平成35(2023)年度までの10年間とします。計画の中に掲げる施策の達成目標は様々ですが、毎年進捗状況を確認するとともに、新たな環境の変化を踏まえ、5年を目途に中間見直しを行います。



5. 環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、日常生活と切り離せないごみ、水質汚濁や大気汚染などの公害を含む「生活環境」、景観やまちなみ・まちづくりなどを含む「快適環境」、人間社会を取りまく動植物・生態系などを含む「自然環境」に加え、地球温暖化・エネルギー・資源枯渇などの「地球環境」までを含んでいます。



6. 計画策定までの経緯

本計画は、平成25年度において策定を行いました。

策定にあたっては、公募・推薦の町民15名による「小山町環境審議会」が中心となり、内容の検討や調整を進めてきました。審議会は、計6回開催され、活発な議論が行われました。

また、審議会での検討のほか、庁内における調整会議での意見交換、パブリックコメントなどを行い、関係各方面の意見集約を踏まえ、計画をまとめました。

第2章 小山町を取りまく環境のすがた

1. 小山町の環境を特徴づけるもの

1-1 富士山

(1) 雄大な山岳景観

小山町の北西にそびえる富士山は、日本最高峰（標高 3,776m）であり、その優美な風貌は日本国内のみならず国外でも日本の象徴として広く知られています。その美しい山容から数多くの芸術作品の題材とされ、芸術面でも大きな影響を与えて来ました。

富士山の美しい稜線は、繰り返されてきた成層火山により創造されてきたものですが、小山町は、この富士山の麓の集落や田園が連なる風光明媚なところです。

また、小山町の山岳を代表する富士山は、平成 25 年 6 月 26 日には、カンボジアの首都プノンペンで開催された第 37 回ユネスコ世界遺産委員会において、世界文化遺産として登録され、併せて富士浅間神社と須走口登山道を含む五合目以上の富士山域が構成資産として登録されました。私たちは、これらの構成資産はもとより、これらを取り巻く自然環境や景観の保全と管理にいっそう努めていくことが大切です。

(2) 独特な高山環境

日本の最高峰である富士山は、国内の他の高山に比較すると植生に乏しくなっています。これは、最終氷期が終了した後に、富士山山頂で大規模な噴火が繰り返され、山の生態系が破壊されたことと、独立峰であるために他の山系からの植物の進入が遅れたためです。しかし、固有の植物をはじめブナ、イタヤカエデなどの広葉樹やシラビソ、ツガなどの針葉樹で構成される豊かな森林も見ることが出来ます。



1-2 水

(1) 清らかで豊富な湧水

小山町は特に湧水が豊富であり、清流を保ちながら集落を流れ、須川、佐野川や野沢川を経て、町の中心部を流れる鮎沢川に合流し、神奈川県酒匂川に注いでいます。これらの河川の上流部では、ヤマメやアマゴが息をするなど清らかな水質が保たれています。そして、豊富な湧水を利用し、わさびや水かけ菜の栽培やニジマスの養殖などの特徴的な産業が営まれています。

また、昔から生活用水として利用されるとともに、人々の心に大きな潤いと安らぎをもたらしてきました。

(2) 堰（用水）

小山町の隅々まで水が行き渡るように張り巡らされた堰(用水)は、いわば血管のようなものです。湧水と合わせて、小山町をめぐる水は、町の環境を特徴づける重要な要素といえます。

(3) 川の水が集まるところ

富士山から丹沢山地の西域に降った雨は、佐野川、須川、上野川、奥の沢川、湯船川、野沢川、中島川や頓沢川となって町の北側を巡ります。一方、箱根火山北東域に降った雨は金時川、山沢川、地蔵堂川、滝沢川や大沢川となり、町の東南側を巡ります。これらの2つの流れは町の中心を流れる鮎沢川に合流し、一本の川となります。合流点付近は川幅が広く水はゆったりと流れ、人々や生物にとっての安らぎの場所となっています。



(4) 水が育んだ小山町の社会環境

小山町の豊かな水は、明治31年（1898年）9月に建設した小山工場で操業を開始した富士紡績(株)をはじめとし、B-Rサーティワンアイスクリーム(株)富士小山工場、(株)リンガーハット富士小山工場、(株)センサータ・テクノロジーズジャパン（旧 日本テキサス・インスツルメンツ(株)）、近年では四国化工機(株)富士小山食品工場、丸善食品工業(株)富士小山工場などを育み、また、東京電力(株)による環境にやさしい水力発電のエネルギー源としても利用されています。

1-3 田園景観

多くの人々が抱く典型的な小山町のイメージは、富士山を背景とした水田などの農地と、点在する集落で構成された景観です。

堰(用水)については前の項目でも取り上げましたが、集落を巡る用水は、いにしえより日常生活に欠かすことのできない資源として引き継がれてきたものであり、小山町の原因風景ともいえる景観です。

1-4 人々が造り上げた小山町環境

小山町の現在の環境は、いにしえの人々の営みが創り上げてきたものです。

小山町は豊富な湧水に恵まれた稲作に加え、町の各地においてその土地に適したさまざまな^{なりわい}生業（製糸、水かけ菜、わさび栽培など）のための水路などが整備され、現在の小山町が創り上げられてきました。

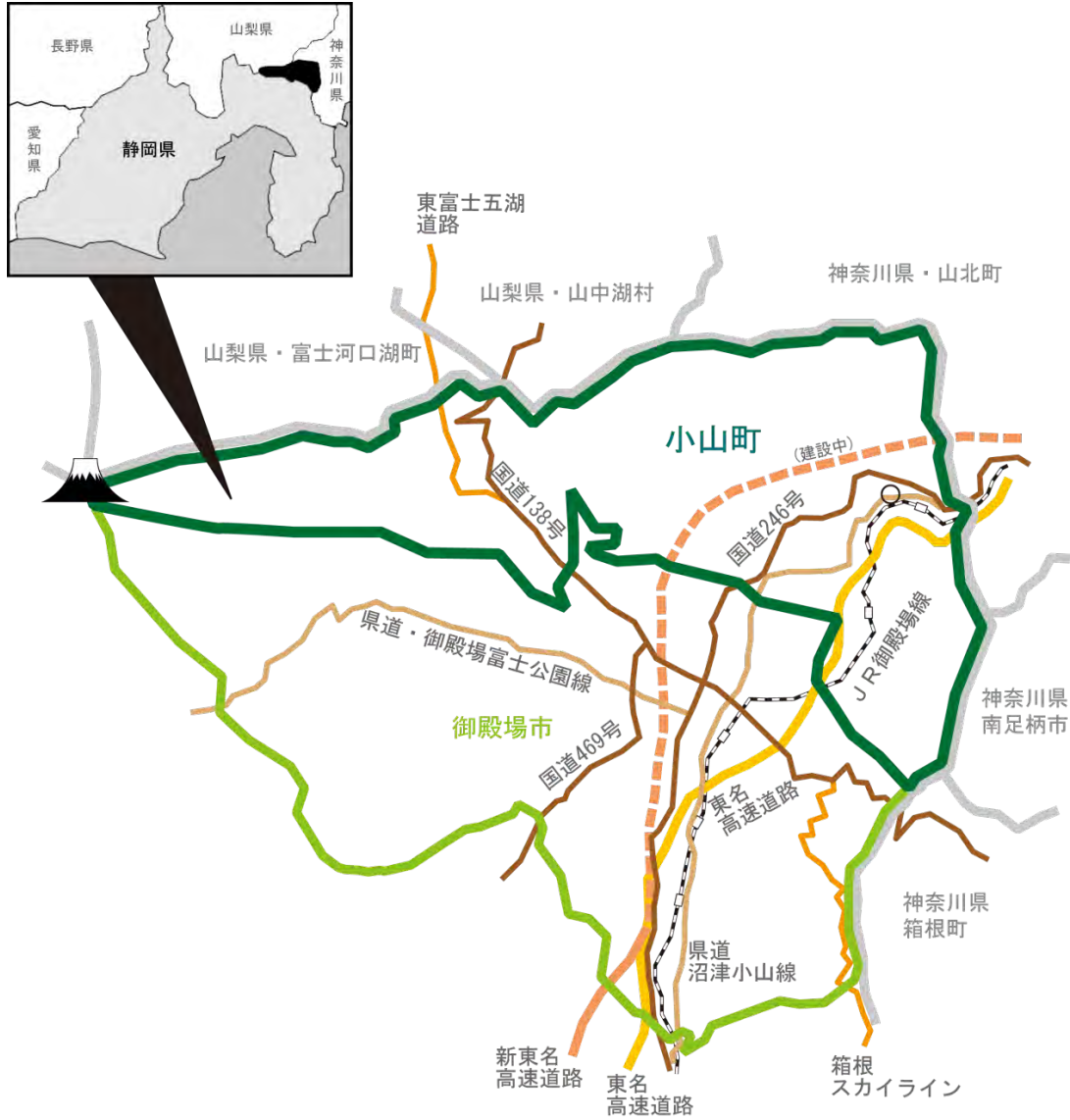
今日の小山町の環境は、人々の創意工夫と努力の結晶といえるでしょう。先人から受け継いだこの環境を、次の世代、さらにその次の世代へと伝えていくことは、私たちの責任であり、使命であるともいえます。

2. 小山町の環境の現況

2-1 立地環境

(1) 位置

小山町は静岡県北東端に位置し、東を神奈川県に、北西を山梨県に接している県境の町です。行政区域は、東西 26.04km、南北 13.33km にわたり、全体の面積は 136.13 k㎡ であり、県内では 14 番目に広い町です。(平成 24 年 10 月 1 日現在)



位置・面積・標高

項目	具体的な内容	備考
位置	東経 138° 59′ 北緯 35° 21′	役場本庁舎の位置
面積	136.13 平方キロメートル	
標高	266.0 メートル	役場本庁舎の位置
面積	全 体 136.13k ㎡ 小山地区 28.05k ㎡ 足柄地区 20.17k ㎡ 北郷地区 45.37k ㎡ 須走地区 42.54k ㎡	標高 266m (本庁) 標高 331m (支所) 標高 442m (支所) 標高 786m (支所)

出典：「小山町の統計 平成 24 年度版」

※面積については、一部境界未定等があり確定値ではない。

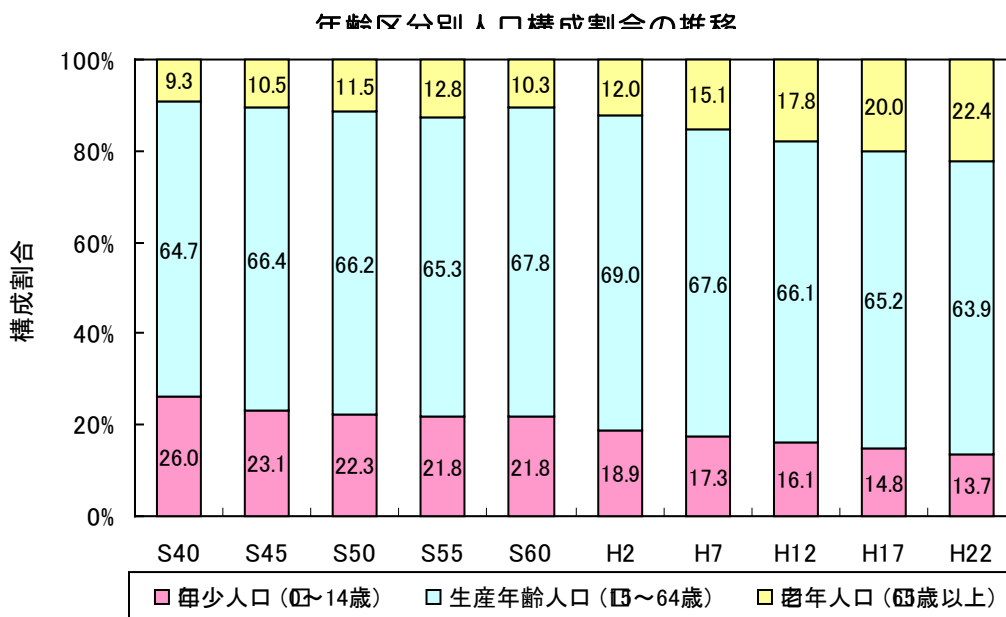
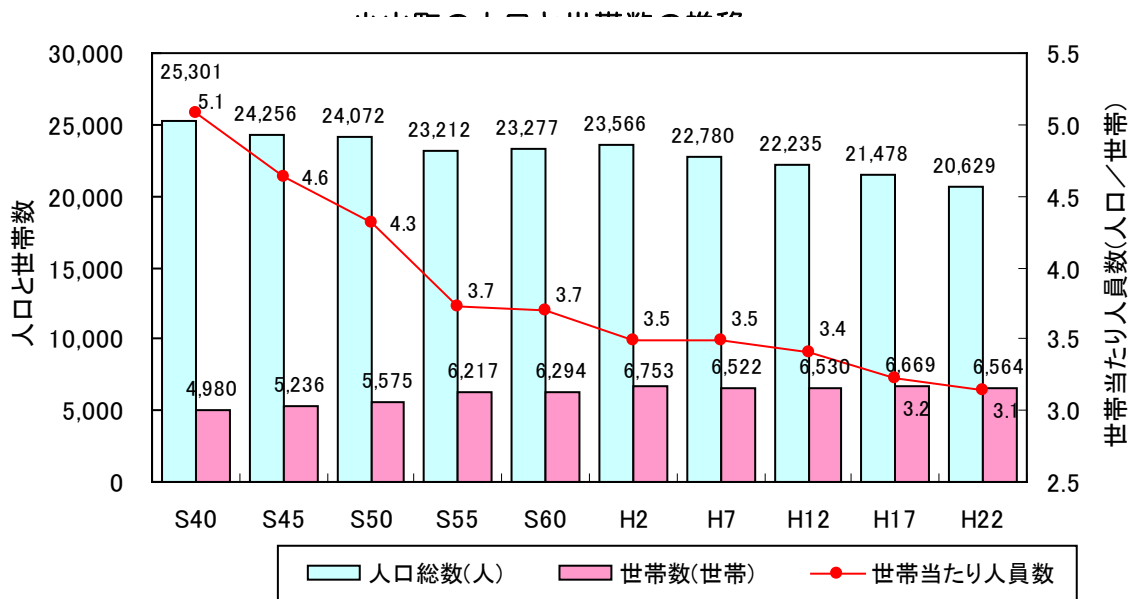
(2) 人口・世帯数

小山町の人口は、平成22年10月1日現在で20,629人、世帯数は6,564世帯です。
(平成22年国勢調査)

国勢調査に基づく町の人口と世帯数の推移では、人口、世帯数とも昭和40年から減少傾向にあります。

1世帯あたりの人員数は、昭和40年の5.1人から平成22年の3.1人と減少傾向にあり、小家族化・核家族化の傾向がみられます。

年齢3区分別の人口構成割合は、昭和40年は年少人口(0~14歳)26.0%、生産年齢人口(15~64歳)64.7%、高齢者人口(65歳以上)9.3%でしたが、平成22年は年少人口(0~14歳)13.7%、生産年齢人口(15~64歳)63.9%、高齢者人口(65歳以上)22.4%と、少子高齢化の進行が顕著です。



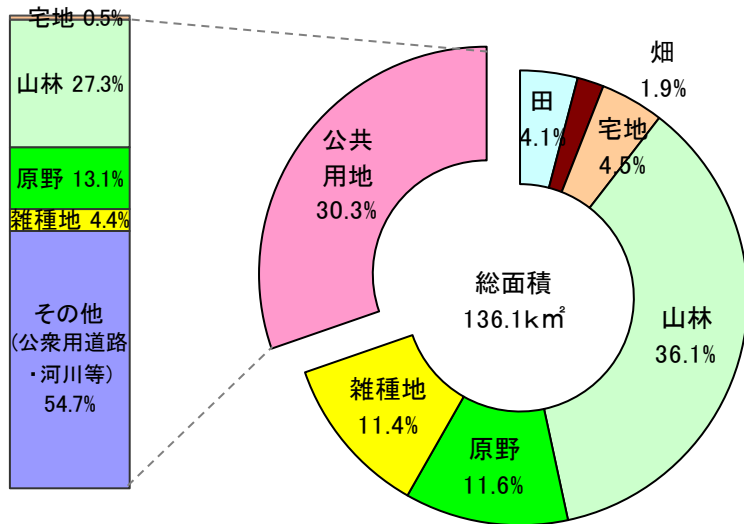
出典：「小山町の統計（平成24年度版）」

(3) 土地利用

小山町の総面積 136.1 k m²のうち、土地利用の内訳(地目別面積)は、水田 5.6 k m² (4.1%)、畑 2.6 k m² (1.9%)、宅地 6.1 k m² (4.5%)、山林 49.2 k m² (36.1%)、原野 15.8 k m² (11.6%)、雑種地 15.6 k m² (11.4%)、公共用地 41.3 k m² (30.3%)となっています。(平成 24 年 1 月 1 日現在)

山地部は主に山林として利用されており、スギ・ヒノキなどの植林地が広がっています。

<公共用地内訳>

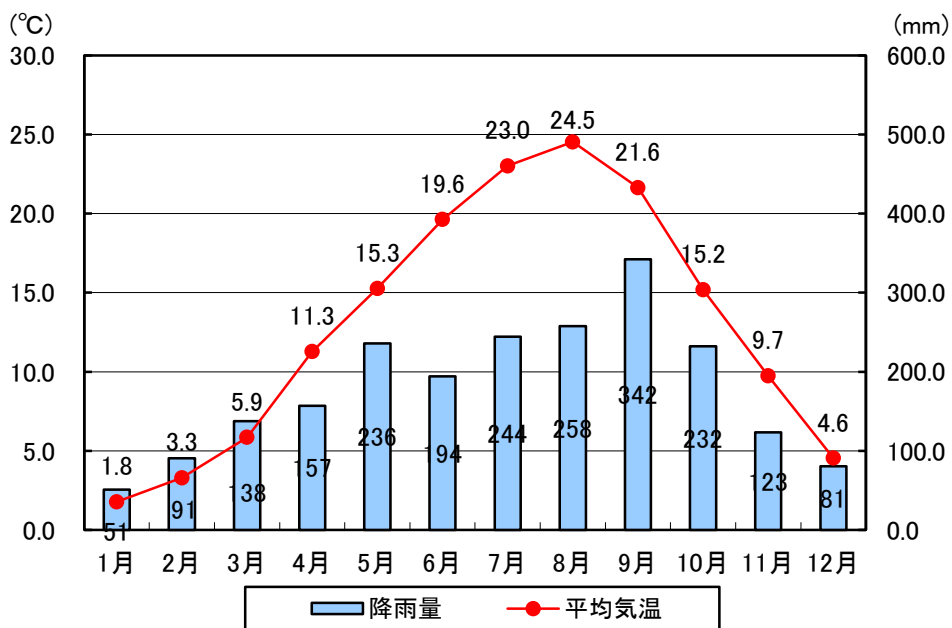


月 1 日現在)

(4) 気象

小山町は標高が高いため過去 10 年間の平均気温も 13℃と低く、8 月の月平均最高気温と 1 月の月平均最低気温との年較差は 23℃程度と小さくなっています。

また、過去 10 年間の小山消防署での平均年間降雨量は、富士山による影響もあり、2,140 mm程度となっています。山間部では年間降水量が 2,500 mm以上、最深積雪は 10 cm以上となっています。また、霧の発生が多い地域でもあることから年平均日照時間数は 1,800 時間以下となっています。

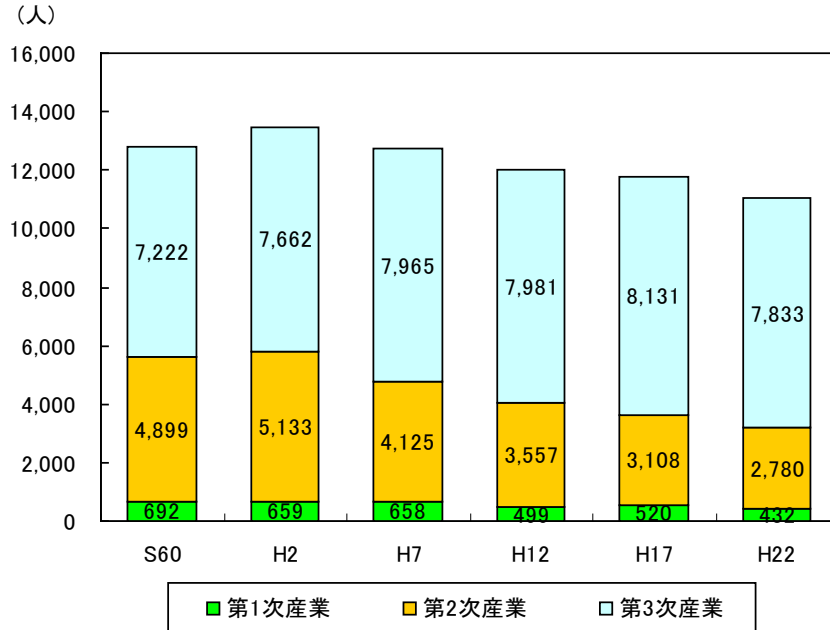


出典：「小山町の統計」(小山消防署)

(5) 産業

就業者総数 11,073 人(平成 22 年国勢調査)のうち、第1次産業(農林水産業)就業者が 432 人、第2次産業(鉱工業・建設業)が 2,780 人、第3次産業(商業・サービス業など)が 7,833 人となっています。(分類不能は 28 人)

平成 7 年から平成 22 年までの過去 15 年間では、第1次産業、第2次産業とも減少傾向にあります。第3次産業は微増であり、平成 22 年では就業者総数の約 7 割を占めています。



出典：「小山町の統計（平成 24 年度版）」

(6) 観光

小山町は豊かな自然環境を多くの人々に体験して頂くため、観光施策を進めています。現在、富士山、金時山、金太郎や富士箱根トレイルなど観光資源を活かした受け入れ体制の整備や、町の魅力を伝える人材の育成に取り組んでいます。

また、小山町を訪れる人々は、首都圏から 100 km 圏内ということもあり、通過型の観光が主体となっていますが、小山町の豊かな自然環境を存分に知っていただくための滞在型の集客にも力を入れています。



2-2 自然環境

(1) 地形・地質

1) 地形

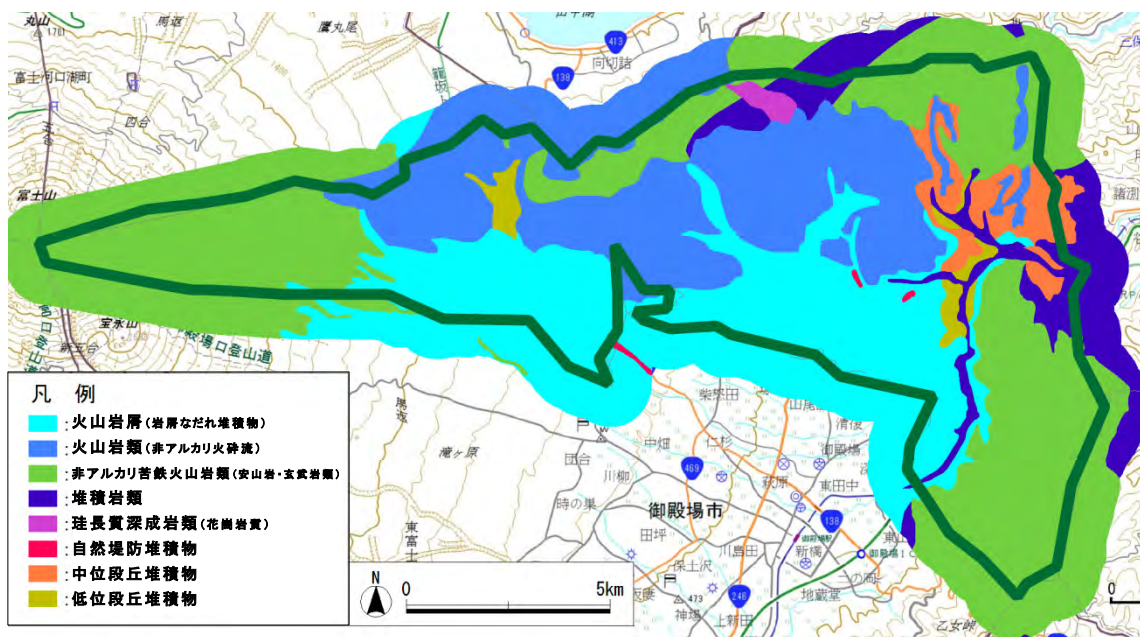
小山町は、富士山の山麓に開けた町です。北西端は富士山頂まで達しており、富士山を頂点とした富士外輪状の三国山地と北東は丹沢山地、東南は箱根火山・足柄山嶺に取り囲まれた東西に長く伸びた町です。

標高の最高は富士山の 3,776m ですが、市街地・農耕地はおよそ 300m から 800m の間にわたる緩傾斜地帯にあります。小山・須走地区の標高差は 500m あり、河川の源を富士山東南域・丹沢西域・箱根北東域に降った雨を集めて流れる鮎沢川は、馬伏川、須川、野沢川を合わせて東に流れ、酒匂川となって相模湾に注いでいます。



2) 地質

小山町の東部は金時山の玄武岩質溶岩が主に斜面を構成し、北部の丹沢山地は御坂層群の玄武岩・安山岩質溶岩等からなっています。また、西部は玄武岩質溶岩の覆う富士山本体で、中腹から裾野には火山砕屑物で厚く覆われています。鮎沢川等川沿いには堆積岩類もみられます。



参考：産業技術総合研究所地質調査総合センター（編）（2012）
20万分の1日本シームレス地質図データベース(12.7.3版)

(2) 森林

1) 森林区分

小山町の森林面積は9,181.6haで、町の総面積に占める割合は67.5%となっています。所有別では、国有林が3,109.0ha、民有林が6,072.6haです。民有林のうち、人工林は3,230.6haです。人工林では杉、ヒノキなどの針葉樹が多く、天然林は広葉樹が多く生育しています。

現在、林業経営者および林業従事者の減少により、ほとんどの民有林で林業経営が行われておらず、林家戸数は412戸となっています。(平成24年度静岡県森林・林業統計要覧)

(3) 植物と動物

1) 植生帯と主な動物

小山町の植生は、富士山、丹沢山地、金時山の大きく3つに分けられます。

富士山の500m以下の丘陵地帯には、カシ、シイなどの林があります。500mから1,000mまでの山地帯には広大なススキ草原があります。1,500mから2,500mの亜高山帯には、カラマツ、ダケカンバなどの林が多くあります。根を深く広く張って安定させ、少ない水分を吸収して生きるフジアザミ、オンタデ、メイゲツソウ、ムラサキモメンツルなどは、荒地でも生育できる植物であり、麓から分布域を広げたものが始まりと考えられます。これら先駆植物が生えると地中に栄養物がたまり、砂も根の力で砕かれ他の植物も生えやすい条件となります。この結果、日当たりを好むカラマツやダケカンバなどの木が生え出し、先駆植物は追われ更に上にあがります。また、日当たりを好む木もその下から生え出し高木となるシラビソ、コメツガなどに日当たりを奪われ更に上に上がります。このようにして、富士山の植物は開拓と乗っ取りを繰り返し上へと発達してきました。

富士山の須走登山道では、亜高山の鳥であるミソサザイやルリビタキ、クイタダキなどの声を聞くことができます。東富士演習場ではノビタキ、コヨシキリ、セッカなどの草原の鳥がみられます。

明神峠から三国山にかけての三国山稜は、尾根沿いや南斜面にブナ、ミズナラの森が見られ、日本を代表する自然林です。ブナ林にはカエデ類が多く出現することが特徴で、オオモミジ、オオイタヤメイゲツ、イタヤカエデなどが見られます。最近ではブナの自然林は大変少なくなり、大切な自然の財産として残していくことが重要です。

箱根外輪山の最高峰であり、箱根山の寄生火山である金時山には、ブナを主とした夏緑林がよく発達しています。ブナをはじめ、ヤマボウシ、ミズナラ、ヒメシャラ、オオイタヤメイゲツなどが見られ、林床にはウラハグサが多く生育し、ヒメシャガも見られます。

哺乳類は集落周辺の低地ではアカネズミやジネズミ、山地ではニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンノウサギ、キツネなどが生息しています。



<フジアザオ>

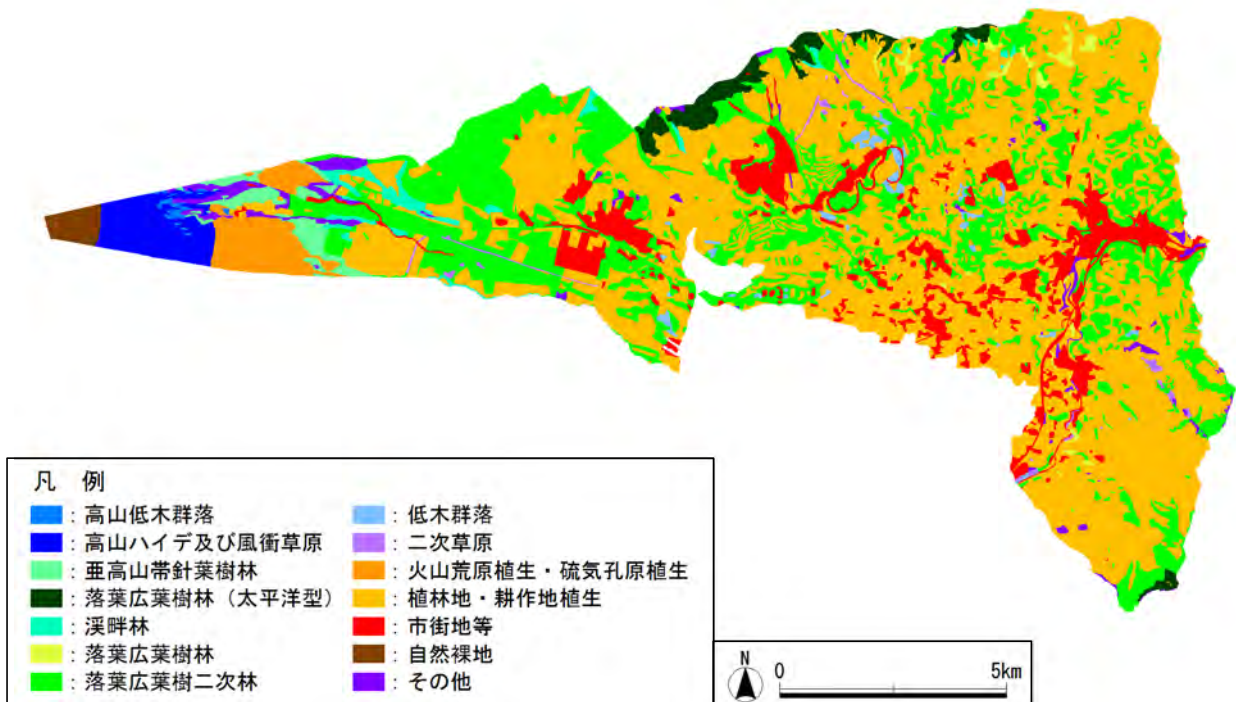


<イワツメクサ>

静岡県東部地域の気候帯と植生帯の区分

気候帯	垂直分布隊	相観による植生帯	優占種による植生帯	主な植物
寒帯	高山帯 2800m～山頂	高山荒原帯	イワツメクサ～ フジハタザオ帯	オンタデ、イワツメグサ、 フジハタザオ
亜寒帯	亜高山帯 1600～2800 m	針葉樹林帯	コケモモ～ シラビソ帯	シラビソ、コメツガ、トウ ヒ、カラマツ、ミヤマハン ノキ
温帯	山地帯 800～1600m	夏緑広葉樹林 帯	ブナ～ ミズナラ帯	ミズナラ、ブナ、カエデ
暖帯	低地帯 0～800m	照葉樹林帯	シイ～ カシ帯	スタジイ、アラカシ、クス ノキ

資料：静岡県環境学習データバンク 「ふるさと自然東部編その1」



出典：自然環境保全基礎調査 植生調査 環境省 自然環境局 生物多様性センター
1/25,000 植生図より作成

2) 動植物との関わり

山麓部の集落を中心にニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシンによる農作物への被害が増加しています。

このため、静岡県では、平成17年6月に「静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会」を設置し、学識経験者や各地区被害対策協議会代表者、関係団体代表者等による被害対策の検討を開始しました。

また、野生鳥獣の被害は、農産物だけでなく、森林および林産物（しいたけ等）への被害も著しいことから、被害対策連絡会では森林および林産物の被害対策も合わせて検討しているところです。

(4) 法規制による保護

小山町では富士山と金時山が自然公園法に基づく「富士箱根伊豆国立公園」に指定されており、富士山は標高2,500mから山頂までは特別保護地区、標高2,000mから2,500mまでは特別地区に指定されています。金時山も山頂は特別保護地区に、周辺が特別地域に指定されています。

立山から湯船山にかけての三国山系は、自然環境保全法に基づき静岡県により「明神峠自然環境保全地域」に指定されており、特別地区と普通地区に指定されています。

また、鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護区として「富士山南」「須走」地区が、特別保護地区として富士山南地区が指定されています。



出典：静岡県自然公園・自然環境保全地域配置図

※背景地図は国土地理院地図を使用

2-3 景観・まちづくり

(1) 景観

1) 景観の特徴

小山町は、北西にそびえる富士山や、水田や集落からなる伝統的な田園景観などを有しており、景観資源に恵まれています。特に富士山、金時山、不老山などの山岳は町内の各所から望むことができ、田園景観と併せて優れた眺望景観を形成しています。

一方で、屋外広告物や電線・電柱などへの景観対策も必要となっています。

2) 景観育成

富士山の世界文化遺産登録がされた小山町では、現在景観行政団体となるよう準備を進めており、平成27年度には町の良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定と景観条例の施行を目指しています。

(2) まちづくり

1) 都市計画

小山町は、富士山の一部を除いた10,423haが都市計画区域に指定されています。これは、町域の約76.6%に該当します。用途地域として指定されているのは、そのうちの536.5ha(都市計画区域の約5.0%)で、そのうちの約77.8%が住居系地域となっています。

土地利用については、富士山の一部を除く町域において都市計画法第7条に基づく市街化区域と市街化調整区域の「区域区分(線引き)」による規制が行われており、全町統一の土地利用事業に対しての対象地域です。

2) 歴史・文化遺産

小山町の文化財としては、国指定の特別名称および史跡として富士山が指定されています。また、富士山は平成25年6月に世界遺産(文化遺産)としても登録されています。このほか、国の登録文化財の建造物としては豊門公園内の建造物、森村橋および村松家住宅主屋が指定されています。

静岡県指定は有形文化財として宝鏡寺木造地藏菩薩坐像が、天然記念物として上野トキノキなど4件が指定されています。町指定としては、天然記念物・史跡・建造物・無形民俗文化財などが計17件指定されています。(平成25年3月31日現在)

3) 公園・緑地

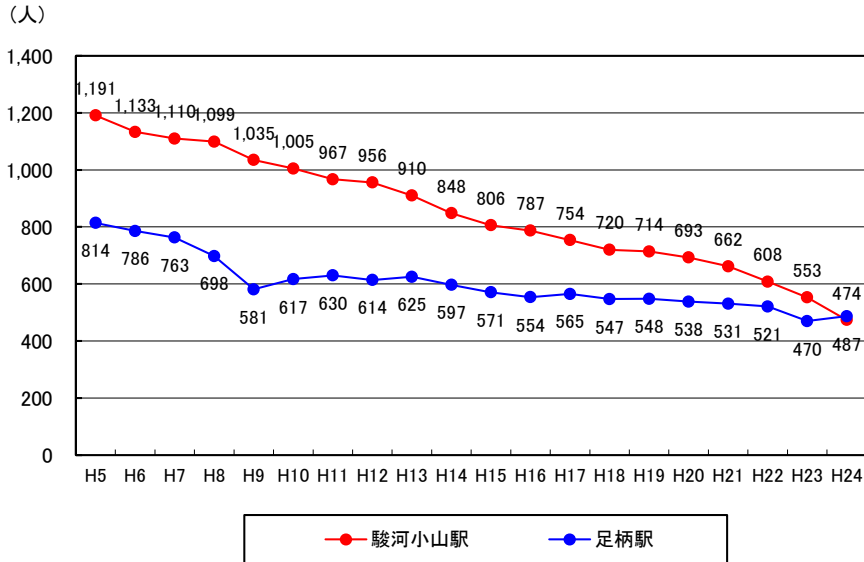
現在、町内には豊門公園をはじめとする都市公園、足柄ふれあい公園などの農村公園、須走なかよし公園などの子供の遊び場(児童公園と地区広場)、運動場などの公園・緑地が各所に整備されています。

平成25年現在、小山町での一人当たりの公園面積は7.3㎡ですが、平成23年度末の全国都市公園等整備水準は9.9㎡/人であり、静岡県においては9.1㎡/人となっています。また、東京23区では4.5㎡/人となっています。

4) 交通環境

鉄道は、沼津と国府津を結ぶ JR 御殿場線が町の中心市街地を東南に走っています。

町内の駅は駿河小山駅と足柄駅の2駅で、一日当たりの乗車人員は駿河小山駅では474人、足柄駅では487人で、2駅の利用者の合計は961人(平成24年度)です。現在ではマイカーの普及と利便性から、利用者の減少により両駅とも無人駅となっています。

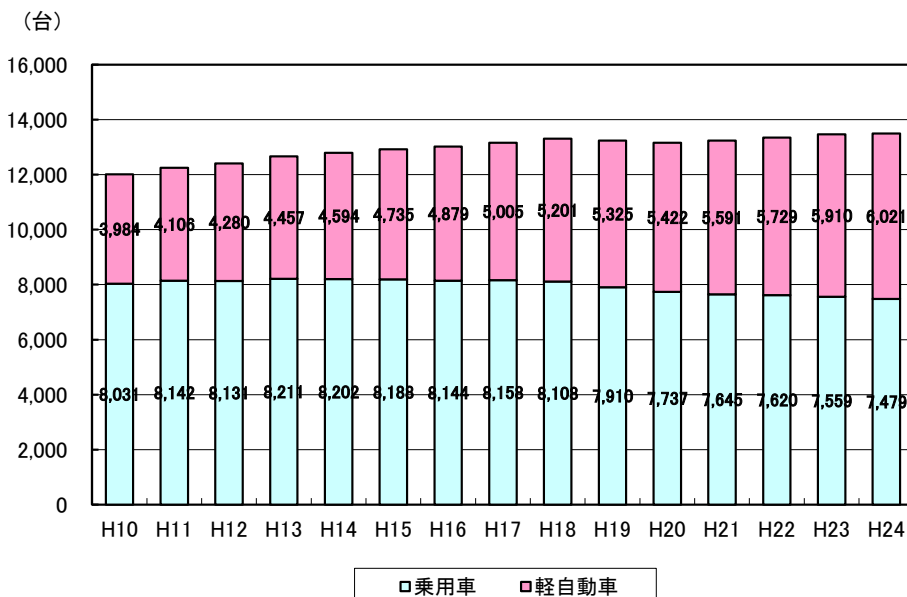


出典：東海道旅客鉄道株式会社静岡支社 提供データ

道路は、町の中心部を東南に国道246号が通り、須走地区を北東に国道138号と東富士五湖道路が通っています。また県道沼津小山線が町の中心部を通っています。それらを主軸として、県道(主要地方道および一般県道)8路線、町道1,486路線が、町内を縦横に走っています。なお、平成32年には新東名高速道路の開通が予定されています。

町道の延長は約450km、改良率は41.3%、舗装率は47.2%です。また、歩道等設置道路延長は約21kmです。(いずれも平成25年4月1日現在)

自動車保有台数は、13,500台(軽自動車含む、平成24年度)で横ばいであり、1世帯当たりの平均保有台数は約2台です。



資料：静岡県統計年鑑

2-4 農業

(1) 農業

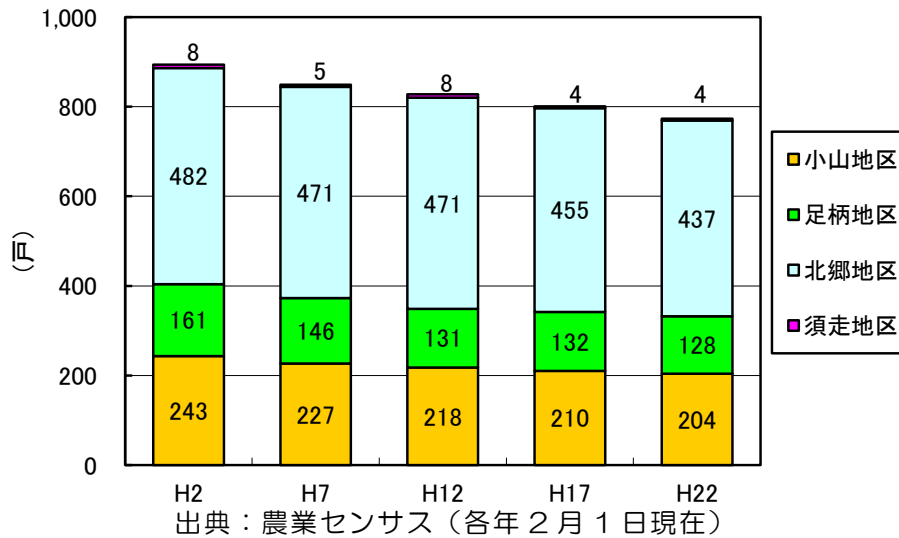
1) 農家数および人口

総農家数は 773 戸で、うち販売農家数が 477 戸、自給的農家数が 296 戸となっています。

また、全経営耕地面積 479ha のうち、1 ha 未満の農家が 8 割以上を占めており、典型的な中山間地域となっています。

農家数、農業就業人口とも減少傾向にあり、65 歳以上の占める割合が 70%を超え、農業従事者の高齢化と後継者の育成が課題となっています。(平成 22 年現在)

地区別農家数の推移



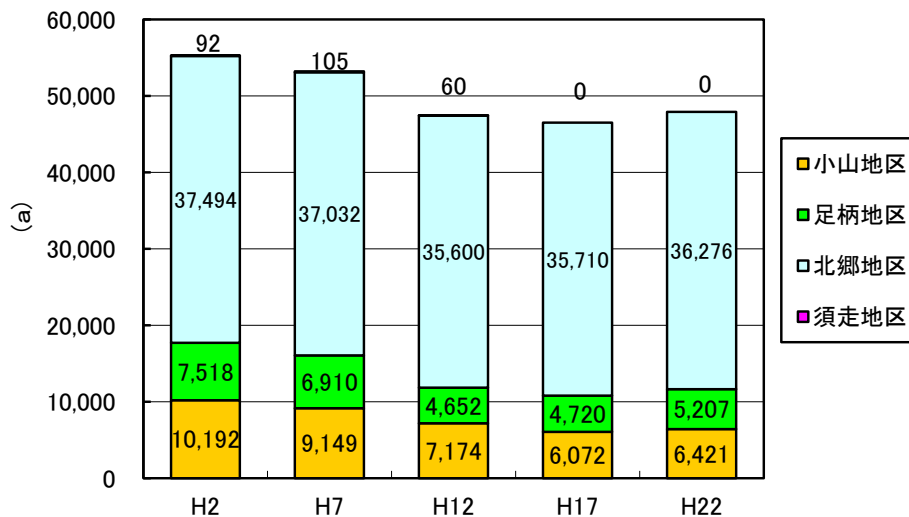
2) 農地

現在の農業基盤である農業振興地域は 4,885.1 ha で、そのうち 407.1 ha が農用地区域として指定されています。(平成 25 年 4 月 1 日現在)

経営耕地の推移を見ると、近年農地は減少傾向にあります。

現在、後継者不足や高齢化に伴って農業従事者不足が深刻な問題となっています。農業経営を縮小したい、または農業経営ができない農家より農地を買い(借り)受け、規模拡大を図る農家へ斡旋することで、遊休化・荒廃化の防止を図っています。

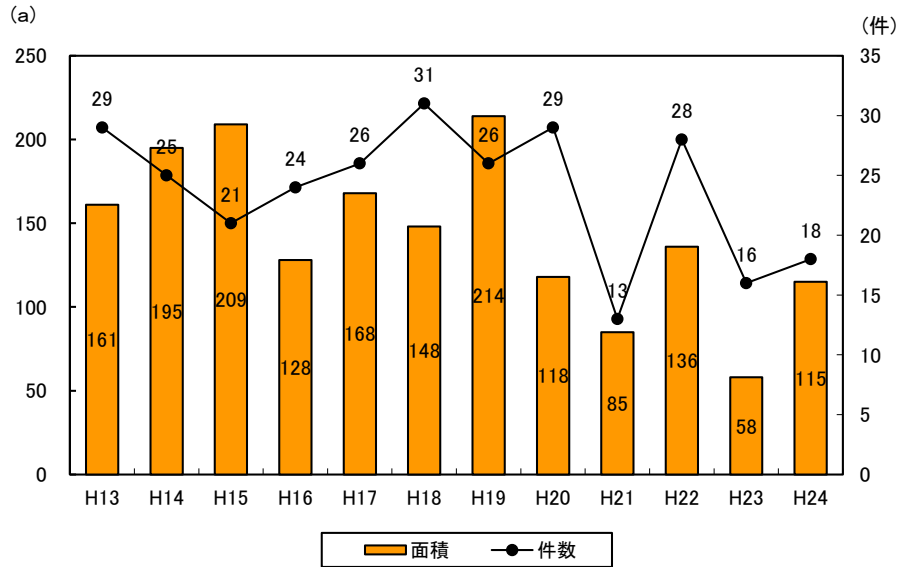
地区別経営耕地の推移



3) 農地転用

本町では、宅地化や商工業施設の進出はほとんど進まず、市街化区域内での農地が共同住宅用地等に転用される例があります。

平成14年から平成24年の間に、件数は合計257件、面積では約15.7haの農地が転用され、このほとんどが、市街化区域内において宅地に転用されました。



出典：小山町農業委員会

4) 環境面での取り組み

農業における環境面での取り組みとして、農業用廃プラスチック資材および不要農薬の回収がJAを通じて行われています。

また、平成16年に道の駅ふじおやまに農産物直売所が開設され、水稻専作農業経営から畑地化・野菜へと移りつつあることから、堆肥の需要が年々増加している状況にあります。そのため、生ごみ、食品廃棄物等バイオマス資源を活用した「環境保全型農業」への関心が高まっています。

5) グリーンツーリズム

近年、農村と都市住民との交流を地域活性化の有効な手段として位置づけ、これを積極的に推進していこうという動きが盛んになってきており、グリーンツーリズムなどの事業が活発化しています。

小山町においても、農作業体験などで活動が行われています。

2-5 水

(1) 水

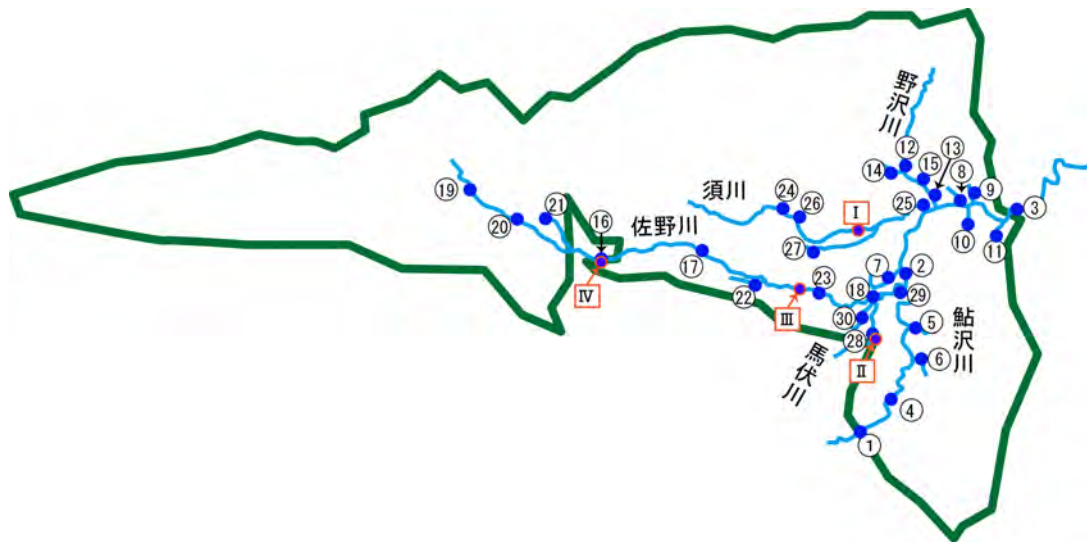
1) 河川水

小山町の河川は清らかであり、須川、馬伏川、佐野川の主要 3 河川をはじめとした町内の河川には、ヤマメ、アマゴやカジカが生息しています。

小山町では、町内の主要 3 河川（須川、馬伏川、佐野川）の 4 箇所において年 4 回、その主要 3 河川に流れ込む支流河川等の 30 箇所については、年 1 回の水質検査を実施しています。

生活環境の保全に関する環境基準のうち、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、SS（浮遊物質）の各項目は、おおむね良好な状況にあります。一部の河川では、BOD（生物化学的酸素要求量）と大腸菌群数はやや高いところもみられますが、その理由としては、未処理の生活雑排水等の流入や降雨時に農地や市街地などから流入する有機物等が原因と考えられます。

測定地点と地点名を以下に、水系ごと最新の測定結果を次のページに示します。

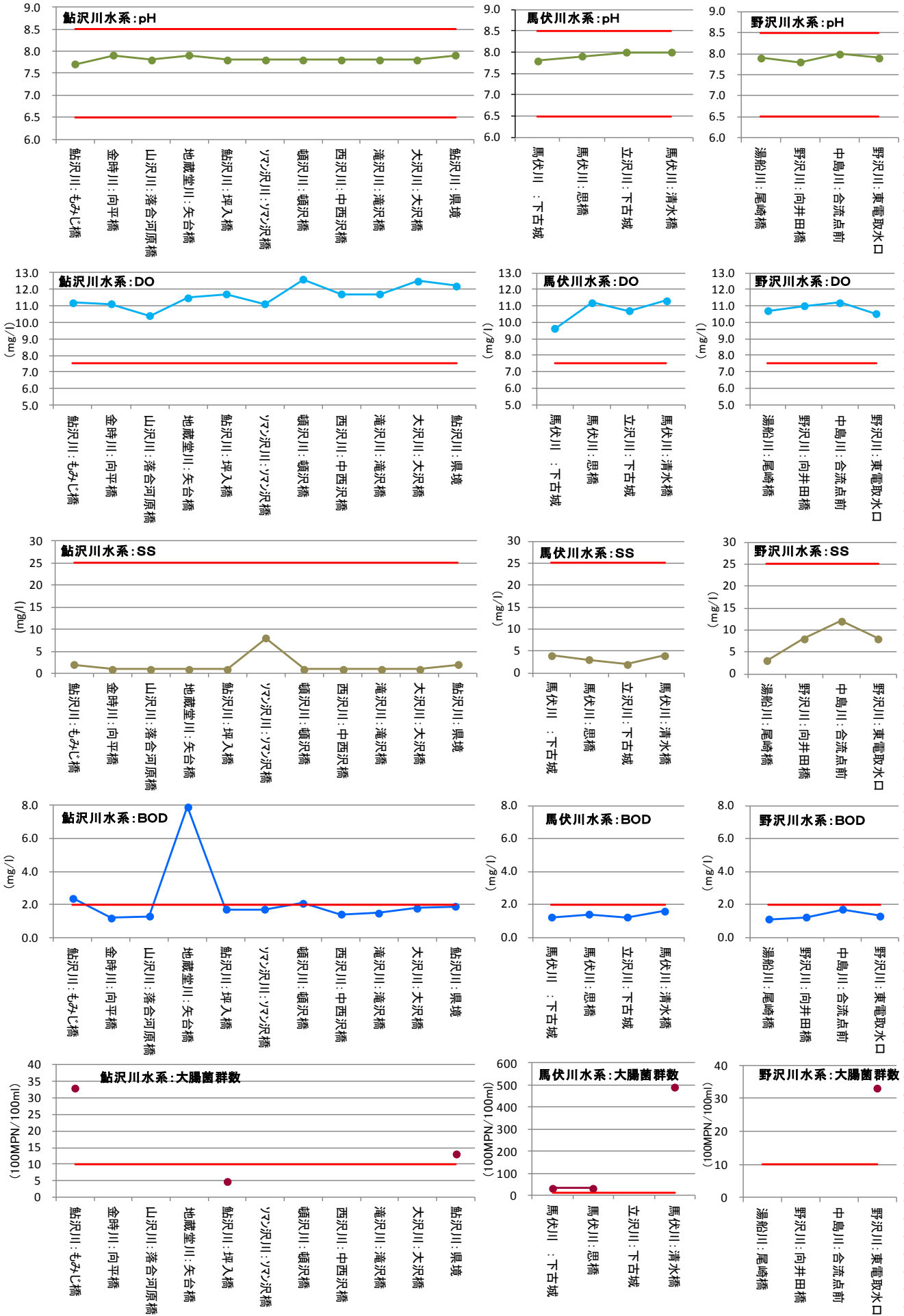


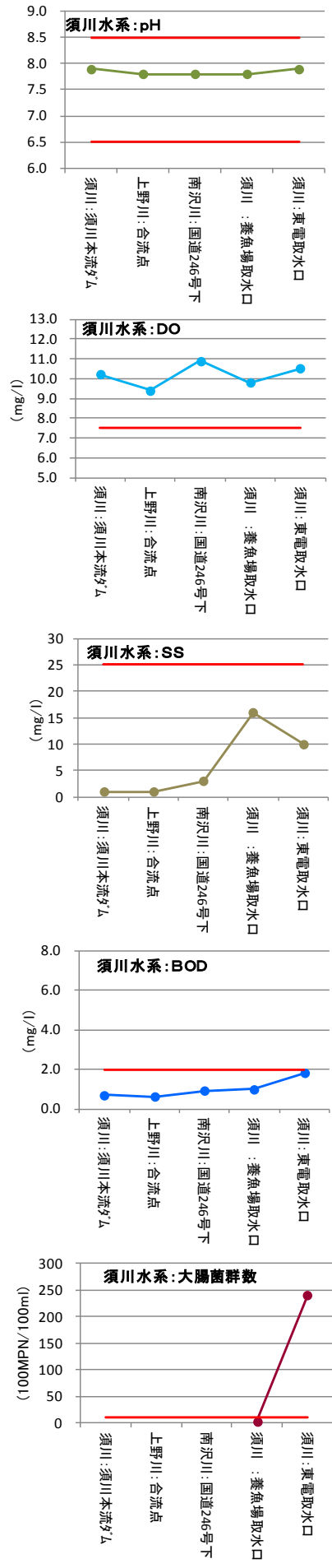
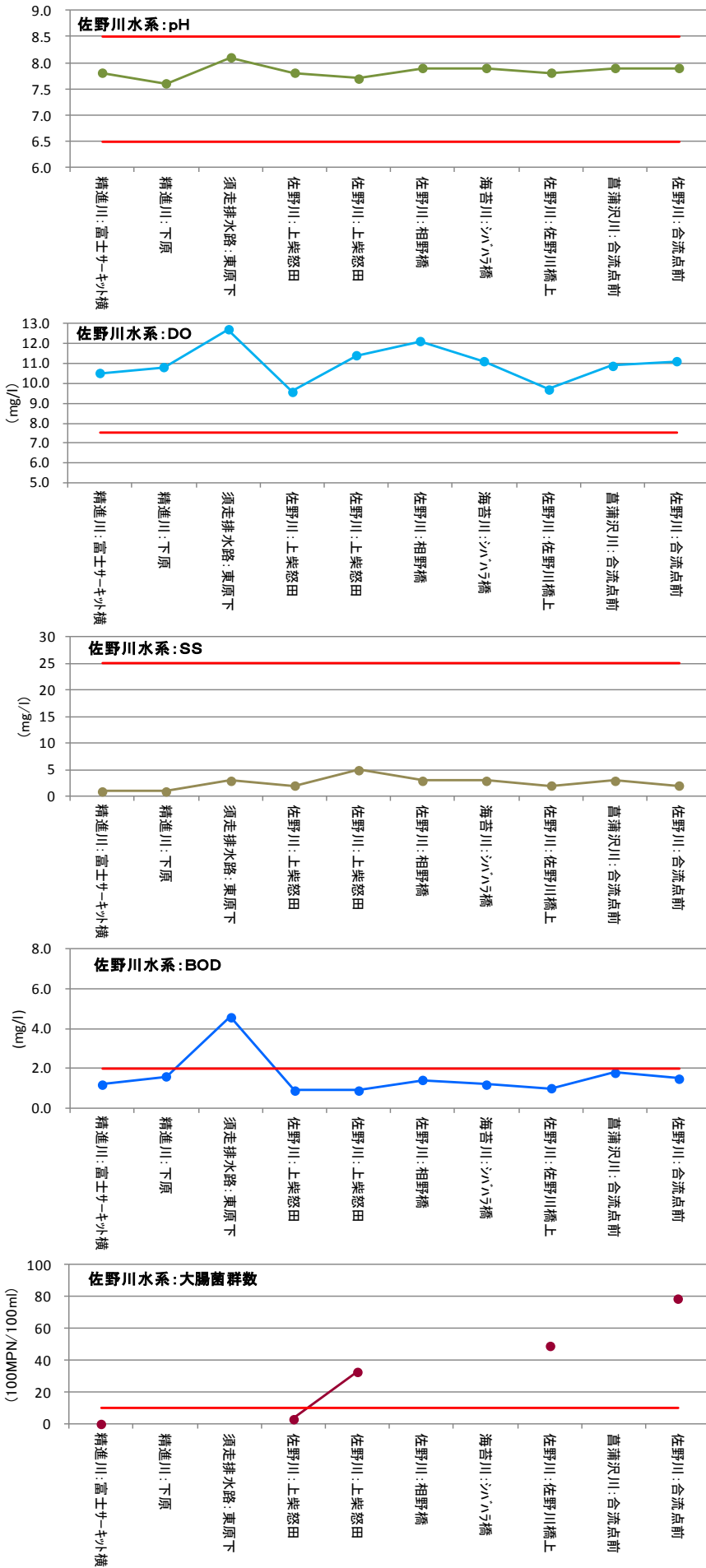
水系	河川	採水地点	地点番号
須川	須川	養魚場取水口	I
馬伏川	馬伏川	下古城	II
佐野川	佐野川	佐野川橋上	III
佐野川	佐野川	上柴怒田	IV
鮎沢川	鮎沢川	もみじ橋	1
	鮎沢川	坪入橋	2
	鮎沢川	県境	3
	金時川	向平橋	4
	地藏堂川	矢台橋	5
	山沢川	落合河原橋	6
	ワマ沢川	ワマ沢橋	7
	頓沢川	頓沢橋	8
	西沢川	中西沢橋	9
	滝沢川	滝沢橋	10
	大沢川	大沢橋	11
馬伏川	馬伏川	思橋	28
	馬伏川	清水橋	29
	立沢川	下古城	30

水系	河川	採水地点	地点番号	
野沢川	野沢川	向井田橋	12	
	野沢川	東電取水口	13	
	湯船川	尾崎橋	14	
	中島川	合流点前	15	
佐野川	佐野川	上柴怒田	16	
	佐野川	相野橋	17	
	佐野川	合流点前	18	
	精進川	富士サーキット横	19	
	精進川	下原	20	
	須走排水路	東原下	21	
	海苔川	カハラ橋	22	
	菖蒲沢川	合流点前	23	
	須川	須川	須川本流ダム	24
		須川	東電取水口	25
上野川		合流点	26	
南沢川		国道 246 号下	27	

注) I～IVは、主要 3 河川の 4 箇所の調査地点、1～30 は支流河川等の調査地点を示す。

小山町水質測定結果（水系別流程毎）





※水質の環境基準は鮎沢川のみ「類型A」に指定されている。その他の河川は指定なし。

2) 上水道・地下水

① 上水道

小山町の水道事業は、上水道事業の他に公営簡易水道事業の2事業、民営簡易水道事業の1事業(平成25年度末に3事業を統合予定)からなり、平成24年度末時点では、民営簡易水道事業を除く給水戸数は7,136戸、給水人口は19,283人、普及率は96.5%、年間給水量は4,003,537m³となっています。

水質検査は、水道法に定められた項目を実施しており、毎年策定している水質検査計画に基づき実施しています。検査は、原水21箇所、給水栓(浄水)13箇所を対象に実施していますが、水道水質基準を超過する汚染状況は見られません。また、一部の浄水については、ダイオキシン類の測定も実施していますが、これまで基準を超える値が測定されたことはありません。



② 地下水

小山町には、豊富な湧出量と良好な水質、安定した水温の湧水が多数みられます。これらの湧水は、水かけ菜、わさびの栽培やニジマスの養殖などに利用されています。

地下水位については、町内2箇所において継続的に観測を実施しています。観測箇所は、(株)センサータ・テクノロジーズジャパン内と東富士リサーチパーク内で行っています。(株)センサータ・テクノロジーズジャパン内では、毎月1回手動観測により観測を実施し、東富士リサーチパーク内では年間を通して自記水位計により観測を実施しています。観測結果については、大きい変動は見られていません。

湧水量については、毎年2回(夏と冬)、県および近隣2市と合同で定点調査を実施しています。町内の調査箇所は6箇所で行っています。継続した調査結果では、降水量との高い相関関係が認められています。

3) 下水処理

小山町では、公共下水道および戸別浄化槽等による処理を行っており、公共下水道の普及率は町域全体では 22.8%であり、須走地区に限っては、89.9%となっています。(平成 24 年度末)

また、戸別浄化槽については、須走地区を除き合併浄化槽設置奨励補助金制度を設け、単独し尿処理浄化槽に比べ川などに放流される汚れが 8 分の 1 になるため合併浄化槽設置の推進を図っています。

なお、合併浄化槽普及率は 31.7%、単独浄化槽普及率は 39.3%、汲取り処理は 5.1%となっています。(平成 23 年度末)

このような中で、小山町の特産品の水菜の産地である阿多野地区では、湧水の利用が水菜の栽培の必須条件とされることから、地区住民が一致協力して阿多野用水の管理、水質の保全に努めて来ました。

昭和 58 年度には、同地区内の 24 施設(住宅 21 施設、公民館 1 施設、事業所 2 施設)に簡易雑排水処理施設と毛管浸潤トレンチ処理施設を組み合わせた生活排水処理施設を設置しました。この処理システムは、阿多野用水に処理水を流入させないことを前提条件としており、他にあまり例を見ないものです。簡易雑排水処理施設(現在では合併浄化槽を使用)では、ろ過沈殿処理と接触ばっ気処理を行い、次の毛管浸潤トレンチ処理では陶管(現在では塩ビ多孔管を使用)に送られた処理水が陶管から染み出て地中に生息している微生物や小動物などによって浄化されほとんど真水に近い状態で地下に浸透していく仕組みです。

簡易雑排水処理施設と毛管浸潤トレンチ処理施設図



2-6 ごみ・リサイクル

(1) ごみ・リサイクル

1) ごみ収集・処理

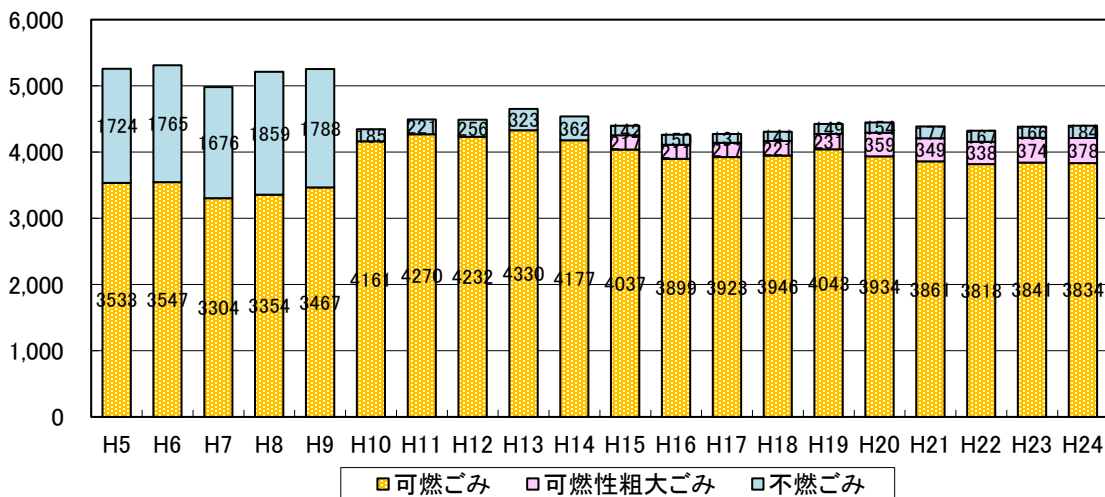
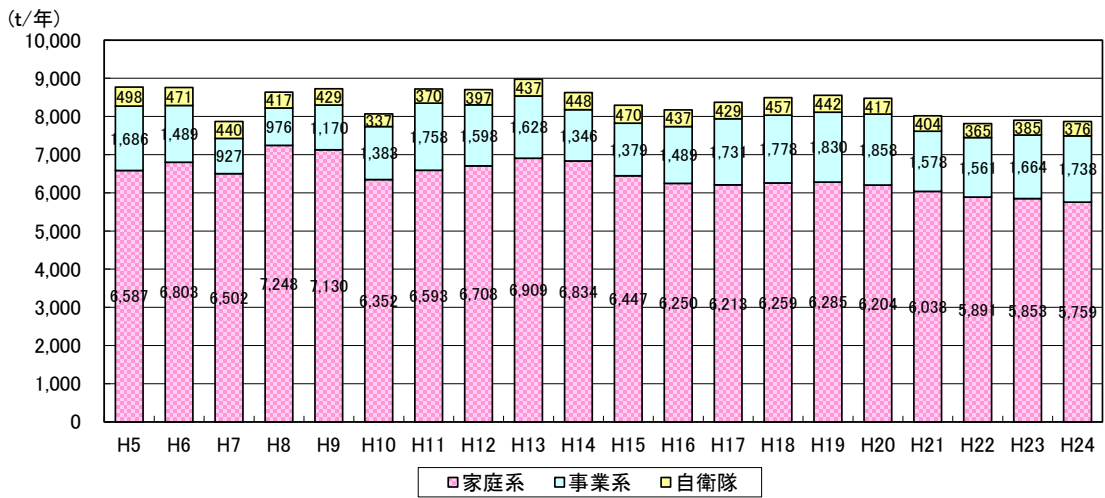
家庭ごみと事業系ごみを合わせたごみの収集量は、平成24年度は7,873tでした。そのうち家庭ごみの収集量は4,396t(可燃ごみ：3,834t、粗大可燃ごみ：378t、不燃ごみ：184tなど)でした。

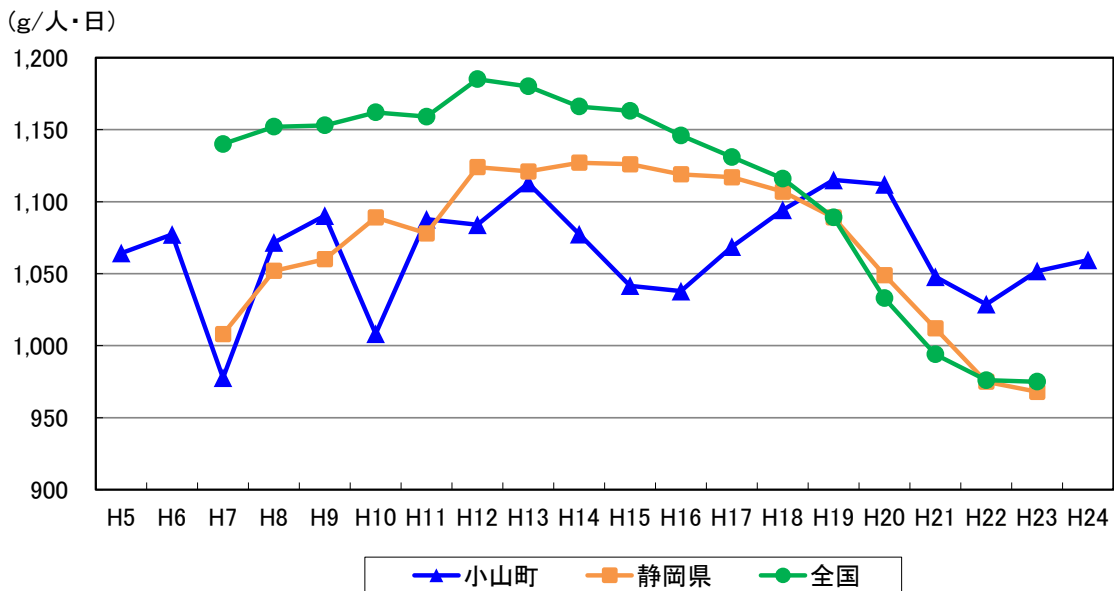
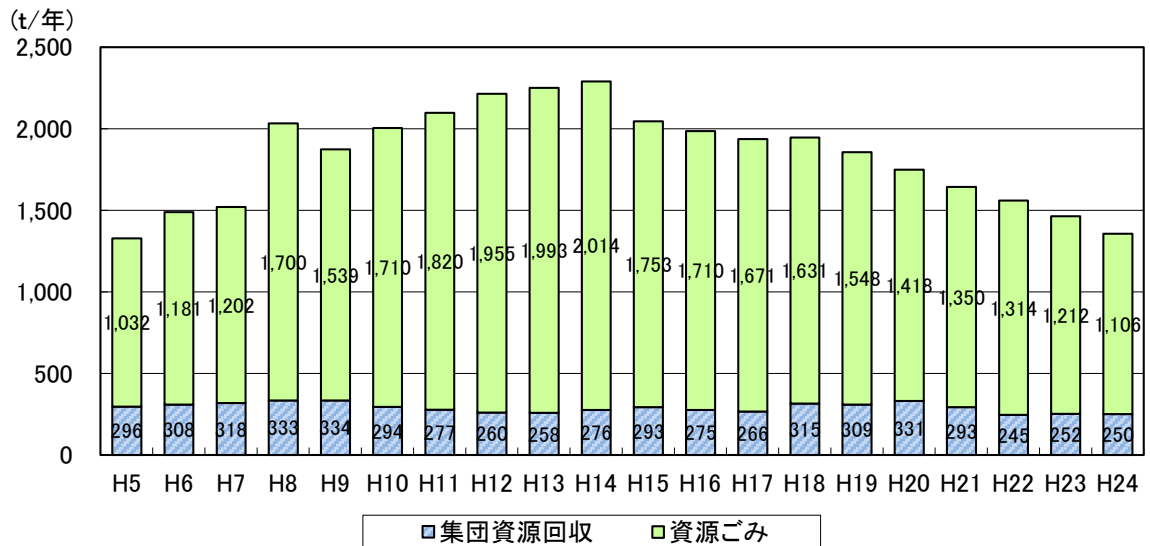
資源分別収集量は、平成24年度は1,356tでした。そのうちの大半は紙類(容器包装を含む)で775tでした。

小山町における資源化率は、平成24年度は17.2%でした。

家庭ごみは委託業者(4業者)、事業系ごみは民間許可業者(17業者)が収集し、小山町および御殿場市で構成する御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設(RDFセンター)で処理を行っています。施設は平成6年に稼働し、一日当たり150tの処理能力を有します。

なお小山町の1人当たりのごみ排出量は、平成23年度は1,052g/人・日となっており、全国、静岡県の1人当たりのごみ排出量のどちらよりも多くなっていました。過去のデータを見ると、平成16年度付近から1人当たりのごみ排出量が静岡県は減少していますが、小山町では反対に増加していることがわかります。国は1人当たりのごみ排出量を平成32年度までに890g/人・日とするという目標を掲げており、小山町でも努力していく必要があります。





※国の取組目標値：890g/人・日（平成32年度までの目標値）

（国の目標値は平成25年間議決定された第3次循環型社会形成推進基本計画に記載）

2) 不法投棄

家電製品や生活ごみ、タイヤ・自転車などの不法投棄はここ数年増加傾向にあります。背景として、家電リサイクル法の施行によるテレビなど家電4品目のリサイクル費用の有料化などが考えられます。

小山町では、毎年10tを超える不法投棄が行われています。不法投棄物件の区分としては、鉄類、粗大性可燃ごみ、自転車、廃タイヤなどが多く投棄されています。

2-7 公害

(1) 大気汚染

小山町では、ダイオキシン類の量を毎年測定しています。その他の大気汚染物質(NO_x、SO₂、SO₃、O₃、CO、SPMなど)の調査は実施していません。

県では、県下の一般環境大気測定局59局で大気汚染物質濃度調査を行っており、小山町の近くでは、御殿場市役所内にある測定局で行っています。近年では、二酸化窒素(NO₂)、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)および浮遊粒子状物質(SPM)の測定値は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成していません。

(2) 有害化学物質

1) ダイオキシン類

平成11年7月16日にダイオキシン類特別措置法が公布され、事業所から排出されるダイオキシン類の量や大気中の環境基準について、新たに基準が設けられました。

小山町では、平成12年度から公共域における大気中のダイオキシン類の量を毎年測定しています。測定箇所は、小山(役場)、足柄(支所)、北郷(球場)、須走(支所)の各地区の調査箇所を2年ごとに変えながら大気調査を実施しています。

大気調査は、年間4回、24時間連続測定を1週間実施していますが、これまで環境基準を上回ったことはありません。

2) 農薬類

小山町は、県下でも有数のゴルフ場が多く所在する自治体です。県では、「ゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針」および「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領」により、農薬使用管理責任者の選任と届出、毎年の防除計画報告書および農薬使用実績報告書の提出、年2回(6月、9月)の水質測定、更には、農薬の適正な管理や使用方法について報告義務を求めるとともに、排水について県下で立入検査を実施しています。

県が実施した立入検査では、農薬の管理およびゴルフ場の調整池や排水口から採取した水の分析結果からは、異常はなく、適正に管理運営されていました。

これからもゴルフ場の企業者側と行政がいっそうの調査、研究を進め、万が一にも農薬が場外に排出されることのないよう取り組んでいきます。

(3) 騒音

小山町では、自動車交通騒音測定調査は実施していませんが、騒音の苦情は、東名高速道路をはじめとする主要幹線道路の自動車騒音によるものが大半を占めていました。近年では、道路管理者等による防音壁、路面改良や住宅の二重窓の設置などによる騒音防止対策が行われ、騒音の低減化が図られ改善されてきました。しかし、最近ではアパートなどからの生活騒音に対する苦情などがあり、騒音源が多様化する傾向が見られます。

(4) 公害の苦情

公害などの苦情として、毎年5件から20件程度が寄せられています。水質汚濁、騒音、悪臭、廃棄物投棄などのうち、悪臭によるものが多く寄せられています。大気汚染、土壌汚染、振動および地盤沈下に関する苦情は寄せられていません。

悪臭の主なものは、堆肥の臭いによるものです。また、不法投棄は、人目につきにくい河川や山間部などに多くみられます。

2-8 エネルギー

小山町では、平成22年度から自己の居住する住宅に対し「太陽光発電システム」又は「太陽熱利用システム」を設置した場合、設置に対する助成を行い、新エネルギーの利用を促進し、地球環境の保全および省エネルギーの推進を図っています。平成24年度までに太陽光発電には80件、太陽熱利用には25件、計105件の助成を行っています。

小山町における新エネルギー導入の現状

エネルギー区分	普及の程度	
	国内	小山町
太陽光発電	普及しつつある	普及しつつある
太陽熱利用	すでに普及している	普及しつつある
バイオマス燃料		
バイオディーゼル燃料	普及し始めている	難しい
バイオエタノール燃料	事業に着手しようとしている	難しい
木質ペレット	普及しつつある	推進中
メタンガス	事業に着手しようとしている	難しい
水素	実証試験段階	難しい
小水力発電	事業に着手しつつある	検討中
風力発電	普及しつつある	今後検討
地熱	限定的に利用されている	今後検討
地中熱	普及し始めている	難しい



2-9 環境教育・コミュニティ活動

(1) 教育

小山町内には現在、保育園4園、幼稚園4園、小学校5校、中学校3校、高校1校があります。

近年の少子化傾向と同様、児童生徒数は減少傾向となっています。平成25年4月時点では、保育園の園児数358人、幼稚園の園児数288人、小学校の児童数1,043人、中学校の生徒数528人、高校の生徒数553人となっています。

平成14年度からの完全週5日制、「総合的な学習の時間」の創設により、環境教育や学習、地域の環境保全などのための活動などを推進する機会が拡大しています。

【学校での環境教育の取り組み(主要なもの)】

学 校	取り組みの内容
小学校	緑の少年団、花壇づくり、ごみ拾い、資源物回収、宿泊体験学習、登山、野菜・米などの農作業実習、施設見学、生き物の飼育
中学校	農園での作物栽培、花壇づくり、資源物回収、河川・公共施設などの清掃 宿泊体験学習

(2) 活動

地域における環境への取り組みとして、年2回から3回（地域によって異なる）住民等による一斉清掃が実施されています。富士山一斉清掃等についても、町民や町内外の事業所が参加し毎年実施されています。また、各地区の花の会（50団体）による花壇の整備がされています。

【各地域における環境に関する活動等】

地 域	活動の内容
町内各地区	町内各区による道路および河川等の清掃（春と秋の2回） 花の会による花壇整備
富士山	町民および町内外事業所による一斉清掃等



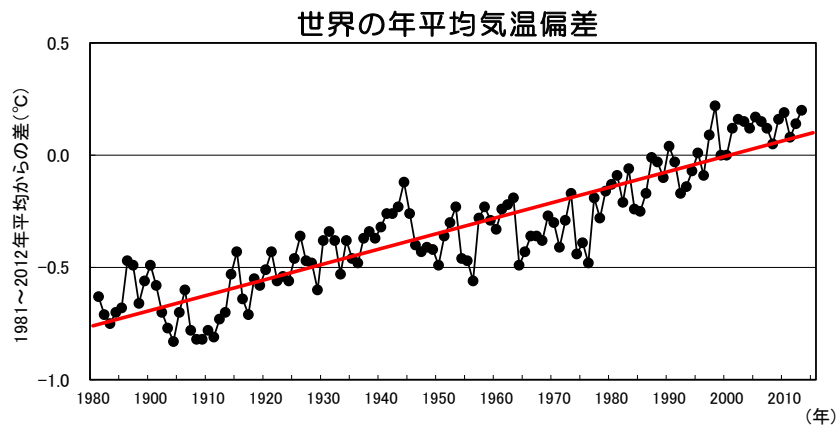
3. 地球環境に関する状況

3-1 地球温暖化

地球温暖化は、予想されている影響の大きさ・深刻さから見て、人間の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の1つです。現在の地球は過去1300年で最も暖かくなっていると言われています。

世界の平均気温は、過去約130年（1880年～2012年）で0.85℃上昇しており、特に1990年代半ば以降、高い気温となる年が多くなっています。静岡県でも、年平均気温は長期的に上昇傾向を示しており、50年あたり1.1℃上昇しています。（静岡地方気象台：静岡市）

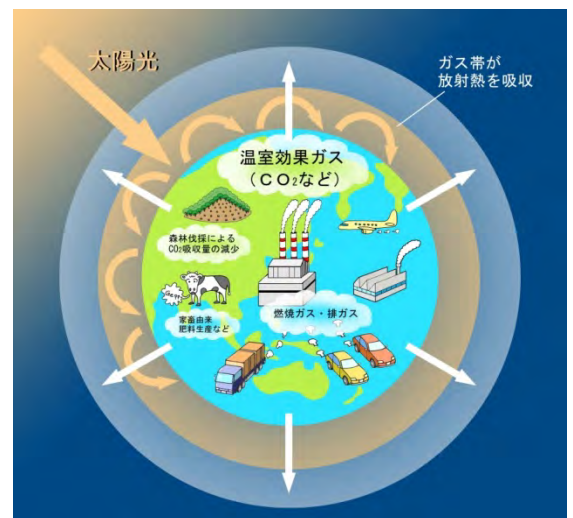
地球規模の気温の上昇（地球温暖化）は、気温の上昇だけでなく、夏の異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加、海面の上昇、海洋の酸性化、台風・ハリケーンの大型化など、さまざまな環境の変化を引き起こします。また、熱中症患者の増加やマラリアなど感染症の拡大も心配されています。



地球温暖化の原因は、人間の経済活動の活発化に伴い、二酸化炭素（ CO_2 ）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加したためです。温室効果ガスは、太陽の光で暖められた地面の熱を吸収し、大気を暖める毛布の役割をはたしています。この大気の毛布により、地球の気温は生物に快適な気温となっています。しかし、大気中の温室効果ガス濃度は18世紀半ばから上昇を始め、特にここ数十年で急激に増加しています。これは石炭や石油等化石燃料の大量消費、燃焼が原因です。

これ以上温暖化を進めないためには、世界各国で協力し、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出量を削減、森林等の吸収源を増加させるなど、気候に対する人為的影響を抑制する対策を進めていく必要があります。ただし、最も厳しい努力をもってしても、今後数十年にわたる気候変動の影響は回避できないとの報告もあります。（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次報告書）

地球温暖化が起こるしくみ



参考：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

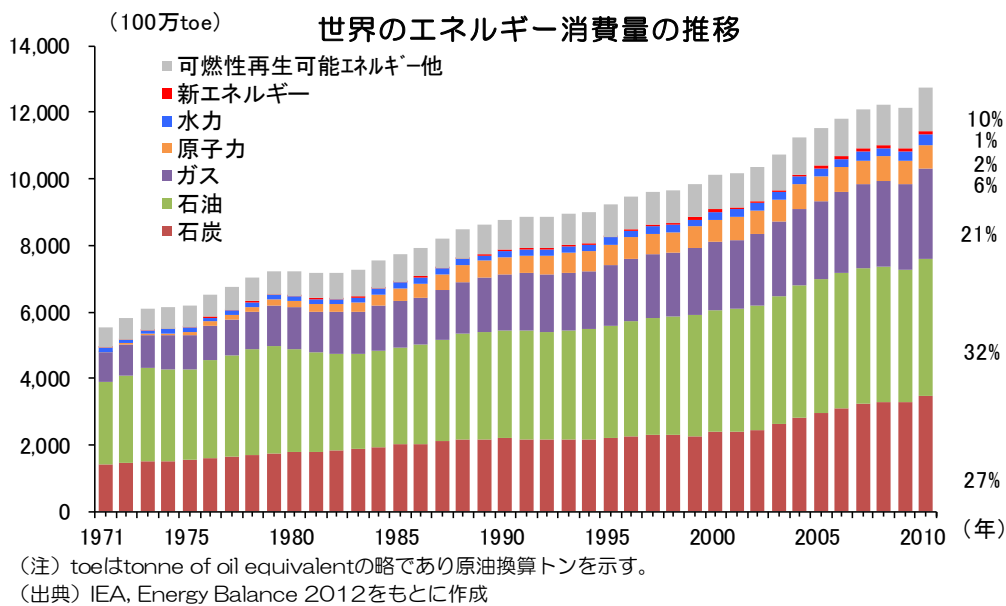
日本は平成21年11月に発表した気候変動交渉に関する日米共同メッセージにおいて、自らの温室効果ガス排出量を80%削減することをめざすとしています。私たちはこれまでの生活を見直し、温室効果ガス排出量の削減に真剣に取り組んでいく必要があります。

なお、小山町では、「小山町地球温暖化対策実行計画」を平成13年から継続的に策定しており、町行政に関わる事務・事業から発生する温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

3-2 エネルギー、鉱物資源の枯渇

私たちの普段の生活は、エネルギー源である石油・石炭・天然ガスのほか、鉄製品の原料である鉄鉱石など、さまざまな資源を大量に消費することによって成り立っています。

また、世界のエネルギー消費量は経済成長とともに増加を続けており、そのエネルギー源の8割が石油・石炭・天然ガスなどの化石資源です。



これらの資源は、地球の営みによって何億年もの時間をかけて産み出されたものであり、地中から掘り出すことによってその量は徐々に減っています。産業革命以降、私たちの鉱物資源消費量はどんどん増え続けており、いずれ枯渇することが予測されています。

資源別の可採年数

資源		可採年数	備考
化石燃料	石油（原油）	54.2年	原油確認埋蔵量/原油生産量
	天然ガス	64年	可採埋蔵量/年生産量
	石炭	112年	可採埋蔵量/年生産量
鉱物資源	鉄鉱	66年	可採埋蔵量/年生産量
	銅鉱	40年	可採埋蔵量/年生産量
	鉛鉱	21年	可採埋蔵量/年生産量
	亜鉛鉱	21年	可採埋蔵量/年生産量

出典：(化石燃料)平成24年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書2013)資源エネルギー庁
 (鉱物資源)平成24年度環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 環境省

3-3 森林の減少

森林は水源かん養、洪水の緩和、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止の機能に加え、食料や木材のほか、レクリエーションの場や観光資源を提供するなど我々の生活をより豊かにしてくれます。また、世界の陸地面積の約3割を占めており、陸上の生物種の約8割が生息・生育していると考えられているなど生物多様性の保全の面からも重要な役割をはたしています。

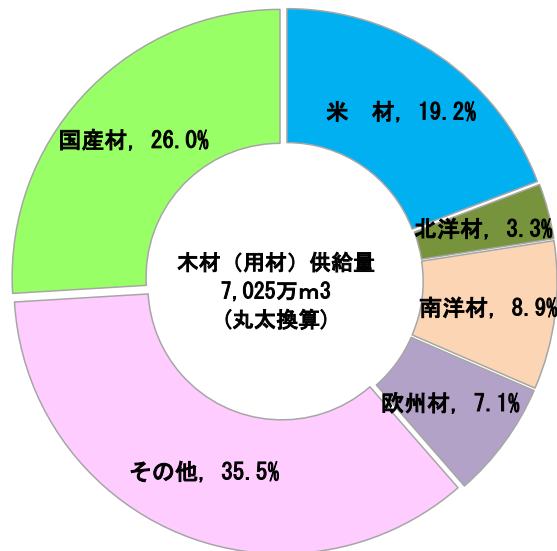
しかし、世界全体の森林面積は南アメリカ、アフリカなどの熱帯雨林を中心として、大きく減少しており、その広さは毎年520万ヘクタールになります。(2000年～2010年までの平均)

この原因は、農地や牧場などの土地利用の転換、燃料用木材の過剰な採取、森林火災のほか、違法な伐採があります。違法伐採の目的は、木材の輸出にあります。

私たちは日常生活の中で、住宅、紙、家具など様々な形で木材を利用していますが、日本の木材供給量の約74%（平成22年度）は輸入の木材となっています。私たちは、世界の森林に対し、木材の消費者として責任があるといえます。

なお、日本政府は、平成13年4月より、国等の公的機関が率先して、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入することを定めたグリーン購入法を施行しています。

日本の木材（用材）供給状況



出典：平成23年度 森林・林業白書 林野庁

3-4 生物種の減少と生物多様性の低下

現在、地球上には500～3,000万種の生物が存在すると言われています。これらの生物たちは森、川、草原、湿地、海など多様な場所で、互いに複雑に関わりあって生きています。

これらを生物多様性とよんでおり、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」、「生態系の多様性」という3つのレベルで多様性があるとされています。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービスといいます）によって支えられています。

現在、私たち人間の活動により、1年間に4万種程度の生物が絶滅しており、そのスピードは速まっているといわれています。このままのペースでいくと、25～30年後には、地球上の全生物の4分の1が失われるという推計もあります。

世界の野生生物の絶滅のおそれの現状を把握するため、IUCN（国際自然保護連合）ではレッドリストを作成しています。（レッドリスト：絶滅の危険度を評価して、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）を選定したとめたもの）IUCNのレッドリストでは、既知の約175万種のうち、65,518種について評価されており、そのうちの約3割が絶滅危惧種として選定されています。

哺乳類・鳥類・両生類の絶滅危惧種の割合

区分	分類群	評価種数（既知種数）	絶滅危惧種	評価種に対する割合
IUCN	哺乳類	5,501 (5,501)	1139	21%
	鳥類	10,064 (10,064)	1313	13%
	両生類	6,374 (67,71)	1933	19%
日本	哺乳類	160	34	21%
	鳥類	約700	97	14%
	両生類	66	22	33%

出典：IUCNレッドリスト 2012.2，平成25年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

地球上のすべての生物は、生態系というシステムの中で、それぞれが重要な役割を担っています。種の絶滅は、単にその生物がいなくなるというだけではなく、相互に関連し合う生態系に大きな影響を及ぼします。

絶滅の主な原因としては、「森林(特に熱帯雨林)の破壊」「開発による生育地・生息地の消失」「生息地の汚染(農薬や化学物質)」「地球温暖化とそれに伴う気候変動」のほか、「外来生物による影響」があります。

こうした状況に対する危機感の世界で共有されており、2010年には愛知県名古屋市で生物多様性条約COP10が開催され、生物多様性にたいする世界目標である「愛知目標」が採択されました。

なお、日本政府は愛知目標の達成に向け「生物多様性国家戦略」を策定しており、日本の生物多様性の危機の原因を以下の4つとしています。私たちは、このような生物多様性の現状を理解し、保全のための取り組みを進める必要があります。

- 第1の危機

（開発など人間活動による危機：沿岸域の埋立、干潟や湿地の開発、森林の減少などの土地利用の変化、鑑賞・商業的利用による個体の乱獲などによる危機）

- 第2の危機

（自然に対する働きかけの縮小による危機：里地里山の薪炭林や採草地などの二次草原

など、人が利用することにより保たれていた里地里山の生態系が、管理されなくなり多様性を失う危機)

- 第3の危機

(人間により持ち込まれたものによる危機: 外来種や化学物質など人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機)

- 第4の危機

(地球環境の変化による危機: 地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産の減少および酸性化などの地球環境の変化による危機)

3-5 オゾン層破壊

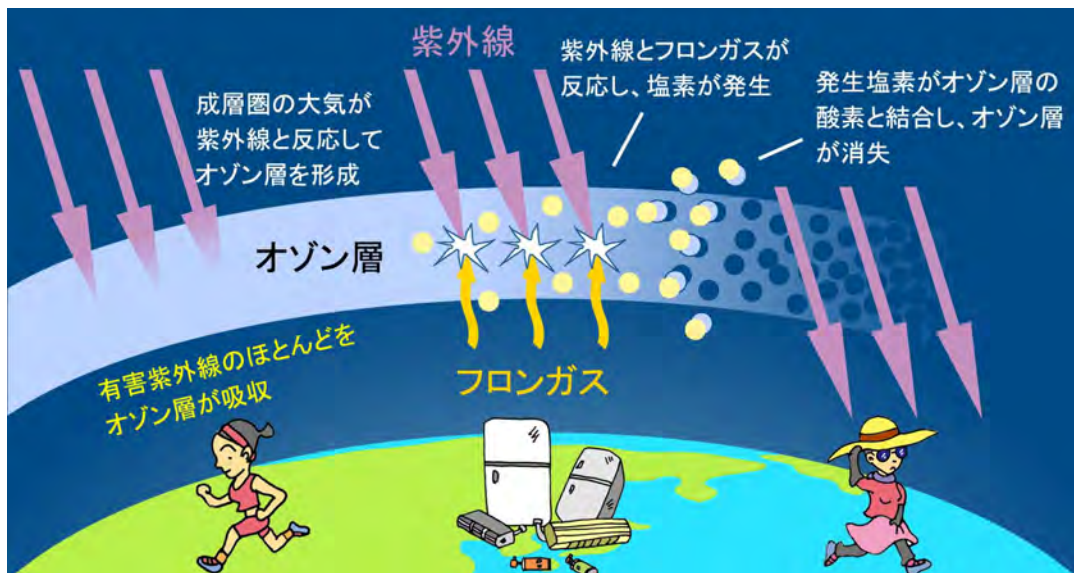
オゾン層とは地球を取りまく大気圏内の一部で、オゾン(O₃)の濃度が高い部分を呼びます。オゾン層は太陽から届く有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を紫外線の害から守ってくれます。そのオゾン層が薄くなり穴のようになるオゾンホールという現象が問題となりました。

オゾン層破壊の原因は、人工的な化合物であるフロンです。代表的なフロンであるCFC(クロロフルオロカーボン)は冷媒、洗浄剤、発泡剤などに広く利用されてきました。

しかし、従来のフロンは平成7年に生産と使用が全廃され、オゾン層を破壊する度合いが低い代替フロンが開発されて使用されるようになりました。ただし、これらの代替フロンは温室効果があり、地球温暖化を促進するという別の問題をもっていることがわかったため、2019年までに製造が禁止されることになっています。また、日本では禁止前に製造され、フロン類が使用されているエアコン、冷蔵庫等について積極的に回収・破壊する取り組みが行われています。

これらのフロン等の規制の結果、成層圏のオゾン層破壊物質の総量は、1990年代後半のピーク時の値から減少傾向を示しています。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)がとりまとめた「オゾン層破壊の科学アセスメント 2010」では、今後オゾン層破壊物質は徐々に減少し、世界全体のオゾン層は今世紀半ばより前には、オゾン層破壊が明瞭になる1980年以前のレベルにまで回復するとしています。ただし、北極・南極のオゾン破壊は、今後十数年にわたり現状程度の深刻な状態が続くとされています。

フロンによってオゾンが破壊されるしくみ



第3章 基本理念がめざす環境のすがた

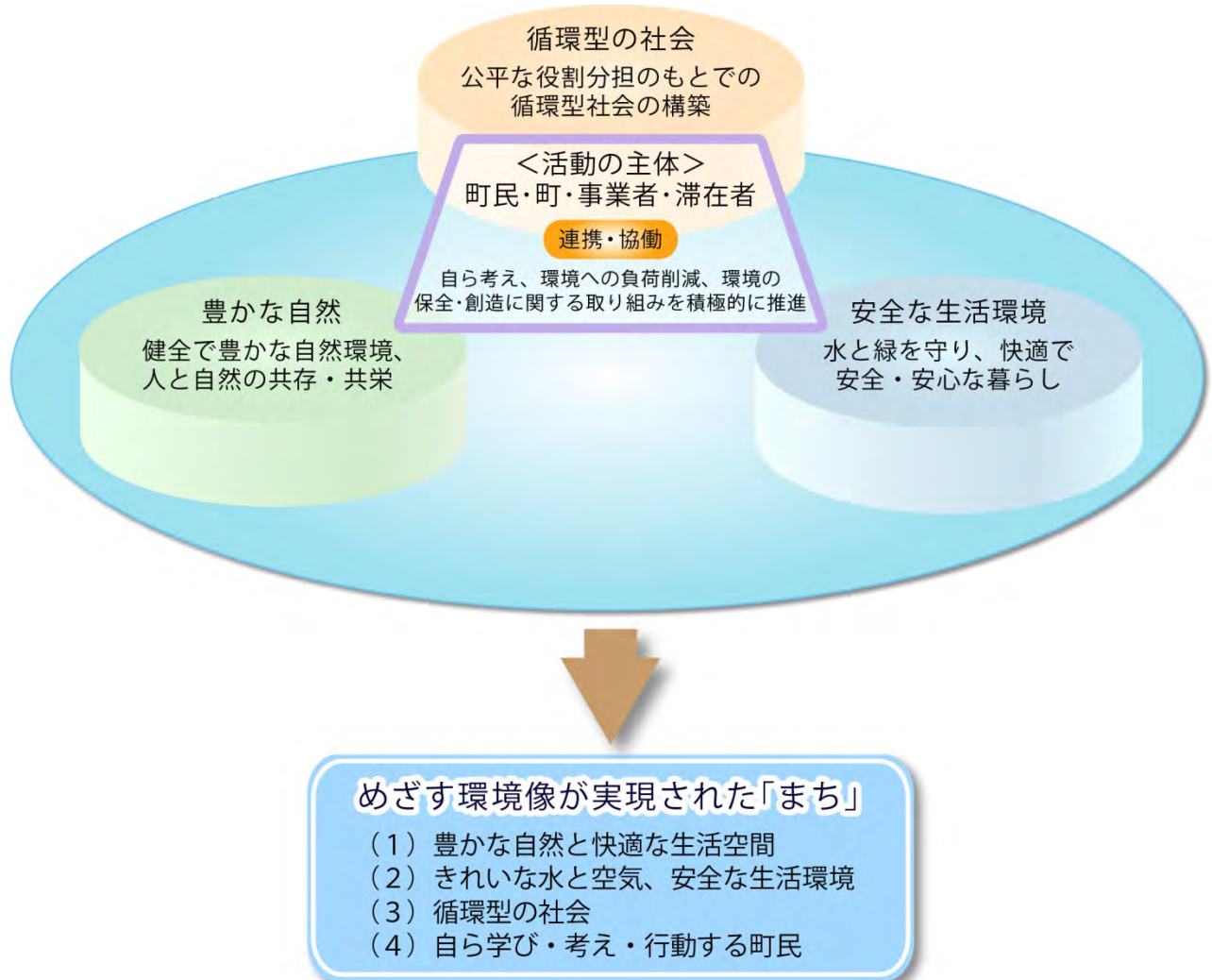
1. めざす環境像

小山町環境基本条例第3条で定める基本理念がめざす小山町の環境の姿は次のとおりです。

<p>めざす環境像1</p> <p>豊かな自然と快適な生活空間</p>	<p>基本目標1</p> <p>健全で豊かな環境の恵みを育み、人と自然が共存・共生する社会をめざします</p> <p>○健全で豊かな環境の恵みの享受(基本条例第3条第1項) ○安全で快適な環境を将来に継承する(基本条例第3条第1項)</p>
<p>めざす環境像2</p> <p>きれいな水と空気、安全な生活環境</p>	<p>基本目標2</p> <p>水と緑を守り、快適で安全・安心な暮らしをめざします</p> <p>○水と緑を基本とした施策の推進(基本条例第3条第3項)</p>
<p>めざす環境像3</p> <p>循環型の社会</p>	<p>基本目標3</p> <p>身近な暮らしと社会を見つめなおし、公平な役割分担のもとに循環型の社会を築きます</p> <p>○負荷の低減による循環型社会の提言(基本条例第3条第3項)</p>
<p>めざす環境像4</p> <p>自ら学び・考え・行動する町民</p>	<p>基本目標4</p> <p>環境学習や環境保全のための地域活動を実践し、豊かな地域環境を次世代に引き継ぎます</p> <p>○公平な役割分担の下に計画を推進する(基本条例第3条第2項) ○保全と創造を事業活動・日常生活において実践する(基本条例第3条第4項)</p>

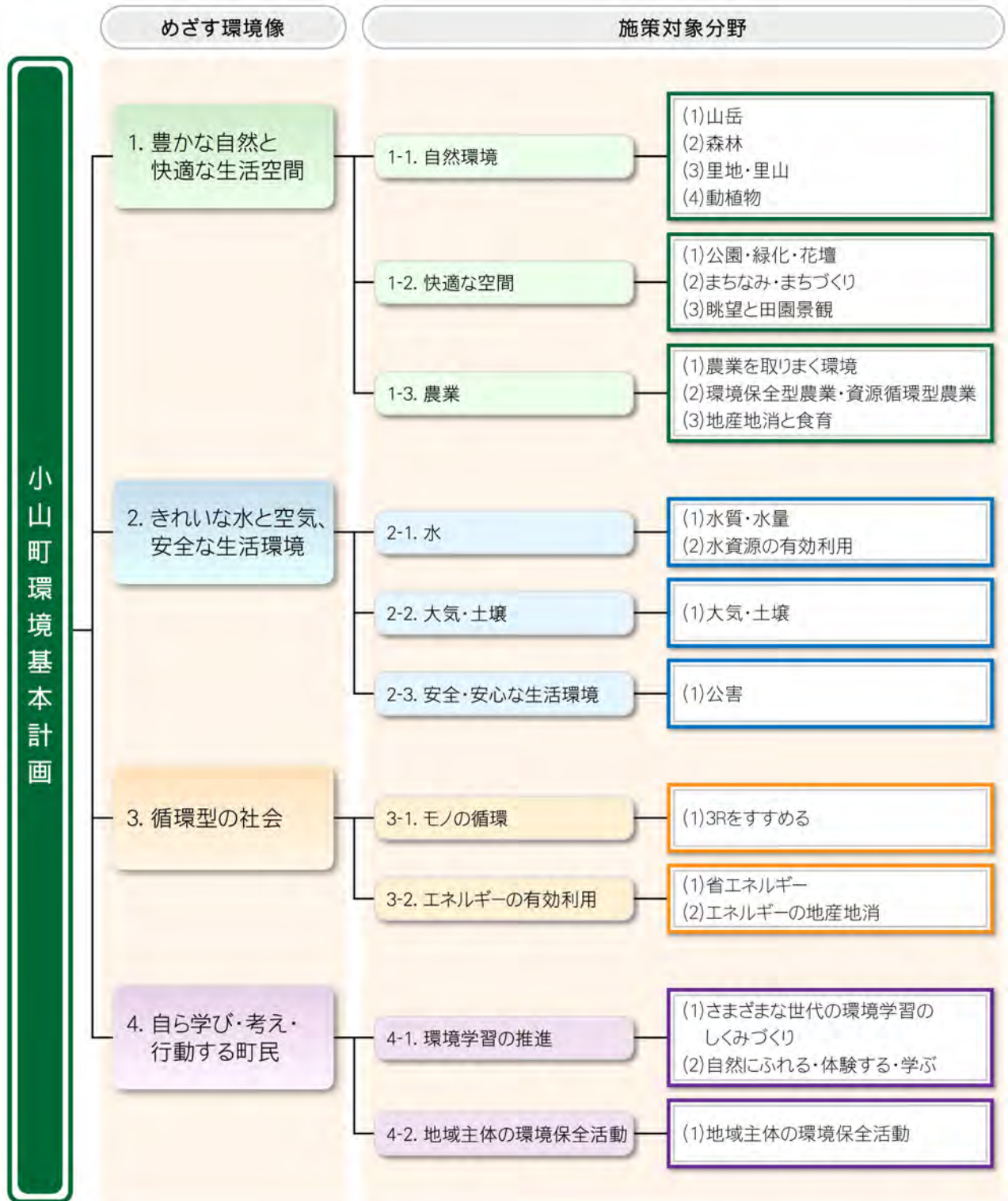
2. めざす環境像の関わり

本計画では、めざすべき将来の環境像が実現された「まち」をイメージしました。この環境像のイメージを下の図に示します。



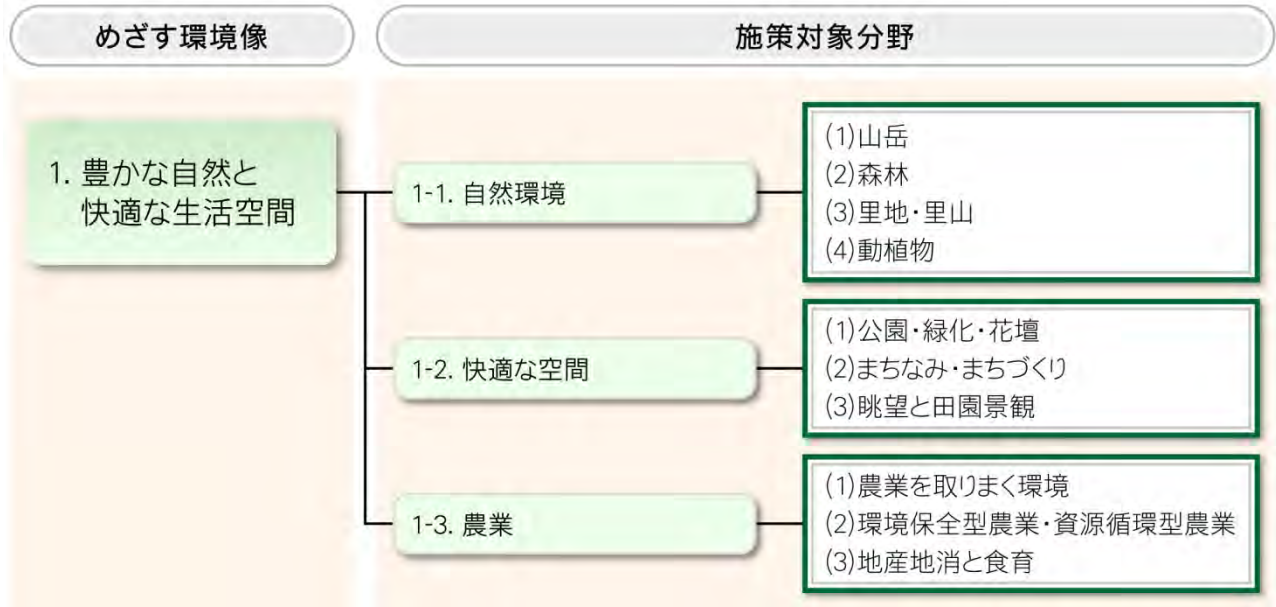
3. めざす環境像を実現するための取り組み体系

4つのめざす環境像を実現する上で必要となる施策を下図に示しました。
 次章では、この体系にしたがって具体的な取り組みの内容を明らかにしていきます。



第4章 めざす環境像を実現するための取り組み

1. 豊かな自然と快適な生活空間



この章でめざすこと

小山町の特徴のひとつに「豊かな自然」があります。私たちはこの豊かな自然からさまざまな恵みを受けて生活していますが、この自然が地球温暖化や人々の生活スタイルの変化によって変化しつつあります。一方で、暮らしと密着した環境(生活・住空間・景観)も社会資本整備の進展により、景観の悪化や、人の暮らしにくい空間が見受けられるようになりました。

「豊かな自然」を保全・創出していくには、まずは自然のしくみの微妙なバランスや自然に対して起きていることを知り、人との共存・共生を図っていくことが必要です。また「快適な生活空間」確保の観点からは、さまざまな人々が共に生活できる空間づくりや、山や水辺といった小山町らしい自然を、景観やその一部として生活空間に取り入れていくことをめざします。

めざす環境像の達成目標

定期的を実施する町民アンケートにおいて、「住み良い」との回答が90%以上となることをめざします。

【説明】

平成25年度町が実施したアンケート調査において、回答者の約88%が「住み良い」と答えられているため、より多くの方に「住み良い」と感じて頂くことをめざします。

1-1 自然環境

(1) 山岳

◇ 現状
<p>● 登山者のマナーとルールの啓発不足</p> <p>小山町における山岳地域は比較的 safely 登れる山が多く、富士山を初めて訪れる初心者が多いという特徴があります。そのため登山者の高山の環境に対する知識が十分でなく、登山道以外の場所には立ち入らない、山に持ち込んだすべてのものは自宅まで持ち帰るなどのマナーとルールが守られていません。これらのルールの啓発が必要です。特に、登山に合わせて山野草の盗掘などが行われ、これが雨の浸食を生じさせ、崩壊するなどの地形の変化が各所で起こっています。</p>

◇ 課題	◇ 取り組み
(i) 登山者のマナー不足による山岳環境の荒廃	<p>① 登山者のルールの徹底とモラル向上</p> <p>(ア) 自然のものは自然のままに。 (イ) 持ち込んだものは自宅まで持ち帰る。 (ウ) 野生動物にエサを与えない。</p> <p>上記の基本的なルールを登山ガイドや山小屋経営者、行政などが協力して、登山マナーの普及啓発を行い、モラル向上に取り組みます。</p>
	<p>② 行政指導・補助</p> <p>登山マナーの啓発活動、登山道の環境整備などの指導や補助に行政が積極的に関わります。</p>

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町 民・滞在者	事業者	行政	取組時期
①登山者のルールの徹底とモラル向上	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 登山マナーの遵守 ➢ トイレは登山開始前にすませる 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生徒や登山客に登山マナーの遵守を指導 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 登山マナーの普及啓発 ➢ ガイドや指導者へ登山者のモラル指導を要請 	A
②行政指導・補助	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 行政指導への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 違法採集者への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 違法採集禁止の普及啓発 ➢ 町民やボランティアの登山などを通じた啓発活動 	A
関係団体等 事業者（山小屋・ガイド・旅客業者、各種学校など）				

※取組時期凡例

A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(2) 森林

◇現状
<ul style="list-style-type: none"> ● 林業経営の不振と林業従事者の高齢化 外国産木材の流通による国産材の価格低迷により、木材の自給率は20%前後にまで落ち込み、国内の林業経営は不振が続いています。そのため林業は後継者不足の問題に直面しており、結果として林業従事者の高齢化が進んでいます。 ● 放置された人工林の増加 国産材の価格低迷のため、間伐や下刈りなどの森林管理を行い木材として搬出すると、赤字となることがほとんどです。このため、管理が必要であるにもかかわらず、放置されたままの人工林が増加しています。 ● 森林機能の低下 適切な管理をされず放置された林は、木々が密生しているため十分に生育できず貧弱な状態となっています。このような森林は水源かん養や土砂を安定化する力が乏しいうえ、大雪などが降ると倒れる木々が多くなります。特に戦後の拡大造林により植林されたカラマツなどの針葉樹の人工林にその傾向が顕著にみられます。

◇課題	◇取り組み
(i) 森林機能の向上	① 森林の公益機能を維持・増進する森林管理 森林の公益機能を維持、あるいは増進できるよう適正な間伐などの管理や、針広混交林のような公益機能に優れた森林への転換を進めます。
(ii) 地元産木材利用の活性化	② 森林資源の活用、地元産木材利用の促進 木質バイオマスエネルギーの利用促進や、公共施設などにおける地元産木材の建材や加工品の導入など、森林資源を積極的に活用していきます。

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町 民	事業者	行 政	取組時期
①森林の公益機能を維持・増進する森林管理	▶ 所有している森林の整備協定締結	▶ 行政との整備協定の締結 ▶ 適正な整備・維持管理 ▶ 林業体験などの森林整備の機会創出に協力	▶ 森林所有者との整備協定締結 ▶ 適正な整備・維持管理 ▶ 森林整備計画と施業計画に基づいた民有林の管理促進 ▶ 現況把握と整備計画に活用するデータベース化 ▶ 林道の適切な整備・維持管理 ▶ 森林ボランティア組織と連携、森林ボランティアを養成	A
②森林資源の活用、地元産木材利用の促進	▶ 林業体験や森林ボランティア活動への参加（滞在者含む）	▶ ボランティア等への林地の開放	▶ 林業体験などの機会創出と支援	B
	▶ 間伐材など地元産木材の積極的な利用・活用	▶ 間伐材などを建材・遊具・土産小物・薪炭・バイオマス燃料などへ活用	▶ 間伐材など地元産木材の積極的な利用・活用・推進 ▶ 木質バイオマスエネルギーの利用促進	C
関係団体等 林業者、製材業者など				

(3) 里地・里山

◇現状
<p>● 変わりゆく里地・里山</p> <p>里地・里山とは、自然と人の住む地域の中間にあり、集落とそれを取り巻く雑木林、農地、ため池、草原などで構成される場所をいいます。</p> <p>平野部から山麓にかけての集落と、その周辺の農地や用水路を含めた里地は、小山町を代表する景観でした。しかしながら、農業を取りまく環境が厳しさを増す中、農家の後継者不足や高齢化により、農作業を行わずにそのまま放置された耕作放棄地も増加する傾向にあります。また、このような耕作放棄地のなかには外来植物が生育している場所もあります。</p> <p>農業そのものも変化しており、農薬や化学肥料の普及や圃場整備による効率化が進みました。その結果、特に水田に依存して生活している生物は大きく減少するなど、景観だけでなく、生態系にも変化が起きています。</p> <p>集落周辺の雑木林である里山は、かつては人々の生活に密着しており、木は薪や炭などの燃料に、草は田畑の肥料などに利用され、適度の伐採や刈り取りによって管理されていました。</p> <p>しかしながら、家庭の燃料が石油やガスなどの化石燃料にかわり、化学肥料が普及するようになると、雑木林は利用されなくなりました。また、山麓の集落の人口が減ったことも環境の変化に拍車をかけ、人の手が入らなくなったため、里山は密生した林となりつつあります。</p> <p>適度に日があたる雑木林が密生した暗い林に変化したため、そこに住む生物も影響を受けています。明るい森林や草地を好む生物のなかには減少したものもいます。</p> <p>一方、かつては集落周辺ではあまり見られなかったシカやイノシシなどの大型の哺乳類が、集落にまで出没するようになりました。農作物へ大きな被害を与えており、住人たちとの軋轢が問題となっています。</p>

◇課題	◇取り組み
(i) 里地・里山の環境変化	<p>① 里地・里山の現状の理解</p> <p>里地・里山の現状について把握し、重要性について普及啓発します。</p>
	<p>② 地産地消・環境保全型農業の推進</p> <p>健全な農地を守るために、地元産の農作物を積極的に購入するよう働きかけます。また、環境保全型農業について推進し、安全・安心な農業を進めます。</p>
	<p>③ 里地の維持管理活動の実施・参加</p> <p>市民農園や、1ターンなど新規の就農希望者への農地の貸し出しなど、耕作放棄地を活用できるようなしくみを充実します。また、農業体験などのイベントも開催し、多くの人が里地の環境に関心を持ってもらうよう働きかけます。</p>
	<p>④ 農業の多面的機能に対する支援</p> <p>農業は食糧生産だけでなく、水田による地下水のかん養や生物多様性の維持など多面的な機能をもっています。これらの機能を評価し、維持するための支援を行います。</p>

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町 民	事業者	行 政	取組時期
①里地・里山の現状の理解	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 里地・里山の重要性の理解 ➢ 農地を活用した農業体験への参加（滞在者含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農地を活用した農業体験、市民農園などのプログラムの企画と開催 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 里地・里山の現状と、重要性についての普及啓発 ➢ 農地を活用した 農業体験、市民農園などのプログラムの企画・協力 	A
②有機農法・地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地元産農作物の優先的な購入 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地元産農作物の優先的な購入 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地元産農作物の優先的な購入 ➢ 環境保全型農業の情報提供と普及啓発 	A
③里地・里山の維持管理活動の実施・参加	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農地の環境保全への貢献を理解 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農家への環境保全型農業に関する情報提供と普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境保全型農業の研究・指導施設や機関の整備・拡充 ➢ 里山で活動する団体の育成、支援の検討 	B
④農業の多面的機能に対する支援	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中山間直接払交付金や農地・水保全管理支払交付金などの補助制度の活用 	A
関係団体等 農業者、農協など				



(4) 動植物

◇現状	
<ul style="list-style-type: none"> ● 増加しつつある外来種 近年、河川や道路脇、あるいは耕作放棄地などを中心に特定外来生物であるオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリや要注意外来生物であるコカナダモなどの外来種が多くみられるようになってきました。また、動物ではハクビシンやオオクチバス（ブラックバス）などが町内各地で見られるようになりました。これらの外来種の増加により、もともと小山町で見られていた生物の中には生息地を奪われて減少している種もあり、地域の生態系に悪影響を与えています。（平成22年度静岡県特定外来植物生息分布調査より） ● 不足している生物情報 小山町では編纂された町史などによる生物の情報はあるものの、調査された年代や調査内容に違いがあるため、基礎的情報として利用するには十分とはいえません。 ● 生物の生育・生息環境の変化 農林業の衰退による山林や農地の荒廃や、宅地化などの開発は、生物の生育・生息環境に大きな変化をもたらしています。このため、ゲンゴロウなど以前は普通に見られた生物でも、生息場所が減少したため、貴重な種となった生物が多くいます。その一方で、外来種のように変化した環境に適応して増加した種もいます。 ● 動物による農林漁業被害の増加 最近、山麓部の農地を中心にニホンザル・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシやハクビシンが出没し、農作物に大きな被害を与えています。特にニホンジカについては、個体数が増加傾向にあり、スギ、ヒノキ等の造林木の枝葉の食害と樹皮被害による枯損の害、果樹やイネの食害など、農林業被害は多岐にわたっています。また、わが国の高山帯の気候的極相林（自然遷移の最終段階）であり、富士箱根伊豆国立公園の主要な植生でもある太平洋側ブナ林に対する食害も深刻な問題となっています。 	

◇課題	◇取り組み
(i) 外来種の増加の抑制	① 外来種の増加の抑制と侵入の防止 外来種については、町内での生育・生息状況を把握し、駆除など適正な対策により増加を抑制し、分布域を縮小させることに取り組みます。また、外来の園芸種などが野外へ広がることのないよう適正な管理を行うよう働きかけます。
(ii) 生物情報の充実化	② 生物情報の収集とデータベース化 生物調査を町民と協働して行うことなどにより、生物情報を充実していくことに取り組みます。既存の情報と新たに得られた情報を基に、生物情報のデータベースや小山町版レッドデータブックを作成するなど、環境に関わる事業に活用できる情報を整備していきます。
(iii) 生物の生育・生息環境の変化の把握	③ 生物の生育・生息環境の保全と創出 貴重種や地域の生態系を代表する種(シンボル種)の生育・生息環境の保全に取り組みます。また、公共施設や水路、住宅地などで地域の生態系に合った環境づくりを進めます。
(iv) 農林漁業被害への対応	④ 農林漁業被害の防止 国や県などの関係機関と連携して、農地や人家周辺に野生鳥獣が侵入したり、誘引されたりしないような防止策を充実させることに取り組みます。

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
①外来種の増加の抑制と侵入の防止	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外来園芸種を野外で生育させないための管理徹底 ➢ 外来動物を野外へ放逐しない。また逃亡しないよう管理を徹底（滞在者含む） ➢ オオキンケイギク、オオハングソウ、アレチウリ、コカナダモなど野外で繁茂している外来種駆除の企画・参加（滞在者含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生態系へ影響が懸念される外来種、遺伝子組み換え作物などの取り扱いに注意 ➢ 外来種販売時に、生態系に与える影響を説明、野外へ播種、放逐しないよう指導 ➢ 外来種の新たな移入・繁茂防止と在来種・生態系保護のため、飼料・肥料の輸入見直し ➢ そ菜・果樹などの受粉で外来種を利用する場合、施設外に逃げ出さないよう管理を徹底 ➢ 地域の生態系に適合した在来種を緑化に使用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外来種の実態把握と分布状況やその悪影響の普及啓発 ➢ 被害が大きい地域の外来種駆除を実施 ➢ 外来種が生息しない環境を維持するよう、耕作放棄地の整備促進を指導 ➢ オオキンケイギク、オオハングソウ、アレチウリ、コカナダモなどの外来種駆除活動を企画・実施 ➢ 外来種の新たな移入・繁茂防止と在来種・生態系保護のため、飼料・肥料の輸入見直しの国への働きかけ ➢ 在来種中心の水辺環境に転換するための河川・堰の管理実施 ➢ 道路・河川整備に伴う法面緑化材の在来種の採用の検討 	B
②生物情報の収集とデータベース化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生物の情報を提供 ➢ 小山町版レッドデータブック作成のための情報収集に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生物情報の提供 ➢ 事業者の自主的な環境アセスメントなどによって得られる情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 町内の生物情報の統括 ➢ 町全域での生物調査実施、生物目録作成 ➢ 生物調査結果の情報発信、普及啓発の実施 ➢ 小山町版レッドデータブック記載種情報の収集、生息実態の把握 ➢ 小山町版レッドデータブック作成のための委員会設置 	D

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
③生物の生育・生息環境の保全と創出 (生活環境周辺の生き物)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 野生動物へ餌付けをしない(滞在者含む) ➢ 自宅の庭などで身近な生物が生育・生息できる環境の維持・創出 	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業活動で自然環境を改変する場合、可能なかぎり復元 ➢ 広い敷地を有する店舗・工場などで、周辺の環境に合わせた生物の生息空間を創出 ➢ レッドデータブック記載種などの貴重種や地域の生態系に配慮した事業計画立案と事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 野生動物への餌付けを行わないよう普及啓発 ➢ 自然環境に影響のありそうな開発などに対する指導 ➢ 公共施設などで、周囲の環境に合わせた生物の生息空間を創出 ➢ レッドデータブック記載種やシンボル種など、必要に応じて保全のための条例を制定 ➢ 生物情報を解析し、生息状況の変化が顕著な種とその要因を把握 	<p>A</p> <p>D</p>
(水辺の生き物)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 町内全域の河川での生物、生息環境などの調査に協力 ➢ 水辺空間の保全・再生・維持などのボランティア活動に参加 ➢ 自然型の畦や農業用水路の維持に対する理解と協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水辺空間の保全・再生・維持などのボランティア活動に参加 ➢ わさび田・遊水池などの水辺空間の保全・維持・再生 ➢ 自然型の畦や農業用水路の維持、復元の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 町内全域の河川の生き物、生息環境などの調査とマップ化 ➢ 河川改修の際は地区の環境を勘案、生物の生息空間に配慮した工法の採用を検討 ➢ 砂防実施機関との連携による砂防施設の見直しとスリット化や魚道整備の実施 ➢ 森林事業実施機関との連携により、水源かん養機能の向上と水質保持や水量維持を目的とした広葉樹林整備 	<p>A</p>
関係団体等 小山町ホタルの里づくり推進協議会(水辺の生き物)				

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
④農林漁業被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有害鳥獣の出没情報を速やかに通報 ➢ 残渣や生ごみなどの処理の徹底 ➢ 野生動物への餌付けをしない ➢ 被害の未然防止対策への参加(森林や耕作放棄地の手入れ、餌の実がなる木の苗を植えるなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有害鳥獣の出没情報は速やかに通報 ➢ 残渣や生ごみなどの処理を徹底 ➢ 野生動物への餌付けをしない ➢ 餌となる農作物を放置しない ➢ 畑でのネット張り、イヌによる追い払い、電気柵などの対策実施 ➢ 耕作放棄している田畑や森林がやぶ化しないよう手入れを実施する ➢ 木の実など餌となる広葉樹の森林整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 里地に下りてきている野生動物の実態と影響を把握 ➢ 有害鳥獣の出没実態に関する情報の庁内共有 ➢ 鳥獣被害の発生状況に応じ対策担当部署を充実 ➢ 有害鳥獣の里地進入予防策の周知 ➢ 鳥獣害予防策の普及啓発と補助 ➢ 県や国の機関と協力し、町の鳥獣害への予防策、対応策を策定 ➢ 県や専門家との協議により、適正な有害鳥獣捕獲の検討と実施 	A
関係団体等 駿東猟友会小山支部、事業者全般				



1-2 快適な空間

(1) 公園・緑化・花壇

◇現状
<ul style="list-style-type: none"> ● 公園の現況 現在、町内には豊門公園をはじめとする都市公園、足柄ふれあい公園などの農村公園、須走なかよし公園などの子供の遊び場(児童公園と地区広場)、運動場などの公園・緑地が各所に整備されています。町民一人当たりの公園面積は7.3㎡です。 ● 緑化の現況 緑化については、小中学校や公共施設で緑化が行われていますが、町民や事業所に対する緑化促進の取り組みは緑化フェアのみとなっています。また、花壇づくりは須走本通りのほか、小中学校や各地のボランティアによって個別に進められています。

◇課題	◇取り組み
(i)公園に対するニーズの変化への対応	① 既存公園の再生とネットワーク化 既存公園を地域住民の意見などにより再生し、より魅力のある公園づくりを行うとともに、これらの公園をネットワーク化し、町全体の公園利用をより魅力あるものとします。
(ii)公園の整備・維持管理における住民参加の促進	② 多様な利用者を想定した特色ある公園づくり 子供たちのみではなく、高齢者や観光客などの利用も勘案し、多様な利用者を想定した公園づくりを行います。
(iii)公園の育成	③ 行政と住民等の協働による公園づくりや公園の育成 公園などの整備に当たっては、地域住民の参加が不可欠であり、公園の計画や施工、管理など可能な範囲で、行政と町民などの協働による公園づくりや育成を行います。
(iv)緑化を促すしくみがない	④ 地域性を活かした緑化や花壇づくり 地域の緑化や花壇づくりでは、まちなみの重要な要素であるため、地域の気象や集落のイメージなどに合わせた整備や管理を行います。
(v)花壇づくりの推進	⑤ 公共施設等の緑化推進 地域の緑化の核として公共施設を位置づけ、率先的に緑化を推進します。 ⑥ 普及啓発と緑化指導の強化 公園緑地に関する意識啓発と利用などの促進のため、普及啓発と緑化指導を行います。

◆公園

◇取り組み内容

取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
①既存公園の再生とネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ これからの公園緑地の利用のあり方の提案 ➢ 公園緑地マップの作成に協力 ➢ 身近な公園の再生に参加 	—	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 町民との協働による町民参加型の公園づくり ➢ 緑のネットワーク化 ➢ トイレなどの公園設備の整備 ➢ 公園緑地マップの作成 	B
②多様な利用者を想定した特色ある公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の公園づくりへの参加 	—	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 立地にあわせた多様で魅力ある公園づくり ➢ 小山町らしい地域特性を加味した公園づくり ➢ 公園の役割の再検証と地区ごとの計画的な整備 ➢ 地域特性を生かせる設計・施工業者の選定 	B
③行政と住民等の協働による公園づくりや公園の育成	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 身近な公園の維持管理への参加 ➢ 地域特性を反映したノウハウを活かし公園づくりに協力 	—	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住民参加による地域での公園づくり ➢ 地域住民との協働による維持管理のしくみづくり ➢ 町民・事業者との協働のしくみづくり ➢ イベントの実施や普及啓発活動などでの民間施設や指定管理施設との連携 	B
関係団体等 自治会、事業者全般				



◆緑化・花壇

◇取り組み内容

取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
④地域性を活かした緑化や花壇づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の緑の再認識 ➢ 地域の望ましい緑化イメージの提案 ➢ 自分の庭先から花や緑を増やす ➢ 植樹や生け垣への在来種の利用 ➢ 耕作放棄地や公園の緑化・花づくりと維持管理に協力 ➢ 地域の緑化に取り組む町民団体(NPOなど)の立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の望ましい緑化イメージを尊重した敷地内の緑化 ➢ 緑化フェアなどに参加 ➢ 在来種を利用した緑化 ➢ 耕作放棄地での緑化・花づくりへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区の特徴を活かした統一感のある街路樹整備 ➢ 在来の水生植物の復元など地域性を活かした湧水や堰などの整備 ➢ 公共施設を地域緑化の拠点と位置づける ➢ 公共施設や小中学校における花壇づくり ➢ 緑化フェア等の開催、町民や事業者とともに地域の緑化を考える機会づくり ➢ 地域性のある花壇づくりと緑化への地域固有種の活用 ➢ 耕作放棄地を活用した緑化・花づくり推進 ➢ 特に小中学校の緑化や花壇づくりを地域で支えるしくみづくり ➢ 園芸講座などを開催 	B
⑤公共施設等の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路、公園、公共施設などの緑化に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 接道緑化など道路など一体となった緑地の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共施設の緑化指針を作成 ➢ 小中学校の緑化を推進 ➢ 公共施設の壁面緑化や屋上緑化 	C
⑥普及啓発と緑化指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オープンガーデンや花づくりコンテストへの参加 ➢ 町民団体等のネットワーク化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域緑化に向けた普及啓発活動を主催 ➢ 公園や公共施設における樹木の見本園づくりに協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 緑化の普及啓発(イベントの開催や小冊子の作成など) ➢ オープンガーデン、花づくりコンテストや緑化フェアの実施 ➢ 町民団体等のネットワークづくりの支援 ➢ 小山町に自生する緑化に適した樹種を選定し周知 ➢ 公園や公共施設に選定樹木の見本園を整備 	B
関係団体等 自治会、事業者全般				

(2) まちなみ・まちづくり

◇現状	
<p>① 景観の現状 現在、小山町は景観への取り組みとして、富士山の世界遺産登録に合わせ平成25年度に景観行政団体へ移行するための準備、平成27年度に景観計画の策定と景観条例の施行を目指しています。また、現在適用されている条例としては静岡県屋外広告物条例があります。</p> <p>② 交通の現状 町内における自動車保有台数も増加しており、これにより路線バスなどの公共交通は衰退しています。小山町では誰もが利用しやすい公共交通の実現に向け、地域に公共交通総合連携計画の策定を進めています。</p>	

◇課題	◇取り組み
(i)水との関わり方の変化	<p>① 水辺を活かしたまちづくり 身近な水辺を活かした、小山町らしいまちづくりを行います。</p>
(ii)歴史・文化遺産の活用	<p>② 歴史・文化遺産の保全と活用 史跡や石造物など多様な歴史・文化遺産を保全し、まちづくりや観光の視点から持続可能な利用を図ります。</p>
(iii)統一感のあるまちなみづくり	<p>③ 景観重点地区設定によるまちなみへの取り組みの具現化 景観整備の具体事例として景観重点地区を設定し、景観整備による効果を具体化します。</p>
(iv)歩行者や自転車利用者の安全の確保	<p>④ 観光地のネットワーク化と歩いて楽しいまちづくり 各種の観光拠点をネットワーク化し、連携して観光やまちづくりを進めることにより、歩いて楽しいまちづくり（歩道整備等）を行います。</p>
(v)各種利用拠点の連携	<p>⑤ 公共交通の充実 町民や観光客など誰もが利用しやすい公共交通とするため連携計画を策定し、計画の実現に向けて協働で取り組みます。 また、パーク＆ライドなどの取り組みにより鉄道交通の利用を促進します。</p>
	<p>⑥ 自転車の利用促進と自転車道のネットワーク整備 環境に優しい交通機関として自転車の利用を促進するとともに、自転車道のネットワークを整備します。</p>

◆まちなみ・まちづくり

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
①水辺を活かしたまちづくり	➢ 水辺の清掃活動	➢ 水辺の清掃活動	➢ 水質保全の普及啓発	A
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水辺の保全と活用への参加 ➢ 雑排水の浄化に努める ➢ 下水道接続や合併浄化槽設置の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水辺を活かした商店・事業所などを整備 ➢ 水路の環境整備への協力 ➢ 地下水のかん養や水辺の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水郷の里のイメージを活かした事業 ➢ 歩いて楽しいまちづくりとフィールドミュージアムとしての位置づけ ➢ 地下水のかん養など水環境の保全 ➢ 親水空間の整備 ➢ 公共で管理している水辺の清掃や整備 ➢ 水辺を活かしたまちづくりコンペ(公募)の実施 ➢ フィルムコミッションの推進 	B
②歴史・文化遺産の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 石造物などの身近な文化財を見つめ直す ➢ 文化財を適正に保全、また保全への協力 ➢ 歴史、文化の普及活動への参加と伝承行事への協力 ➢ 地域の伝統行事の継承 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 文化財の適正な保全と保全への協力 ➢ 歴史、文化の普及活動への参加と伝承行事への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 文化財の分布マップを作成 ➢ 歴史・文化遺産の保全のための支援 ➢ 歴史・文化遺産を教育やまちづくり、観光振興へ活用 ➢ 地域資源の周辺環境整備 ➢ 歴史・文化遺産を活かしたフィールドミュージアムづくり ➢ 文化的景観保護制度による重要文化的景観の指定 ➢ フィルムコミッションの推進 ➢ 富士山世界遺産登録を国内外へ発信 	B
③景観重点地区設定によるまちなみへの取り組みの具現化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 景観重点地区整備や管理への参加 ➢ 景観ガイドライン作成への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 景観重点地区整備や管理への参加 ➢ 景観ガイドライン作成への協力と遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 町民・事業者と連携して景観重点地区を設定 ➢ 景観に配慮したストリートファニチュア(街路備品)を整備 ➢ 電柱の地中化 ➢ 景観ガイドライン(建築やサインなど)の作成とその普及啓発、指導 ➢ 行政サインなどの統一 	A
関係団体等 各地区まちづくり協議会、事業者全般				

◆交通・観光

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
④観光地のネットワーク化と歩いて楽しいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全な道づくりに関する意見提供 ➢ 観光マップの作成など、計画づくりへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所や工場等の整備における景観や観光への配慮 ➢ 観光拠点等のネットワークづくりへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 車から降りて散策できるよう、観光拠点のネットワーク化 ➢ 歩いて楽しいまちづくり ➢ 明確なビジョンを持った観光基本計画などの作成 ➢ ユニバーサルデザインによる道づくり 	B
⑤公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共交通を利用 ➢ パーク&ライドの利用 ➢ エコドライブ実践 ➢ エコカーの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 通勤でのパーク&ライドなどの利用 ➢ エコドライブ実践 ➢ エコカーの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 連携計画の策定 ➢ 鉄道交通、路線バス、自主運行バス等の連携により利用性を向上し、公共交通の利用を促す ➢ パーク&ライドの拠点整備と公共交通やレンタサイクルとのネットワーク化 ➢ エコカーの導入 	A
⑥自転車の利用促進と自転車道のネットワーク整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 徒歩や自転車を利用 ➢ 指定された駐輪場の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自転車の利用促進への協力 ➢ 駐輪場設置への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自転車の利用促進 ➢ 自転車道の整備とネットワーク化 ➢ 徒歩と自転車のための案内サイン(看板など)、段差解消・拡幅、付帯のトイレや休憩施設などの整備 ➢ 駅や高速バス停の駐輪場整備 ➢ 関係機関と連携した公共交通機関、自転車徒歩を中心とした道づくり、しくみづくり 	B
関係団体等 各地区まちづくり協議会、事業者全般				

(3) 眺望と田園景観

◇現状
<p>● 眺望と田園景観の現況</p> <p>現在、計画的な土地利用の推進のため土地利用計画の策定をすすめており、また景観行政団体の指定についても検討をすすめられています。</p>

◇課題	◇取り組み
(i) 田園景観を保全するしくみづくり	<p>① 土地利用計画などの策定</p> <p>景観に大きく影響する土地利用について計画的に実施し保全すべき景観を守ります。</p>
	<p>② 総合的な景観施策の展開</p> <p>景観法による景観行政団体となり独自の景観施策を展開するなど、町としての総合的な景観を保全・創出するしくみをつくります。</p>
	<p>③ 小山町らしい景観の保全</p> <p>田園風景や湧水、富士山や金時山の眺望など小山町らしい景観を保全します。</p>

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
①土地利用計画などの策定	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地利用計画作成への参加 ➢ 条例などの規制、指針の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地利用計画に基づく適切な土地利用 ➢ 条例などの規制、指針を遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地利用計画の作成 ➢ 都市計画マスタープランの作成と計画的なまちづくり ➢ 条例などの規制、指針などの整備 	A
②総合的な景観施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の景観育成活動への参加 ➢ 景観計画に基づく景観への配慮 ➢ 景観育成(形成)住民協定締結の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 景観を阻害しているものの撤去 ➢ 行政・事業者との協働による屋外広告物・建築物の景観ガイドラインづくり ➢ 景観ガイドライン(色彩やデザイン等の指針)に基づく屋外広告物や建築物のデザイン ➢ 景観計画に基づく景観への配慮 ➢ 景観育成(形成)住民協定への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 景観行政団体となる ➢ 景観への取り組みにおける町民・事業者との連携 ➢ 景観育成活動を行う住民団体などの支援 ➢ 規制、制度などをわかりやすくまとめる 	A
③小山町らしい景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農耕地の小山町らしい田園風景を守り伝える ➢ 眺望景観マップ作成への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 景観や眺望に配慮した事業所整備 ➢ 眺望景観マップ作成への協力 ➢ 小山町にふさわしい農村光景を考える 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共施設における眺望や風景との調和 ➢ 景観や環境に配慮する企業の誘致 ➢ 眺望景観マップ作成と眺望保全区域(ビューゾーン)の設定 ➢ 建築物などの高さ規制 	A
関係団体等 事業者全般				

1-3 農業

(1) 農業を取りまく環境

◇現状
<p>● 減少する農家と農地</p> <p>小山町の基幹産業である農業は、稲作を主軸として、豊富な湧水を利用した水かけ菜やわさびなどが栽培されています。農家は、平成22年度で町内に773戸あり、町内の全戸数の約1割を占めています。経営面など農業を取りまく環境は厳しさが増しており、農家数は年々減少する傾向にあります。特に規模の小さい兼業農家が大きく減少しています。</p> <p>農家数の減少に合わせて、農地も減少傾向にあり、担い手不足などから耕作が行われなくなった農地が町内に点在しています。手入れがされなくなった耕作放棄地は雑草が生い茂り、農業にとっての害虫の発生源になるなど、環境上の問題も抱えています。</p>

◇課題	◇取り組み
(i) 農地の荒廃と減少が進んでいる	<p>① 農業を続けられる環境の整備</p> <p>小山町の農業の魅力を高め、農業者が意欲的に農業を続けていくことのできるような環境整備を進めます。具体的には、地産地消のシステムづくりや新たな担い手の確保などです。</p>
	<p>② 耕作放棄地の有効活用</p> <p>花などの景観作物の栽培などを通じて、耕作放棄地の有効活用をはかります。</p>
(ii) 農業従事者不足や高齢化による農業の継続が困難になっている	<p>③ 情報の蓄積と相談窓口の整備</p> <p>耕作放棄地となっている農地の把握や農業者の斡旋などのしくみづくりを進めます。</p>
	<p>④ 農作業体験（ワーキングホリデー）</p> <p>将来の就農を視野に入れた農作業体験の実施を行います。</p>



◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町 民	事業者	行 政	取組時期
①農業を続けられる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地元産農産物の消費拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ よりすぐれた農作物の生産に力をそそぐ ▶ 営農継続が可能な集落づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地元産農産物の消費拡大の推進 ▶ 学校給食、事業所食堂などへの地元農産物の導入推進 	A
②耕作放棄地の活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 耕作放棄地を活用した花づくり・緑化への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 耕作放棄地における花づくり栽培 ▶ 休耕地の利用希望者への貸し出し 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 耕作放棄地活用のためのコーディネート組織立ち上げ ▶ 農業委員会と連携し、耕作放棄地などの農地の把握と整理 	A
③情報の蓄積と相談窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就農希望者情報を行政へ提供 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新規就農者の支援 ▶ 農業従事者を望む農家は、行政へ申請 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業委員会との連携による新規就農希望者への情報提供 ▶ 営農に関する相談窓口業務の充実 	A
④農作業体験(ワーキングホリデー)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農作業体験希望者情報を町の専門部署へ提供 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農作業体験者の受け入れ ▶ 将来の就農を視野に入れた農業体験プログラムの実施と協力 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ワーキングホリデー方式による、将来の就農を視野に入れた農作業体験の実施 	B
関係団体等 農業委員会、農協など				

(2) 環境保全型農業・資源循環型農業

◇現状
<p>環境にやさしい農業、農産物への関心が高まりつつあります。また、平成16年に道の駅ふじおやまに農産物直売所が開設し、水稲専作農業経営から畑地化・野菜へと移りつつあることから、堆肥の需要が年々増加している状況にあります。そのため、生ごみ、食品廃棄物等バイオマス資源を活用した「環境保全型農業」への関心が高まっています。</p> <p>農薬の取り扱いについては、農業者において流出防止のための措置がとられています。不要となった農薬はJAにより回収が行われています。また、マルチなどの農業用廃プラスチックの回収も進められています。</p>

◇課題	◇取り組み
(i) 環境保全と環境への負荷の少ない農業	<p>① 環境保全型農業の推進</p> <p>農業者は、農薬・除草剤・化学肥料の使用を削減し、目標値を遵守するとともに、環境保全型農業を推進します。また、家庭菜園等を営む町民も、農薬・除草剤・化学肥料などの使用を控えます。</p>
	<p>② 資源循環型農業の推進</p> <p>地域で生み出される有機廃棄物の堆肥化を進め、地域内の資源循環型農業を推進します。</p>
	<p>③ 農業用資材の環境負荷低減</p> <p>農業に用いる資材は、環境負荷の低いものを使用するようにします。</p>

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町民	事業者	行政	取組時期
①環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭菜園・花壇などでの農薬・除草剤・化学肥料の使用抑制 ➢ 家庭菜園・花壇などでの有機栽培実践 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農薬・除草剤・化学肥料の使用削減と目標値の遵守 ➢ 農薬・除草剤・化学肥料に頼らない農業の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農薬・除草剤・化学肥料に頼らない農業の実践の支援と普及啓発 ➢ 県行政とも連携し、農薬・除草剤・化学肥料の使用削減目標値設定 	A
②資源循環型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭菜園・花壇、自分の田畑での堆肥の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全な堆肥の積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民農園での堆肥利用促進 ➢ 家庭や事業所でできた堆肥流通のしくみづくり ➢ 安全な堆肥づくりの研究開発推進 ➢ 堆肥化施設の拡充・整備検討 ➢ 堆肥化施設で製造した堆肥の町内での利用推進 	D
③農業用資材の環境負荷低減	<ul style="list-style-type: none"> ➢ プランター、支柱など園芸用、農業用資材の再利用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業用資材のリユース・リサイクル ➢ 生分解性にすぐれた農業用資材の採用 ➢ メーカー、行政と連携した環境負荷の低い農業用資材の研究開発推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業用資材のリユース・リサイクル推進 ➢ 生分解性にすぐれた農業資材の情報提供と使用の推奨 	A
関係団体等 農業者・花の会など				

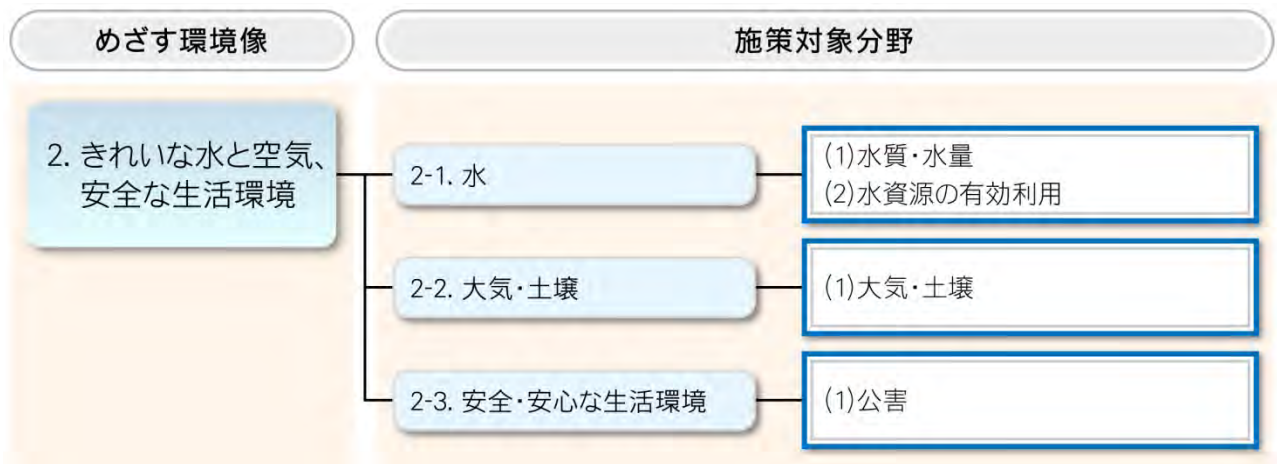
(3) 地産地消と食育

◇現状
<p>● 注目される地元産農産物</p> <p>「安全・安心・新鮮・おいしい」を旗印に、地元産農産物が注目を集めています。現在、町内の各地区に農産物直売所があり、地元産農産物の消費を拡大する試みが行われています。地元産農産物を地元で消費する地産地消は、食糧の多くを海外からの輸入に頼るわが国にとって食糧の自給率を高めることであり、遠くから運ばれてくる際に消費するエネルギー(フードマイレージ)を下げることにもつながります。</p>

◇課題	◇取り組み
(i) 地元産農産物の需給拡大	<p>① 地産地消の推進 地産地消をさらに推進します。</p>
	<p>② 農産物の小山町ブランドをつくる 知名度の向上や安定供給の確保のために、地元産農産物のブランド化を進めます。</p>
	<p>③ 農と食育 地元産農産物への理解を深める食育を進めます。</p>

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町 民	事業者	行 政	取組時期
①地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地産農産物、規格外品の積極的な購入 ➢ 地産地消や環境にやさしい農業への理解 ➢ 生産者との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 小売店・スーパーの地場産品販売コーナーを設置・拡大 ➢ 規格外品の販売 ➢ 学校・病院・宿泊施設などでの地産地消推進 ➢ 消費者との交流 ➢ 農作物の品質の向上 ➢ 農作物の情報発信 ➢ 安定供給のための研究 ➢ 町内流通への優先出荷 ➢ 規格外品の出荷 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地産地消の普及啓発 ➢ 地元産農産物の地域内消費の拡大と安定供給体制の構築 ➢ 学校給食への地元産農産物の導入推進 	A
②農産物の小山町ブランドをつくりあげる	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 小山町ブランド品の利用 ➢ 小山町ブランドへの理解 ➢ 農業者・団体などと連携した小山町ブランドのアピール 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産官学連携によるブランド化の研究 ➢ 通年供給可能な農産物加工品開発 ➢ 学校・病院・宿泊施設などでの小山町ブランド品の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ブランド化に向けた産官学の連携を構築 ➢ ブランドの品質維持管理のしくみ構築の推進支援 	D
③農と食育	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 手づくりの食事の見直し ➢ 食育の推進 ➢ 学校や学校農地などにおける食育への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 食育を通じた農業、農地の多面的機能をアピール ➢ 学校や学校農地、地域施設などにおける食育への協力 ➢ 旬(季節)と小山町の気候・風土にあった農業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 食育を通して農業、農地の多面的機能について学習 ➢ 小学校中・高学年で農作業体験を通じた環境学習をさらに進める 	A
関係団体等 事業者全般				

2. きれいな水と空気、安全な生活環境



この章でめざすこと

人々の生活を支えるものとして、水と空気は重要です。開発の進展の中で、町民の水瓶となっている地下水や清らかな川の流れを守っていくことが課題となっています。また「空気がおいしい」ことも小山町の良さのひとつであり、これも守っていく必要があります。また工場や自動車の増加による「公害」の発生も懸念されています。

水と空気を守るために、まずはしっかりと現状を把握することが必要です。公害については、同様に現状を把握し、情報収集を進め、快適で安心・安全な暮らしをめざします。

めざす環境像の達成目標

環境に係る環境基準の達成率 100%（光化学オキシダントを除く）をめざします。

【説明】

平成 25 年度現在、環境基準はほぼ達成されています。大気中の光化学オキシダントについて気象の影響等が大きく対策をとることが難しいため、目標から除いています。

2-1 水

(1) 水質・水量

◇現状
<p>小山町の環境の特徴の一つとして「豊かな水」があげられます。河川の水質検査は町内各地で行われていますが、水質や水量を評価し監視する体制は整っていないのが現状です。</p> <p>河川の水の汚れは、須走地区の下水道普及などにより、一時期よりは改善してきていますが、水質の経年的な変化の把握や評価がされていないため、水質が悪化している懸念があります。また、小山町の地下水は豊富といわれています。産業等の発展にともない、地下水汲み上げ量が増える可能性があるため、地下水の経年的な変化の把握や評価、保全のための対策が必要となっています。</p>

◇課題	◇取り組みの方向性
(i)水質・水量の監視体制の強化が必要	<p>① 水質・水量の定期検査、監視体制を整える</p> <p>水質調査は町内約34箇所の河川で行われていますが、経年的な比較などを含め水質の状況を把握します。地下水位調査は町内2箇所において実施していますが、いっそうの地下水量の把握に努めます。</p>
	<p>② 情報の公開</p> <p>水質・水量の調査結果の町民への情報提供のあり方について検討していきます。</p>
	<p>③ 水質を汚染する物質の管理と水質浄化の推進</p> <p>水質悪化防止対策として、水質汚染物質の管理(下水道整備や事業所対策、各家庭の排水処理)と普及啓発などを進めます。</p>
(ii)水質悪化・水量減少の懸念がある	<p>④ 水を利用した産業からの水質維持</p> <p>水を利用した産業(わさび栽培や養殖)も盛んですが、水質確保への協力や流出する水の水質維持に努めます。</p>
	<p>⑤ 河川の清掃と浄化機能の確保</p> <p>堰や河川へのごみ投棄の防止や清掃活動をいっそう推進します。また河川の浄化機能向上を目指し、必要な河川流量の確保や自然型護岸の整備を進めます。</p>
	<p>⑥ 地下水保全のための取り組みを進める</p> <p>地下水を保全する取り組みとして、地下水くみ上げの届出制度や条例など保全のための施策・制度を検討・制定していきます。また、節水や地下水のかん養(雨水浸透、透水性舗装、水田)のための取り組みを進めます。</p>

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
①水質・水量の定期検査、監視体制を整える	<ul style="list-style-type: none"> 水質異常の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 排水処理方法を情報公開 	<ul style="list-style-type: none"> 河川・井戸・ゴルフ場などでの定期的な水質調査の実施 地下水水位や地下水湧出量調査の実施 水質・水量の現状把握と情報公開 	A
②情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> 公開情報への理解 	—	<ul style="list-style-type: none"> 水量・水質の情報提供のあり方を検討 	C
③水質を汚染する物質の管理と水質浄化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 下水道への接続、浄化槽の維持管理 環境負荷の大きいものは流さない 農薬、除草剤などの管理徹底 廃食用油リサイクル回収運動への協力 用水路へごみや農薬・除草剤などを流入させない 洗剤の適正な利用 	<ul style="list-style-type: none"> 排水の処理・浄化を徹底 下水道への接続、浄化槽の維持管理 水質汚染防止の検討 農薬・除草剤などの管理徹底 水質汚染発生時の危機管理対策検討 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理の検討と整備・普及 工場・事業場への排水適正管理指導 洗剤の適正利用量などの情報提供、普及啓発 	A
④水を利用した産業からの水質維持	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した事業者の製品を購入 	<ul style="list-style-type: none"> 養殖・わさび栽培の産地に適合した水質確保への協力 消毒薬などは基準値を守り、可能なかぎり使用を抑える 養殖池から流出する水質の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ニジマス養殖産地に適合した水質確保 養殖池から流出する水質の現状把握と監視 	A
⑤河川の清掃と浄化機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> 堰や河川へのごみ投棄防止や清掃活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> 堰や河川へのごみ投棄防止や清掃活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> 堰や河川へのごみ投棄防止や清掃の実施 水辺の自然の回復 多自然型河川整備の推進 自然浄化力を目的とした湯水期の堰や河川流量確保について検討 	B
⑥地下水保全のための取り組みを進める	<ul style="list-style-type: none"> 施策・制度への意見、協力 節水型の機器の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の適正利用と使用量の報告 節水を心がける 冷却水等の再利用 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の汲み上げを許可する水量の評価基準検討 地下水利用や水質保全に関する条例制定の検討 地下水水位調査の定期的実施 節水への取り組みを促進 地下水・水道水源の現状把握と監視 地下水の適正利用や水質保全への普及啓発 	C
関係団体等 事業者全般				

※取組時期凡例

A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(2) 水資源の有効利用

◇現状
<p>小山町は地下水が豊富なため、これまで資源としての水についてそれほど意識してきませんでした。そのため雨水利用などに対する意識が低くなっています。またニジマス養殖などの水産業も盛んですが、一時期よりも生産量は減少してきています。</p>

◇課題	◇取り組みの方向性
(i)水資源利用のあり方を検討する	<p>① 水利用のあり方について検討する 水資源の有効利用のため、流域間や小山町全体を含む広い地域において水資源の実態を把握し、保全と有効活用のあり方を検討していきます。</p>
(ii)水資源を活用した産業の振興	<p>② 再生水・雨水利用の促進 身近なところで雨水や上水の再利用を進め、水を無駄にしない取り組みを行います。</p>
	<p>③ 水資源を活かした特産品の需要拡大 町内ではニジマスなど水資源を活かした産業が盛んなため、これらの活性化を図っていきます。</p>

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町 民	事業者	行 政	取組時期
①水利用のあり方について検討する	➢ 水資源の重要性について理解	—	➢ 地下水の有効利用のための調査の実施	A
			➢ 水資源の保全と有効な活用のあり方を広域的に検討	C
②再生水・雨水利用の促進	➢ 散水・打ち水・洗車への雨水の使用	➢ 散水・打ち水・洗車への雨水の使用 ➢ 施設での上水の再利用	➢ 打ち水・公園の水やり・公用車の洗車に雨水を利用 ➢ 施設での上水の再利用	A
③水資源を活かした特産品の需要拡大	➢ 地元食材を食べる	➢ ブランド化に向け働きかけと流通・需要の喚起	➢ ニジマスなどのブランド化に向けた市場への働きかけと流通、需要の喚起	B
関係団体等 商工会、事業者全般				

2-2 大気・土壌

(1) 大気・土壌

◇現状
<p>小山町では、4地区の測定箇所を2年ごとに順次変えながら大気中のダイオキシン類の定量分析調査を行っています。</p> <p>静岡県では、県下の一般環境大気測定局59局で大気汚染物質濃度調査を行っています。小山町の近くでは、御殿場市役所に測定局がありますが、いずれの測定局においても、近年ではほぼ横ばい状態で推移しています。</p>

◇課題	◇取り組みの方向性
(i) 町内の空気の状況は充分には把握されていない	<p>① 大気や土壌の現状を把握する</p> <p>大気や土壌の現状を把握するため、測定地点・項目を検討し、その数を増やします。また併せて取得したデータを評価し、町民に公表する取り組みを進めます。</p>
	<p>② 「空気の澄んだまち」を実現する取り組み</p> <p>小山町の優れたところである「空気の澄んだまち」を実現・維持するため、野焼きへの対策やエコドライブの取り組み、畜産臭気への対策などを行います。</p>

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町 民	事業者	行 政	取組時期
①大気や土壌の現状を把握する	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公開された情報・データへの理解 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 測定の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大気や土壌測定情報の公開 	A
			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 測定地点・項目を増加 ➢ 環境評価のしくみづくり 	B
②「空気の澄んだまち」を実現する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自家用車の利用を減らす ➢ エコドライブの実践 ➢ エコカーの購入 ➢ 家庭ごみの野焼き禁止 ➢ 農業・畜産業の生産活動への理解 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エコカーの導入 ➢ エコドライブの実践 ➢ 事業所からの悪臭防止対策 ➢ 畜産臭気などの周辺への影響についての配慮と適切な対策 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 町職員のノーマイカーデーを設定 ➢ エコドライブの実践 ➢ 環境負荷の少ない自動車の導入 	A
			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 渋滞解消のための信号タイミング調整と交差点改良 	D
			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農場や農畜産施設などから発生する臭気・煙害などに対する適切な指導 ➢ 野焼きの原則禁止と例外的に許される焼却についての普及啓発 	A
			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 剪定枝の集約処理の検討 	B
関係団体等 畜産農家、事業者全般				

2-3 安全・安心な生活環境

(1) 公害

◇現状
<p>ダイオキシン類については、平成11年7月16日にダイオキシン類特別措置法が公布され、事業所から排出されるダイオキシン類の量や大気中の環境基準について、新たに基準が設けられました。小山町では、平成12年度から公共域における大気中のダイオキシン類の量を毎年測定しています。測定箇所は、小山（役場）、足柄（支所）、北郷（球場）、須走（支所）の各地区の調査箇所を2年ごとに変えながら大気調査を実施しています。大気調査は、年間4回、24時間連続測定を1週間実施しており、これまで環境基準を上回ったことはありません。</p> <p>公害などの苦情として、毎年5件から20件程度が寄せられています。水質汚濁、騒音、悪臭、廃棄物投棄などのうち、悪臭によるものが多く寄せられています。大気汚染、土壌汚染、振動および地盤沈下に関する苦情は寄せられていません。悪臭の主なものは、堆肥の臭いによるものです。</p> <p>また、不法投棄は、人目につきにくい河川や山間部などに多くみられます。小山町では、毎年10tから20tを超える不法投棄が行われています。不法投棄物件の区分としては、鉄類、粗大性可燃ごみ、自転車、廃タイヤなどが多くなっています。</p> <p>農薬類については、小山町は県下でも有数のゴルフ場所在自治体です。静岡県では、「ゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針」および「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領」により、農薬使用管理責任者の選任と届出、毎年の防除計画報告書および農薬使用実績報告書の提出、年2回（6月、9月）の水質測定、更には、農薬の適正な管理や使用方法について、報告義務を求めるとともに、排水について立入検査を実施しています。</p> <p>平成13年度に県が実施した立入検査では、農薬の管理およびゴルフ場の調整池や排水口から採取した水の分析結果からは、異状はなく、適正に管理運営されていました。</p> <p>農業における取り組みとしては、不要農薬の回収がJAにより行われています。この他にJAのラジコンヘリによる農薬の一斉空中散布、トレーサビリティ（生産履歴管理システム）の充実、特別栽培米（ブランド米）の推奨により、結果的に農薬の減量につながっています。</p>

◇課題	◇取り組み
<p>公害について、現状では重大な問題は起きていませんが、産業等の発展に伴い、いずれかの問題が発生する可能性もあります。特に懸念があるものとして、騒音・光害・振動・化学物質などが挙げられます。またポイ捨て・不法投棄については変わらず各地で目立っており、苦情件数も多くなっています。</p> <p>農薬については、水路などへの流出や土壌へのしみこみが起きないように、防止措置を講じることが必要です。また、より環境への負荷の少ない農業、安全・安心な農産物生産を目指し、環境保全型農業をさらに推進することが求められます。</p>	<p>① 周囲環境に配慮した音量・音の出し方を工夫する 騒音については、周囲環境に配慮した音量や音の出し方を工夫する取り組みを進めます。</p>
	<p>② 小山町の景観や植生に配慮した照明を導入する 光害については、農業への影響軽減と不必要な夜間照明への対策を行います。</p>
	<p>③ 自動車交通を適正に管理し、振動被害を軽減する 振動については、自動車交通などへの対策を進めます。</p>
	<p>④ 工場などの振動を適正に管理する</p>
	<p>⑤ ポイ捨て・不法投棄をなくす ポイ捨て・不法投棄対策では、条例を制定していますが、更なる意識啓発をしていきます。</p>
	<p>⑥ 有害化学物質の適正管理 農業者は、農薬・除草剤・化学肥料の使用を削減し、目標値を遵守するとともに、環境保全型農業を推進します。また、家庭菜園などを営む町民も、農薬・除草剤・化学肥料などの使用を控えます。</p>

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町 民	事業者	行 政	取組時期
①周囲環境に配慮した音量・音の出し方を工夫する	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業活動で発生する騒音の周辺環境への配慮と適切な対策 ▶ 騒音などの周辺への影響についての配慮と適切な対策 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共施設から発生する騒音の周辺への配慮と適切な対策 ▶ 事業者やイベント主催者などへの指導 ▶ 整備不良車両の取り締まり強化 	A
②小山町の景観や植生に配慮した照明を導入する	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要最小限の照明に留めるように努め、光の出し方を工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共施設での夜間照明について周辺への配慮と適切な対策 	A
			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 夜間照明の影響を調査・研究 ▶ 「ライトダウンのタベ」の実施 ▶ 光害の軽減に向けたネットワーク構築 ▶ 光害対策の普及啓発とガイドライン作成 	B
③自動車交通を適正に管理し、振動被害を軽減する	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 問題のある自動車交通の状況について、事業者または行政へ連絡 ▶ 生活・通学道路での低速走行 ▶ 自家用車の利用を減らす 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅密集地での振動・騒音防止 ▶ 事業活動で発生する振動の周辺への配慮と適切な対策 ▶ 車の適正な使用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通の実態把握と速度制限・迂回路設定などの対策検討 ▶ 住宅地での速度規制実施 ▶ 公共交通機関の利用推進 ▶ 荒れた舗装道路の整備 ▶ 振動を吸収する舗装材の使用 	B
④工場などの振動を適正に管理する	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 近隣への振動被害防止対策 ▶ 振動被害発生時のすみやかな対処 ▶ やむを得ず振動を発生させる事業の実施時は、事業開始前に住民への説明を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民からの報告を受けた場合の迅速な対処 ▶ 事業者やイベント主催者などへの指導 ▶ 振動を発生させる事業は事前に被害想定を実施後許可 ▶ 公共施設で発生する振動の周辺への配慮と適切な対策 	A
⑤ポイ捨て・不法投棄をなくす	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 河川や道路などにごみを捨てない ▶ ポイ捨て防止策の検討 ▶ ポイ捨て・不法投棄の監視、異常に気づいたら行政へ連絡 ▶ 美化活動や一斉清掃の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 河川や道路などにごみを捨てない ▶ 自動販売機周辺の空き缶散乱防止 ▶ ポイ捨て防止策の検討 ▶ ポイ捨て・不法投棄の監視、異常に気づいたら行政へ連絡 ▶ 美化活動や一斉清掃の実施・協力 ▶ 廃棄物処理の法令遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ポイ捨て・不法投棄に対する監視強化と速やかな対応 ▶ ポイ捨て防止策の検討 ▶ ポイ捨て禁止条例、不法投棄防止条例の制定 ▶ ポイ捨て防止のキャンペーンの実施 ▶ ポイ捨て・不法投棄の現状についての情報公開・普及啓発 	A
⑥有害化学物質の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農薬などの管理徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有害化学物質の管理徹底と適正な処理 ▶ 農薬などの管理徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有害化学物質の管理と取り扱いについての指導 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 身の回りの除雪を行い、融雪剤をなるべく使わないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境負荷の少ない融雪剤について研究・調査 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 町民に配布した融雪剤について使用した場所と量を把握、余剰分を引き取り ▶ 非塩素系融雪剤の利用の検討 	B
関係団体等 事業者全般				

3. 循環型の社会



この章でめざすこと

環境の課題として重要なものに、ごみとエネルギー問題があります。町内から排出・処分されるごみの量は膨大であり、燃焼時の地球環境への負荷や残った残渣の処分などが懸念されます。エネルギーでは、地球温暖化に関係の深いCO₂排出量削減やエネルギー運搬・移動にともなう環境負荷の低減が課題となっています。

地球環境への負荷を減らすには、地域として循環型社会を実現することが重要です。このため、ごみの減量と資源の再利用、省エネルギーの実践、地元でのエネルギー生産の構築をめざします。

めざす環境像の達成目標

一人一日当たりのごみの排出量について、平成32年度までに890g以下をめざします。

【説明】

平成24年度の小山町の一人一日当たりのごみ排出量は1,059gです。国の目標は平成32年度までに890gであることから、小山町でも目標値とします。

～◇ コラム・3Rとは？ ◇～

環境に負荷を与え、処理コストのかかる「ごみ」を極力少なくする取り組みとして、本計画で推進していく考え方です。Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字をとって一般に「3R(さんあーる)」と呼ばれています。

それぞれの言葉の示す意味は以下の通りです。

- Reduce(リデュース) →ごみを減らす
- Reuse(リユース) →再び使う
- Recycle(リサイクル) →形を変えて使う

この3つの中ではリサイクルがもっとも一般的な言葉で、広く知られています。本計画ではこの3つの考え方に優先度をつけて扱っており、まずはごみを減らすこと(リデュース)をすすめ、次に再び使うこと(リユース)、最後にリサイクルを行うこととしています。

なお以下のものを加え、4R・5Rとする場合もありますが、本計画では基本となる「3R」をまずは進めていくこととしました。

- Refuse(リフューズ) →ごみになるものは買わない
- Repair(リペア) →修理して使う

3-1 モノの循環

(1) 3Rをすすめる

◇現状

● ごみの収集量が増えている

家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみの収集量は、横ばい状態にあります。ごみは基本的に固形燃料にするRDF方式により処理されており、処理にかかる費用も膨大な金額となっています。現在、平成27年度の稼働を目指しストーカ式ごみ焼却施設の建設が進んでおり、市民の利便性の向上と処理経費の節減が期待されています。

◇課題

(i)ごみの量の増加

市民一人あたりの排出量が多いことが課題です。原因としては、大量生産・大量消費社会となった現在、使い捨ての製品が増えてきていることなどが挙げられます。また、レジ袋や資源物を分別せずに可燃ごみとして出していることもごみを増やす一因です。一部の消費者や事業者の分別に対する意識が低いことが課題となっています。

(ii)制度・社会構造の問題

事業系のごみが増えてきていることは、事業所自体が増加していることでもあります。ごみの減量の意識や分別を徹底するしくみが充分でないことも原因のひとつと考えられます。

(iii)リユース(再利用)するしくみ・商品がない

ビール瓶などリユースのしくみがすでにできあがっているものもありますが、多くのリユース可能なものは、どのようにリユースすればよいか分からない場合が多くなっています。しくみがないことが、リユースが進まない原因の一つとなっています。また、リユースをしたくても、すぐに壊れたり、別の場面で利用できない製品が多くあります。リユースを進めやすい製品づくりが課題となっています。

なお、小山町では、平成25年10月1日から事業者の協力により古着のリユース事業を始めています。

(iv)資源化・分別の問題

ごみの資源化を進めるためには、分別が必要不可欠です。しかしながら分別には手間がかかるため、取り組みの遅れが見られます。事業者も分別を行うよりは産業廃棄物として処理した方がコストがかからないという場合もあることから、なかなか取り組みが進んでいません。

小山町の燃えるごみのうち、重量的に大きな割合を占めるのは生ごみです。この生ごみ処理を行うことでごみ減量は大きく進みますが、現状では生ごみ処理の取り組みやしくみづくりが遅れています。

(v)制度(取り組み)の遅れ

家電については、家庭で不要となったテレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた家電リサイクル法が制定されています。しかし、4品目のみであるため、他の家電についてはリサイクルが進んでいません。またリサイクルのための知識が広まっていないため、リサイクルされずに捨てられるものも少なくありません。農業用資材についても再利用を進める必要があります。

(vi)固形燃料の処理

RDFセンターで作られる固形燃料の処分については、課題が多いことから、平成27年4月稼働予定の新ごみ処理施設の建設が進められています。

◇取り組み	
① 生ごみを減らす	ごみの量を減らすため、まずは身近なところから、生ごみを減らすことに努めます。買い物の工夫や生ごみ処理方法の検討などの取り組みを進めます。
② 販売店は過剰包装を減らす	販売店は過剰包装を減らすとともに、リユース・リサイクルできる商品、リサイクル原料を使った商品などに切り替えます。
③ 買い方・売り方を変える	ごみの量にはレジ袋や売り方の問題もあります。マイバック・マイカゴの利用促進、量り売りの導入などを進めます。
④ 家庭からのごみ分別を徹底する	分別することにより量を減らすため、ガイドライン作成など普及啓発を進め、ごみの分別やしやすしい環境を整えていきます。
⑤ 事業系ごみの実態を把握し減量・分別に取り組む	事業系ごみを計画的に削減するため、その方法や処理に関する制度を検討します。
⑥ 家庭系ごみ処理の、さらなる有料化を進める	家庭系ごみの減量を目指し、ごみ処理にかかる費用の見直しなどを行います。
⑦ リユース前提の製品作りを進める	事業者間で規格を統一することでリユース可能になる製品は多くあると考えられます。そのような製品を選ぶ立場から開発する立場まで、協力してリユース可能な製品づくりを進めます。
⑧ リユースするためのしくみづくりを進める	ビンのような広域的な製品の他にも、身近なところで衣服・自転車・家具などリユース可能なものがあります。リユース可能なものの発掘とフリーマーケットのようなしくみづくりを進めます。またデポジット制度やリフィル化なども検討していきます。
⑨ 生ごみ堆肥化とバイオマスとしての利用を検討する	生ごみの資源化では、堆肥化とバイオマスとしての利用があります。これらの取り組みを検討します。
⑩ 生ごみを生かした堆肥の検討	堆肥化では、堆肥を作るしくみとできた堆肥を利用するしくみが必要です。堆肥化とその利用面から取り組みを検討します。
⑪ エコ商品の利用	リサイクルできる商品やリサイクル原料を用いている商品利用を積極的に進めます。
⑫ 資源化のためのごみ分別を徹底する	ごみの資源化を進めるには、分別を進めることが大切です。分別方法をわかりやすくすることや事業系ごみの分別を積極的に進めます。またものを購入するときにリサイクルされた製品を選ぶことも重要です。
⑬ 制度の見直し・普及啓発	家電などのリサイクルを進めるためには、国レベルでの施策推進が必要であり、小山町としても、問題提起をしていきます。またリサイクルのしくみや処理方法を町民に知らせます。



◆リデュース（ごみを減らす）

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
①生ごみを減らす	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 買い物、調理を工夫 ➢ 水切りを徹底 ➢ 生ごみ処理機や段ボール箱などで堆肥化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 調達・調理を工夫 ➢ 生ごみ処理機の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生ごみ処理方法の検討 ➢ 家庭用生ごみ処理機、コンポスター、段ボール箱堆肥づくりなどの導入推進 	B
②販売店は過剰包装を減らす	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ごみが出ない商品の選択・購入 ➢ リユース・リサイクルを考慮した製品の選択 ➢ 過剰包装を断る 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ごみの低減につながる商品の提供 ➢ 詰め替え容器の販売促進 ➢ 簡易包装化 ➢ レジ袋の削減、過剰包装の自粛 ➢ 食品トレイサイズの縮小、トレイなし販売の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「過剰包装→ごみの増加→手間・出費の増加」を普及啓発 	A
③買い方・売り方を変える	<ul style="list-style-type: none"> ➢ すぐにごみとなるようなものを買わない ➢ マイバック・マイカゴを持参 ➢ ばら売り・量り売りの利用 ➢ 「地域お買い物ガイド」の作成と利用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 年間使用レジ袋枚数を行政へ情報提供 ➢ 環境に配慮した売り方の実施 ➢ マイカップやマイ箸持参が特典になる販売方法の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「地域お買い物ガイド」作成への支援 ➢ 店舗ごとのレジ袋削減量を評価し、情報を公開 ➢ マイバック・マイカゴ持参の支援と普及啓発 ➢ 年間に使用するレジ袋枚数と処理費用の公開 	A
④家庭からのごみ分別を徹底する	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ガイドラインにしたがった分別の徹底 ➢ 地域住民が責任をもったごみステーションの管理 ➢ 分別が困難な家庭を地域が支援 ➢ 分別を啓発する活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 分別しやすい商品の販売・提供 ➢ ごみ出しと分別の意識・マナー向上 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ごみ出し・分別の現況把握、ごみ出し・分別のあり方の再検討 ➢ 広報などでの分別の徹底を啓発 ➢ 分別が困難な家庭を支援 	A
⑤事業系ごみの実態を把握し減量・分別に取り組む	—	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自事業所のごみ排出量を把握 ➢ ごみの減量化・資源化の方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監視やチェック体制の強化 ➢ 焼却と分別・資源化のコストバランスを是正 ➢ 公共事業における建設廃材や産業廃棄物の発生が少ない工法の採用 	B
⑥家庭系ごみ処理の、有料化を進める	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有料化への理解 ➢ 有料化検討会(仮称)へ参加 	—	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ごみ処理のしくみ、経費、将来見通しを情報公開 ➢ 有料化の内容と料金について町民とともに検討 	A
関係団体等 小売店、事業者全般				

※取組時期凡例

A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

◆リユース（再び使う）

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
⑦リユース前提の製品作りを進める	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ごみになりにくいもの、長く使えるものを選ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リユース可能な製品開発と販売 ➢ ごみになりにくい製品、長寿命製品などの情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リユースしやすくするため、規格統一の働きかけ ➢ リユースのしくみの広報 	A
⑧リユースするためのしくみづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ➢ フリーマーケットや「あげたい人」「ほしい人」の輪への参加、リサイクルショップの利用 ➢ デポジット制度への理解と協力 ➢ リユース商品の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ フリーマーケットやリサイクルショップなどの情報を発信 ➢ パッケージのリサイクル化を推進 ➢ デポジット制度の検討 ➢ リユース品販売時にかかったコストを明示 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リユースコーナー、「あげたい人」「ほしい人」の掲示板を設置 ➢ バザーやフリーマーケットを主催 ➢ リユースするためのコストのガイドラインづくり ➢ デポジット制度導入の環境づくり ➢ リユース製品の普及を進める広報活動 	A
関係団体等 事業者全般				

◆リサイクル（形をかえて使う）

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
⑨生ごみ堆肥化を進める	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭から出る生ごみの堆肥化 ➢ 堆肥を利用して栽培した野菜の購入 ➢ 分別の徹底と生ごみの水切り 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生ごみ処理機の使用、取り組みを消費者にアピール ➢ 枝打ち材や端材の堆肥化推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生ごみ処理機などの購入に対する助成の検討 ➢ 堆肥化施設の検討 ➢ 安全な堆肥づくりの研究開発 ➢ 枝打ち材や端材の堆肥化推進 	B
⑩生ごみを生かした堆肥の利用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭菜園・市民農園・花壇や自分の田畑での堆肥の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 堆肥を利用した野菜を普及・販売 ➢ 安全な堆肥の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民農園での堆肥利用を促進 ➢ 家庭や事業所でできた堆肥を流通させるしくみづくり 	B
⑪エコ商品の利用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リサイクルできる商品、リサイクルした原料を使っている商品、詰め替え製品などを選ぶ 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ グリーン購入を促進 	A
⑫資源化のためのごみ分別を徹底する	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭から出るごみの把握 ➢ 分別の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 分別の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リサイクルされた資材を利用 ➢ 分別方法を分かりやすく説明 	A
			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所の廃棄物の現状を把握し、分別の徹底を促進する施策を検討・実施 	B
⑬制度の見直し・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リサイクル法対象製品のリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ どのような製品がどのようにリサイクルされているかを町民に広報 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ どのようにリサイクルされているかを町民に情報公開 ➢ リサイクル法の対象とする品目数拡大を国に働きかけ 	A
関係団体等 事業者全般				

3-2 エネルギーの有効利用

(1) 省エネルギー

◇現状
<p>私たちが普段使っている電気・ガスなどのエネルギー源は、その大半が石油・石炭・天然ガスなどの化石であり、ほとんどを外国からの輸入に頼っています。</p> <p>石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料は、地球が長い年月をかけてつくり出したものであり、その量には限りがあります。また、化石燃料の燃焼より、地球温暖化の原因である二酸化炭素が発生します。</p>

◇課題	◇取り組み
(i)省エネルギーの対策や取り組みの遅れ	<p>① 省エネの対策を進める</p> <p>省エネルギーの取り組みを、よりいっそう進めます。</p>
	<p>② 省エネ生活の工夫を集める、広める</p> <p>具体的にどのような取り組みを進めたらよいのかを分かりやすくするため、省エネルギー生活の工夫、効果を集め、広めます。</p>

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町 民	事業者	行 政	取組時期
①省エネの対策を進める	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 省エネ型の電化製品の購入 ➢ エコドライブの実践とエコカーの導入、家庭でできる省エネの実践 ➢ 地域での省エネ活動の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 販売方法・営業時間などの見直し ➢ 建物の省エネ化(断熱化) ➢ エコドライブの実践とエコカーの導入 ➢ 省エネ型の事業機器の使用と開発 ➢ オフィスの省エネ推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 庁舎内での省エネ率先行動実施 ➢ 公用車でのエコドライブ実践と環境負荷の少ない自動車の導入 ➢ 省エネ対策について事業所・販売店などへの指導 	A
			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 省エネ普及を図るための税制優遇などを検討 	B
②省エネ生活の工夫を集める、広める	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ガイドブックを参考に省エネ行動実践 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ガイドブックを参考に省エネ行動を実践 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭や事業所でできる省エネ行動や効果、省エネ機器の情報ガイドブック作成と提供 ➢ 省エネモデルとして、学校などの公共施設に省エネ機器・設備・建築を率先導入 	A
関係団体等 事業者全般				

(2) エネルギーの地産地消

◇現状

私たちが普段使っているエネルギー源は、そのほとんどを外国からの輸入に頼っています。しかし、私たちの地域にエネルギー源がない、というわけではありません。河川や水路を流れる水、太陽、風など、利用できるエネルギー源はいくつもあります。大規模な利用には至っていません。

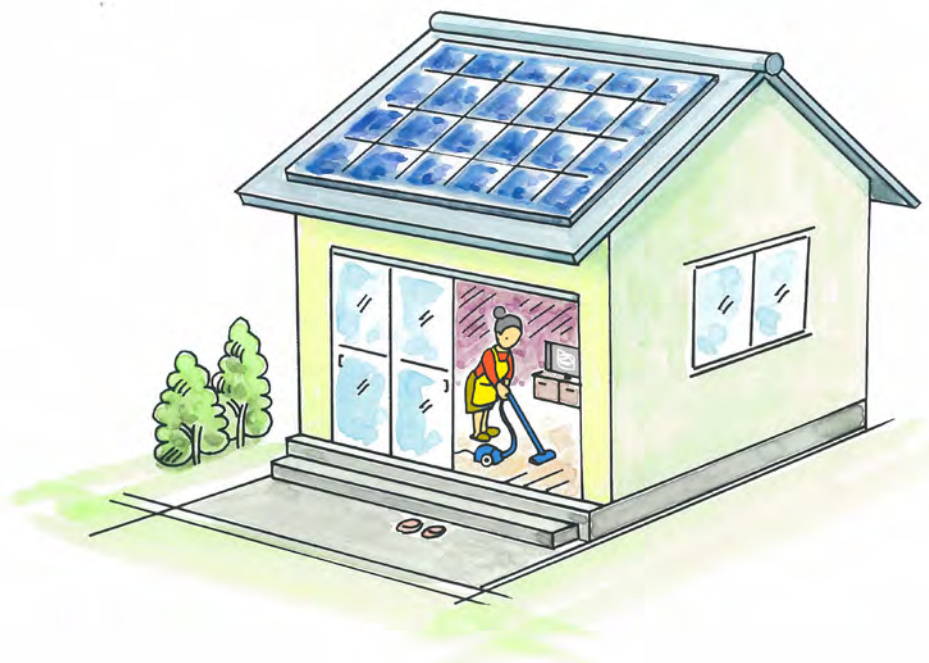
なお、小山町では住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用システムの設置に対する助成を行っています。制度は平成22年度からはじまり、平成24年度までに太陽光発電は80件、太陽熱利用は25件の助成を行っています。また、公共施設では、須走小学校が太陽光発電システムを導入しています。

◇課題

- (i) エネルギーの自給率の低さ
- (ii) 地域のエネルギー資源の活用と取り組みの遅れ

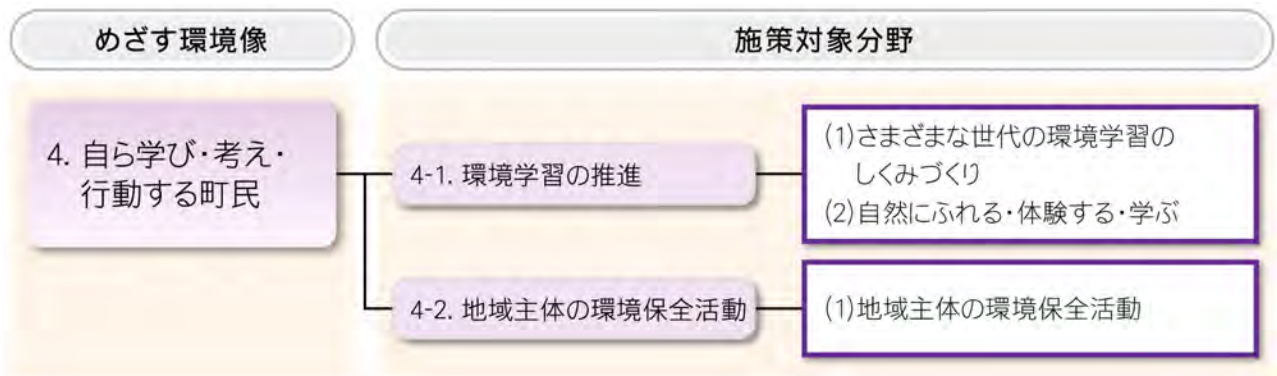
◇取り組み

- ① エネルギーについて知る
私たちが暮らしの中でどのくらいのエネルギーを使っているのか、そのエネルギーはどこから来るのかを知る必要があります。
- ② エネルギーの地産地消を進める
エネルギーを地域で生産するための取り組みとして、太陽光（メガソーラー）、小水力発電などの導入可能性を探り、小山町で得られるエネルギーの開発と利用を進めます。
- ③ 地域のエネルギー資源の導入を推進
町民・事業者が自宅・事業所で太陽光などの地域のエネルギー利用できるよう、導入への支援を行います。



◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			取組時期
	町 民	事業者	行 政	
①エネルギーについて知る	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エネルギーマイレージ(どのようなエネルギーがどのくらいの距離を渡ってくるか)を知る ▶ エネルギー消費をできるだけ抑える ▶ エネルギー自給の必要性と方法の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域でエネルギーの利用について検討 ▶ エネルギー消費をできるだけ抑える ▶ エネルギー自給の必要性を理解 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エネルギー消費をできるだけ抑える ▶ 庁舎・公共施設の使用電気の一部を庁内の施設で発電することを検討 ▶ 小山町で地産できるエネルギー源を検討し推進 ▶ エネルギーの地産池消の取り組み紹介と普及 	A
②エネルギーの地産地消を進める	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新エネルギー(太陽光・太陽熱・水力など)の導入にあたっての理解 ▶ 新エネルギー普及活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新エネルギー導入の検討と推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新エネルギー導入計画の策定と実施 ▶ 事業者の新エネルギー導入の支援 ▶ 新エネルギー担当部署(またはコーディネート役)の設置 ▶ 小水力発電の可能性の調査・検討 ▶ メガソーラー導入の可能性の検討 ▶ 分散型エネルギーインフラプロジェクト導入の可能性調査 ▶ 畜産・森林資源や廃棄物の有効利用の検討 ▶ 学校などの公共施設に新エネ機器・設備・建築の率先導入、普及啓発 	A
③地域のエネルギー資源の導入を推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新築、リフォーム時に太陽光発電導入を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 太陽光発電を効率よくできる建物構造などの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新エネルギー導入に対する補助金制度創設 ▶ 太陽光発電システム設置補助制度の拡充 	A
関係団体等 事業者全般				

4. 自ら学び・考え・行動する町民



この章でめざすこと

私たちの小山町を未来へより良いかたちで引き継いでいくためには、町民一人ひとりが環境に対する課題を知り、良いことは続け、悪いものがあれば直していく活動の実践が必要です。環境問題は多様化・広域化しており、個人、事業者や行政など、ある特定の主体だけでは解決できない問題が多くなっています。

小山町の環境をより良い方向へ導くため、未来を担う子供たちの環境学習への参加はもちろんですが、世代を越えて環境学習へ参加していくこと、そして地域内での連携や町民・事業者・行政との協働がいっそう推進されることをめざします。

めざす環境像の達成目標

環境学習への参加者が延べ 6,500 人を超えることをめざします。

【説明】

小山町の世帯数が約 6,500（平成 22 年度）世帯であることから、全ての世帯から一人ずつ参加頂けることをめざします。

4-1 環境学習の推進

(1) さまざまな世代の環境学習のしくみづくり

◇現状
<p>学校や地域などで環境について学ぶさまざまな取り組みが行われています。しかしながら、取り組みへの参加は一部の方々に限られているのが現状です。このため、より多くの人たちの参加が得られるよう取り組んでいく必要があります。</p> <p>幼稚園・保育園・学校などにおける子供たちの学習への支援に加え、大人も対象とした生涯学習を支援することで、環境について学ぶ機会を広げていく必要があります。</p>

◇課題	◇取り組み
(i)環境について学ぶ機会や、環境についての情報の不足	<p>① 幼稚園・保育園・学校での環境学習</p> <p>自然体験や環境保全活動などを通じた環境学習を推進します。</p>
	<p>② 生涯学習としての環境学習</p> <p>大人世代を対象とした環境学習の機会を増やします。また、環境学習をすすめる人材の育成をはかります。</p>
	<p>③ 環境情報の収集と提供</p> <p>身近な暮らしの中での環境をより良くするための知恵を収集するなど、環境に関わるさまざまな情報を収集し、広く提供します。</p>

◇取り組み内容					
取り組み	取り組みの主体				取組時期
	町 民	事業者	行 政		
①幼稚園・保育園・学校での環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 幼稚園・保育園での自然体験に積極的に参加 ➢ 地区子供会育成会、地区児童・生徒会単位で活動に参加 ➢ 学校での環境学習に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境学習・野外学習ができる機会を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 幼稚園・保育園・学校での環境学習をいっそう推進 ➢ 野外教育・保育のできる施設整備を支援 ➢ 親子で参加できる環境に関する行事を企画、実施 ➢ 地域の環境を学ぶ時間に「総合的な学習の時間」を活用 		A
			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 学校農地・生物の生息空間などを造り、その維持管理、観察などを通して環境学習に活用 		B
			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業実習から食育までを含めた農業学習プログラムの充実 ➢ 高校や大学と連携し、体系的な環境学習を推進 		A

※取組時期凡例

A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町 民	事業者	行 政	取組時期
②生涯学習としての環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境学習の指導者育成制度への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 従業員への環境教育の推進 ➢ ボランティア休暇などを設定し、活動への参加を奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境学習の指導者育成制度の検討 ➢ 先進地視察などの環境指導者育成講習会の開催を検討 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ おやま環境塾（仮称）への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ おやま環境塾（仮称）の開催を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ おやま環境塾（仮称）を開催 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域活動(隣組・区・自治会組織など)を通じた学習を推進 ➢ 家族で環境に配慮した生活に取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所における環境への取り組みを環境学習の題材として紹介 ➢ 社内での環境学習推進 ➢ 事業活動にともなう環境負荷や環境への取り組み状況について広く情報公開・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域活動(隣組・区・自治会組織など)の場での学習会に参加し、行政からの出張啓発を行う ➢ 町内の企業の環境に対する取り組みを集め、情報を公開 ➢ 事業者へ環境ボランティア休暇などの導入呼びかけ 	A
③環境情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ウェブサイトや広報紙より、小山町の環境の現状や推移・法制度・取り組み状況などについて理解を深める ➢ エコロジーな生活の知恵を行政へ提供 ➢ 「お得で地球に優しい」「今からできる環境行動」「環境に大きな影響を与えること」等の具体例などについて町民間で紹介しあう ➢ 「お年寄りの知恵」を若い世代へ伝承 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所における環境への取り組みを環境学習の題材として紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ウェブサイトや広報などでの環境の情報提供 ➢ 知恵袋、豆知識の提供箱・提案箱を設置 ➢ 町民や事業者の集めた知恵や事例をまとめ、広報 ➢ 分かりやすくビジュアルな啓発資料の作成・配布 ➢ ごみを限りなくゼロに近づける循環型社会の理念およびMOTTAINAI(もったいない)理念の徹底 ➢ 「お年寄りの知恵」の収集、環境にやさしいヒントとしてまとめ、広報 ➢ 環境の日を設定し、施策や小山町の環境情報を発信 ➢ 環境フェアの開催 	A
関係団体等 小山町NPO支援室、事業者全般				

(2) 自然にふれる・体験する・学ぶ

◇現状
都市型の生活が浸透するとともに、自然とふれあう機会が減っています。特に子供たちは、昔は自然の中で育まれてきましたが、現在では意識して自然にふれあう機会をつくらなければ、自然のすばらしさを知らずに大人になります。自然とふれあう体験の中から、環境に対する配慮の心も芽生えてきます。

◇課題	◇取り組み
(i)自然とふれあう機会の不足	① 自然とのふれあい 町民が自然とふれあう機会を創出します。
(ii)自然に対する知識の不足	② イベント・プログラムの実施と参加 行政はイベントなどの企画により、自然とふれあうための機会を提供します。また、そのための場の整備、指導者などの人材の育成も促進します。

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町 民	事業者	行 政	取組時期
①自然とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭で自然とふれ合う機会を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者内での環境学習推進と活動への参加 ➢ 施設内に生物の生息空間を造り、維持管理や観察を町民とともに実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の自然環境をわかりやすく解説した冊子の作成と活用 ➢ NPOなどとの連携により環境学習の指導者育成 	A
		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 間伐体験などの環境学習の場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「町民の森」や「町民の山」をつくり、自然観察や環境学習の場として活用 	B
② イベント・プログラムの実施と参加	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 身近な場所でのイベントやプログラムの企画・運営、協力 ➢ ごみゼロの日に親子で参加 ➢ 環境フェアに参加 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ イベントやプログラムを企画・運営、協力 ➢ 環境フェアに参加 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 年間を通じて、普及啓発・環境学習に貢献するイベント・プログラムを開催 ➢ 区や公民館行事とも連携し、イベントやプログラムを企画 ➢ 各種の環境への取り組みやイベント、補助制度が一覧できる資料の作成、配布 	A
関係団体等 NPO法人 北郷創林隊、事業者全般				

4-2 地域主体の環境保全活動

(1) 地域主体の環境保全活動

◇現状
町内の各地域においては、さまざまな組織や団体により環境保全のための取り組みが進められています。生活に密着した基盤での活動は、地域の環境(自然環境や生活環境)をより良くする取り組みの基本的な単位ともいえます。

◇課題	◇取り組み
(i)各地域の多種多様な組織や団体の連携不足	① 団体活動・地域活動での環境保全活動 町民が地域の活動へより積極的に参加していく雰囲気をつくります。また、未来を担う子供たちを健全に育成する環境を整えていきます。
	② 環境保全に係わる活動を推進するためのしくみづくり 環境保全に係わる団体、事業者が連携して活動できるよう、各組織・団体などのネットワークを構築し、連携と協働のしくみを構築します。

◇取り組み内容				
取り組み	取り組みの主体			
	町民	事業者	行政	取組時期
① 団体活動・地域活動での環境保全活動	➢ 地域活動(隣組・区・自治会組織など)を通じた活動に参加、推進	➢ 地域での環境や自然に関わる活動に参加	➢ 地域での環境学習、環境や自然に関わる活動を支援	A
②環境保全推進のためのしくみづくり	—	➢ ネットワークへ参加	➢ 地域において環境保全の取り組みを進める団体などのネットワークを構築 ➢ 環境保全活動に対する表彰、表彰内容の広報や補助制度の創出	A
関係団体等 自治会、NPO法人等				

第5章 地域別の環境に配慮した取り組み

小山町は、御殿場線、国道246号、県道沼津小山線が貫通する小山地域、宿場街として栄え今もその面影を残す足柄地域、富士山を背景に田園が広がる北郷地域、富士山世界文化遺産を有する須走地域と個性ある地域で形成されています。

それぞれの地域が有する貴重な特性をより醸成しながら、将来世代に引き継いでいくことが大切です。

このため、第4章までの様々な取り組みに加え、地域の個性をより高めるための「重点的取り組み項目」を示しました。



1. 小山地域の取り組み

(1) 地域の概要

本地域は、御殿場線の開通、水量の豊かさ、水質のきれいさ、比較的温暖な気候などの条件を生かして早くから紡績の町として栄えてきました。

今も、ハイテクパーク富士小山工業団地や様々な企業が立地しており、経済発展の要として重要な役割を担っています。

(2) 写真で見る今と昔



<昔（明治）>



<今>

富士紡績三四工場



<昔（大正 富士見橋の完成）>



<今>

富士見橋

(3) 地域特性

- まちの中心部を鮎沢川と須川が流れ、丹沢山地と箱根外輪山に挟まれた地域です。
- 町内最大の市街地が形成され、人口が集中した地域です。
- 成美地区や明倫地区の農業用水路沿いでは、ホタルの生息が多く確認されています。
- 県道沼津小山線沿いの市街地には商店や公共施設が連なる街並みとなっています。

(4) 環境資源

- 豊かな湧水、きれいな水を育む丹沢山地
- 人々に安らぎと潤いを提供する鮎沢川

(5) 地域の人々の活動等の様子

これまでのアンケート調査から、本地域の人々の環境への取り組みの様子や後世に残したいと思っていることについて下記に示しました。

小山地域で実行されている取り組み

目的	取り組み	実行の程度	
		いつも	時々
水汚染防止	浄化槽の点検を定期的に行っている（下水道区域を除く）	66.4%	12.4%
大気汚染防止	家の庭や畑でゴミを燃やさないようにしている	70.8%	10.2%
廃棄物削減	飲料容器やトレーをリサイクルに出している	50.0%	25.7%
有害物質削減	車のバッテリーや電池類を適正に処理している	74.3%	7.5%
地球温暖化防止・省エネ	服装で調節して冷暖房の使用を出来るだけ控えている	50.0%	35.0%
	家電製品はなるべく省エネ型を購入するようにしている	53.1%	23.9%
	電化製品のスイッチはこまめに消して節電に努めている	55.3%	27.0%

後世に残したいと思っていること

残したいこと（場所）	その理由
豊門公園周辺	町の歴史として重要、建物と自然が調和している 等
金時公園	子供から年配者まで集える場所
柳島	自然がきれい 等
湯船	山々が美しい、空気がきれい 等
神社、史跡など	歴史を感じられる

（出典：平成25年度「小山町の環境に関する町民アンケート」結果）

(6) 重点的取り組み

各家庭における窓辺花いっぱい運動の展開

小山地域は、県道駿河小山停車場線や県道沿津小山線沿いに商店が連なり、街が形成されています。道路が拡幅出来ない状況もあって、街路樹等による安らぎを感じられるまちづくりが難しい状況にあります。

このため、窓辺花いっぱい運動による憩えるまちづくりをめざします。



2. 足柄地域の取り組み

(1) 地域の概要

本地域は、旧足柄街道の宿場町であり、歴史的町並みや足柄城址などの数多くの文化遺産があります。金時山などの箱根外輪山に連なる山地が地域の大半を占め、鮎沢川沿いの平坦地に市街地が形成されています。JR 足柄駅前には新しい住宅の建設が進んでいます。また、足柄峠や金時山などへのハイキングを楽しむ人が多く訪れる地区でもあります。

(2) 写真で見る今と昔



<昔（大正9年）>



<今>

円通寺



<昔（昭和）>



<今>

足柄峠線

(3) 地域特性

- 箱根外輪山・足柄山嶺と鮎沢川に挟まれた地域です。
- 横山遺跡をはじめ遺跡の集中する地域です。
- 民宿山久荘の敷地内では豊富な湧水によるわさびの栽培が行われているほか、ホタルの生息が確認されています。

(4) 環境資源

- 豊かな湧水、きれいな水、多様な動植物を育む足柄山（金時山）
- イワナ、ヤマメ、ホタルなどを育む鮎沢川、地蔵川
- 人々にロマンを感じさせる足柄古道や聖天堂
- 今も伝わる宿場町時代の屋号

(5) 地域の人々の活動等の様子

これまでのアンケート調査から、本地域の人々の環境への取り組みの様子や後世に残したいと思っていることについて下記に示しました。

足柄地域で実行されている取り組み

目的	取り組み	実行の程度	
		いつも	時々
水汚染防止	浄化槽の点検を定期的に行っている（下水道区域を除く）	64.5%	8.1%
大気汚染防止	家の庭や畑でごみを燃やさないようにしている	66.1%	11.3%
廃棄物削減	買い物袋を持参しレジ袋は受け取らないようにしている	56.5%	19.4%
有害物質削減	車のバッテリーや電池類を適正に処理している	74.2%	12.9%
地球温暖化防止・省エネ	家電製品はなるべく省エネ型を購入するようにしている	50.0%	32.3%
	電化製品のスイッチはこまめに消して節電に努めている	59.7%	19.4%

後世に残したいと思っていること

残したいこと（場所）	その理由
足柄ふれあい公園	整備されていてきれい、子供が遊ぶのによい 等
足柄峠、足柄古道	景色が美しい、環境的にも文化的にも重要な場所 等
聖天山	自然が豊か、富士山がきれいに見える 等
浅間山神社、宝鏡寺	

（出典：平成 25 年度「小山町の環境に関する町民アンケート」結果 ）

(6) 重点的取り組み

宿場まちをイメージできる街路樹の植栽によるまちづくり

足柄駅前は、今大きく変わろうとしています。足柄峠や金時山へのハイカー、足柄SAドッグランへの来客、温泉利用客などにより賑わいを見せています。今後は、新東名の開通に伴いますます多くの人を訪れることが期待されます。この地域には、宿場町として栄えていた頃の屋号が今も引き継がれています。こうした地域の宝を生かしたまちづくりが大切と考えていますが、まず手始めに駅前の街並みを核として豊かな街路樹が連なる景観づくりをめざします。



3. 北郷地域の取り組み

(1) 地域の概要

本地域は、町のほぼ中央にあり、北部は三国山稜の傾斜地、南部は富士山の裾野に広がる緩斜面となっています。比較的平坦な南部には分散的に集落が形成されているほか、優良な農地が広がっており、町の農業生産の中心となっています。また、工業団地、ゴルフ場などが多く集まっています。

(2) 写真で見る今と昔



<昔（昭和36年）>



<今>

旧国道246号



<昔（昭和36年）>



<今>

吉久保交差点

(3) 地域特性

- 三国山系から平野部で構成された地域です。
- 豊富な湧水を利用した水稲耕作地域であり、小山町の名産である水かけ菜の産地でもあります。また、農林水産大臣賞を受賞するほど質の高いわさびの栽培も行われています。

(4) 環境資源

- 多様な農産物や生活用水を育む富士山からの伏流水〔須川・三国山〕
- 富士山のふもとまで見渡せる田園風景
- いにしへの思いを呼び起こす唯念寺・大胡田神社

(5) 地域の人々の活動の様子

これまでのアンケート調査から、本地域の人々の環境への取り組みの様子や後世に残したいと思っていることについて下記に示しました。

北郷地域で実行されている取り組み

目的	取り組み	実行の程度	
		いつも	時々
水汚染防止	浄化槽の点検を定期的に行っている（下水道区域を除く）	77.2%	8.9%
大気汚染防止	家の庭や畑でゴミを燃やさないようにしている	58.9%	18.9%
廃棄物削減	飲料容器やトレーをリサイクルに出している	56.1%	20.6%
	買い物袋を持参しレジ袋は受け取らないようにしている	63.3%	23.9%
有害物質削減	車のバッテリーや電池類を適正に処理している	84.4%	8.3%
地球温暖化防止・省エネ	服装で調節して冷暖房の使用を出来るだけ控えている	50.6%	36.1%
	家電製品はなるべく省エネ型を購入するようにしている	62.2%	24.4%
	電化製品のスイッチはこまめに消して節電に努めている	63.3%	23.9%

後世に残したいと思っていること

残したいこと（場所）	その理由
田園景観	美しい風景 等
水菜の景観、産地	北郷ならではの景観、資源だから 等
用沢 佐野川桜並木	桜がきれい 等
小山町総合運動公園	子供のために大切 等
唯念寺、大胡田天神社	

（出典：平成 25 年度「小山町の環境に関する町民アンケート」結果）

(6) 重点的取り組み

休耕田を活用した四季折々の花畑づくり

本地域は、富士山を背景に広大な田園が広がり、多様な農産物が生産されています。豊かな農産物の販路をいっそう拡大していくためには、多くの人々との交流の場の創出が大切です。

本地域の田園風景は多くの写真家にも愛されています。田植えや稲刈りの時期は、青々とした苗や豊かに実った稲穂を撮影するため、多くの人で賑わいます。

人々との交流をいっそう推進し、地場製品の素晴らしさを知っていただく機会を創出するため、休耕田を活用した四季折々に咲く花畑づくりをめざします。



4. 須走地域の取り組み

(1) 地域の概要

本地域は、富士山のふもとと標高約800mの高地にあり、相模、駿河、甲斐三国の中継地として栄えました。また、世界文化遺産である富士山の須走口登山道があり、富士登山の玄関口として、旅館や民宿などが数多くあります。なお、本地域では良好な水環境を保全するため下水道整備をすすめており、下水道整備区域内の接続率は、ほぼ100%となっています。

(2) 写真で見る今と昔



<昔（大正10年）>



<今>

須走登山道入り口



<昔（明治）>



<今>

浅間神社

(3) 地域特性

- 日本の象徴である『富士山』を有した地域であり、旅館等の宿泊施設が存在します。
- 世界文化遺産の構成資産である『富士浅間神社』と『須走口登山道』が存在します。
- 標高約800mのため、夏季は涼しいことから別荘地としても利用されています。
- 陸上自衛隊富士駐屯地および富士学校と東富士演習場を有する地域です。

(4) 環境資源

- 世界文化遺産である富士山〔構成資産：富士浅間神社、須走口登山道〕
- 良質の水を多量に湧出する籠坂湧水
- 富士山麓の多様な動植物

(5) 地域の人々の活動の様子

これまでのアンケート調査から、本地域の人々の環境への取り組みの様子や後世に残したいと思っていることについて下記に示しました。

須走地域で実行されている取り組み

目的	取り組み	実行の程度	
		いつも	時々
大気汚染防止	家の庭や畑でごみを燃やさないようにしている	78.4%	4.5%
廃棄物削減	買い物袋を持参しレジ袋は受け取らないようにしている	57.7%	21.6%
有害物質削減	車のバッテリーや電池類を適正に処理している	77.5%	8.1%
地球温暖化防止・省エネ	服装で調節して冷暖房の使用を出来るだけ控えている	52.3%	29.7%
	家電製品はなるべく省エネ型を購入するようにしている	53.2%	27.0%
	電化製品のスイッチはこまめに消して節電に努めている	52.3%	28.8%

後世に残したいと思っていること

残したいこと（場所）	その理由
富士浅間神社	世界文化遺産、歴史的に重要 等
富士山、富士登山道	世界文化遺産、自然豊かな場所 等
なかよし公園	子供が安心して遊べる 等
立山周辺	鳥の音楽堂などよそにない素晴らしい環境 等

（出典：平成25年度「小山町の環境に関する町民アンケート」結果）

(6) 重点的取り組み

水路を活用した小水力発電によるエネルギーの地産地消の推進

本地域は、富士山世界文化遺産が所在する街です。世界遺産登録後、多くの人々が訪れていますが、今後、ますます世界の人々で賑わうことが期待されています。

既に地域の人々により「花いっぱい運動」が定着し、美しい街並みが構築され、潤いと安らぎを提供しています。

こうした背景や取り組みを礎として、須走地域全体が環境に配慮し、自然と共生する地域となるようまちづくり（環境共生型まちづくり）が大切です。



第6章 計画の推進体制と進行管理

1. 推進体制

本計画に掲げる様々な施策を着実に推進していくためには、町民・事業者・行政など各主体が互いに連携し協働していくことが重要です。

そのためには、事業の推進状況等について互いに共有する場を構築することが大切です。

このため、確実な進行管理が出来るよう、庁内各課で構成する「環境基本計画庁内調整会議」と町民・事業者・行政で構成する「環境基本計画推進会議」を設置することとしました。

これらの会議の役割は下記のとおりです。

(1) 環境基本計画庁内調整会議

名 称	環境基本計画庁内調整会議
構 成	関係各課
趣 旨	行政の横断的組織として環境に関する施策・事業を推進するとともに、本計画の進行管理を通じて庁内全体の環境マネジメントを行います。
主な役割	① 各課で取組む環境に関する施策・事業の総合的な調整・推進 ② 施策・事業の進捗状況の点検・評価と「環境基本計画推進会議」（仮称）への報告 ③ 一事業所としての率先行動の推進と点検・評価

(2) 環境基本計画推進会議

名 称	環境基本計画推進会議
構 成	町民代表・事業者代表・学識経験者・行政側担当者など
趣 旨	町民・事業者および行政も含めた町全体の取り組みを推進するとともに、計画の点検・評価を行います。また、重点施策の推進と点検・評価も行います。
主な役割	① 町民・事業者・行政の取り組みの調整・推進 ② 町民・事業者への普及啓発や他の取り組みの支援 ③ 計画の達成・進捗状況の点検・評価 ④ 年次報告の作成

(3) 環境審議会

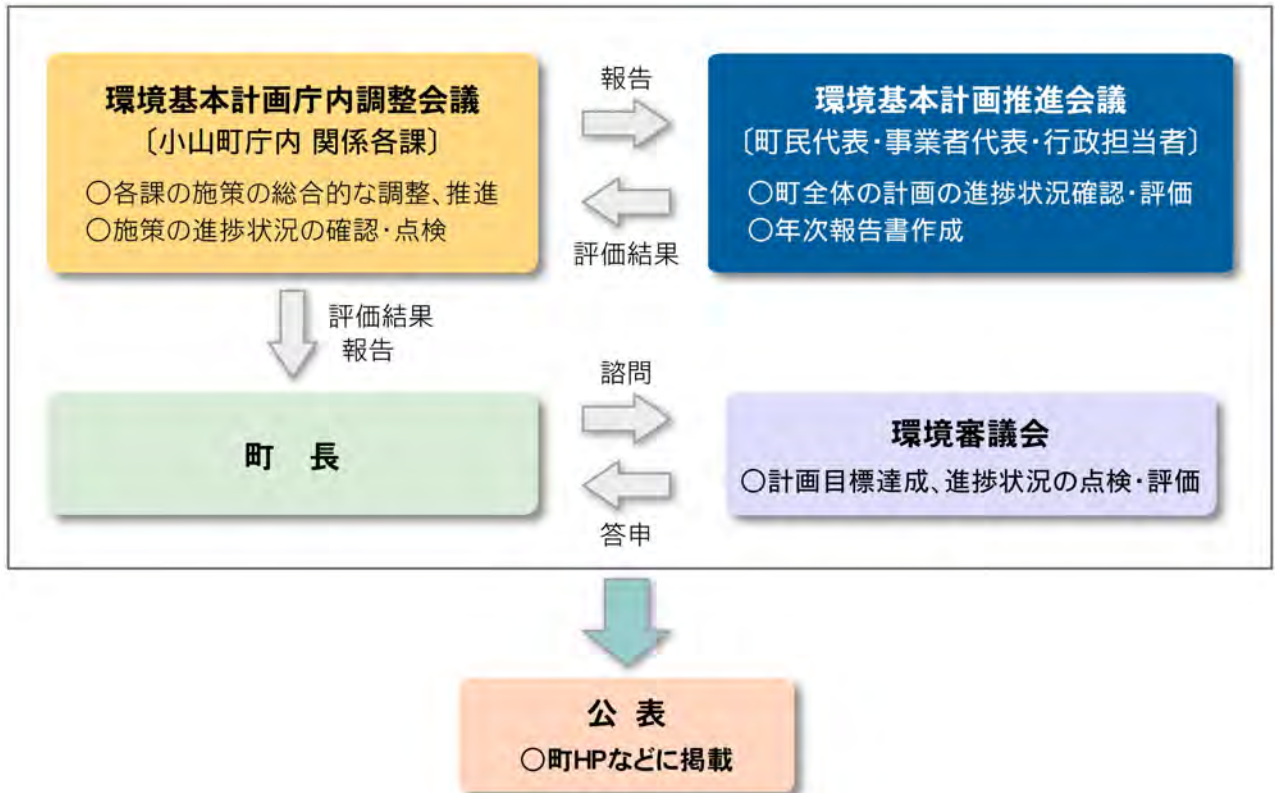
名 称	環境審議会
構 成	公募委員・学識経験者・関係機関代表者など
趣 旨	町全体としての取り組みをまとめた年次報告に対し、専門的見地から目標の達成状況、取り組みの進捗状況の点検・評価を行います。
主な役割	① 計画の年次報告に対する意見の確認 ② 計画の目標達成状況と取り組みの進捗状況の点検・評価 ③ 計画の見直しについての調査・審議

2. 検討評価のしくみ

環境基本計画庁内調整会議、環境基本計画推進会議、環境審議会における検討、評価等の手順は下図のとおりです。

このような手続きを経て各事業の進捗状況は広く公表することとなります。

検討・評価・公表の手順



3. 進行管理のための手法

本計画の確実な進行をはかるため、庁内においては環境マネジメントシステム(EMS：ISO14001、エコアクション 21 など)の導入を検討します。進行管理の基本的な流れは、EMSの4つのステップであるPDCA サイクル「計画(Plan) → 実行(Do) → 点検・評価(Check) → 改善(Action)」にしががいます。

このサイクルは年次実施計画に基づいた年間の取り組みと、進捗状況をまとめた年次報告が基本となります。

また、5年ごとの環境基本計画の見直しもこのサイクルにしががって進行管理します。

(1) 計画する (Plan)

事務局は、本計画を基盤として年次の実施計画を策定します。2年目以降は、「環境基本計画推進会議」(仮称)の結果である「年次報告」に基づき、「環境審議会」および町民・事業者などの意見から庁内担当各課の年次目標を設定し、年次実施計画を策定します。

(2) 実行する (Do)

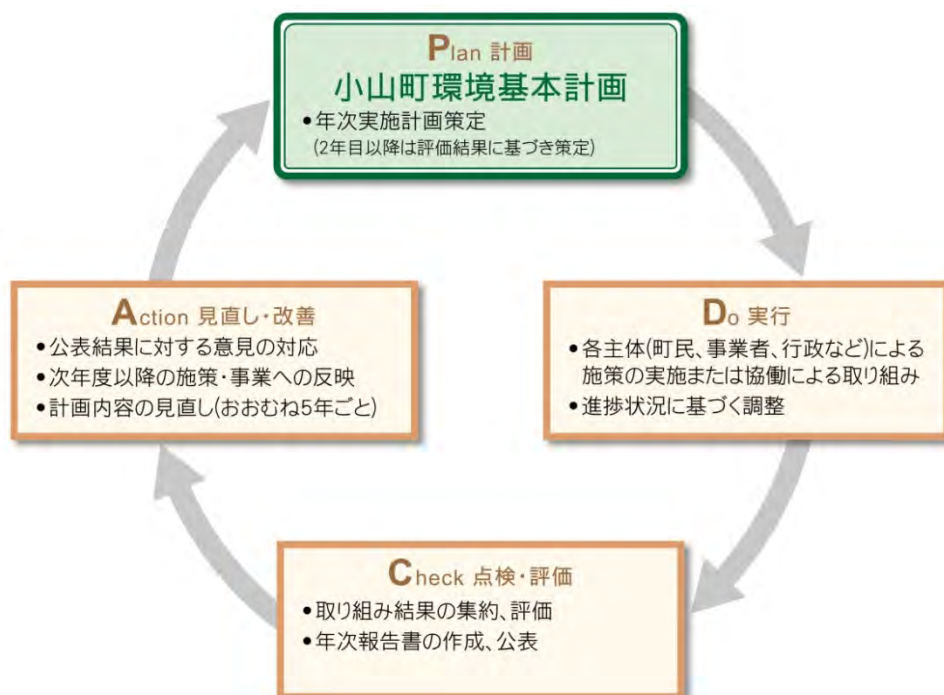
各主体は実施計画に基づき、前項の推進体制に沿って取り組みを進めます。進捗状況については、「環境基本計画推進会議」(仮称)や「環境基本計画庁内調整会議」(仮称)において把握し、調整を行います。

(3) 点検する・評価する (Check)

事務局は、実施計画に基づき行った取り組みの結果について集約を行い、各会議に報告します。「環境基本計画推進会議」(仮称)では、町全体の取り組みの結果を集約し、「年次報告」を作成します。「年次報告」は「環境審議会」での点検・評価を行うとともに、広く町民・事業者に公表して意見を募ります。

(4) 見直す・改善する (Action)

事務局は、「環境審議会」での点検・評価結果、および「年次報告」に対して寄せられた意見について対応を検討し、次年度の年次実施計画への反映と、必要に応じて計画の見直しを行います。



4. 環境に関する情報の提供

(1) 目的

環境をより良くする取り組みのきっかけとして、環境に関する情報の提供はとても重要です。これまでも様々な情報が提供されていますが、環境基本計画の策定を契機として、より多彩な情報の発信、情報の一元的な提供など、町民が容易に情報を得られるような体制を整える必要があります。

(2) 進め方

環境に関する情報や取り組み内容を一度にみられる場として、環境フェアなどのイベントを検討・企画します。これらのイベントは、町民、事業者等が小山町の環境を見つめ直し、環境をより良くするための活動のきっかけとなることを目的とし、定期的・継続的に開催します。また、イベントの開催内容等はインターネット上でも公開し、情報提供します。



小山町総合計画(平成23年4月～)に記載されている環境関連の数値目標

大区分	指標名	現状値 (H22)	目標値 (H27)	指標の説明
環境保全・富士山	環境保全・富士山に対する満足度	71%	80%	町民アンケートにおいて「自然環境が保全されている」と回答した町民の割合
	富士山学習の開催	3回(H21)	6回	富士山に係る学習会の開催数
水資源・水辺	水資源・水辺に対する満足度	80%	90%	町民アンケートにおいて「清らかで豊かな水資源が守られている」と回答した町民の割合
	水とテーマとした体験学習の回数	5回(H21)	7回	湧水の流れや飲料水をテーマとした体験学習やウォーキングの開催回数
ごみ・環境衛生	ごみ・環境衛生に対する満足度	36%	50%	町民アンケートにおいて「ごみの減量化や資源化がすすんでいる」と回答した町民の割合
	ごみ排出量	8,020 t (H21)	7,620 t	循環型社会形成推進地域計画の中にあるごみ排出量の数値
	資源リサイクル活動団体登録	32件 (H21)	50件	資源リサイクル活動の登録団体の累計
景観・環境美化	景観・環境美化に対する満足度	37%	50%	町民アンケートにおいて、「富士山の景観を活かした美しいまちづくりができている」と回答した町民の割合
上水道	上水道に対する満足度	90%	95%	町民アンケートにおいて「安全な水道が安定供給されている」と回答した町民の割合
汚水処理	汚水処理に対する満足度	54%	70%	町民アンケートにおいて「汚水(下水)が適切に処理されている」と回答した町民の割合
	下水道整備率	98.3%	99.5%	須走地区の下水道事業区域内世帯数に対する下水道接続の割合
	河川浄化度	30以上 (H21)	30以上	鮎沢川小山橋における水の透明度(何cm見えるか:基準値は30cm以上)

小山町環境基本計画

平成 26 年 3 月

発行 小山町

編集 小山町 企画総務部 総務課

〒410-1395

静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2

